

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」
への意見募集で寄せられたご意見に対する考え方

平成23年7月

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」への意見募集で寄せられたご意見について

○ 意見募集期間：平成 23 年 6 月 8 日（水）～ 平成 23 年 7 月 7 日（木）

○ 提出意見総数：32 件

（1）個人 15 件

（2）法人・団体 17 件

受付順	法人・団体意見提出者	受付順	法人・団体意見提出者
1	日本レコード協会	10	テレコムサービス協会
2	日本弁護士連合会	11	日本インターネットプロバイダー協会
3	日本弁理士会	12	部落問題の解決を願う・ねっとわーく・とつとり
4	日本音楽著作権協会	13	奈良ふらっと市民会議
5	株式会社 ドワンゴ	14	株式会社ケイ・オプティコム
6	奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会	15	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
7	日本国際知的財産保護協会	16	日本国際映画著作権協会
8	反差別・人権研究所みえ	17	社団法人日本ケーブルテレビ連盟
9	NHN Japan 株式会社		

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
I		
はじめに		
第1 プロバイダ責任制限法の制定及びその後の運用等		
1 プロバイダ責任制限法の制定		
2 プロバイダ責任制限法の概要		
3 プロバイダ責任制限法の規定を具体化するガイドラインの策定	<p>(2) 権利侵害の判断について</p> <p>権利を侵害されたと主張するものからの送信防止措置要請及び発信者情報開示要請を受けた際、プロバイダはガイドラインに則り、その対応を行っておりますが、権利侵害の判断が困難で、結果として外部の専門家（弁護士等）に対応を相談し、判断を行っている事例が、業界内の調査により散見されております。本検討結果はプロバイダとして対処すべき方向を明示する提言である一方、現実的にはプロバイダによる判断に困難を伴う部分も残ります。つきましては、今後必要に応じてガイドライン等による判断基準の一層の明確化を所期致します。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>ご指摘の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」は、民間の協議会である「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」により策定されているものであることから、当該ガイドラインの具体的な内容は当該協議会による自主的な判断により決定されるべきであると考えます（提言（案）5頁）。</p>
4 民間におけるその他の取組	<p>■要旨</p> <p>□ファイル共有ソフトに関するIPアドレス等の特定手法に関しては、裁判所の判断に基づく判断のみならず、民間による取組において正確性が担保されている場合でも開示することがきるよう改めることを希望する。</p> <p>【ファイル共有ソフトについて】</p> <p>ファイル共有ソフトの機能上、アップロードされた著作権等侵害ファイルはファイル共有ソフ</p>	<p>ご指摘の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」は、民間の協議会である「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」により策定されているものであることから、当該ガイドラインの具体的な内容は当該協議会による自主的な判断により決定されるべきであると考え</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ト利用者のコンピュータ領域に保存されており、当該著作権等侵害ファイルの送信防止措置請求は当該コンピュータの使用者であるエンドユーザに行うしかない。しかしながら、著作権等の権利者がファイル共有ソフトを使用し著作権等侵害を行っているユーザーについて通信の秘密等を侵すことなく適法な調査によって得られる情報は、当該ユーザーに関するIPアドレス、ポート、著作権等を侵害しているファイルの名称のみであり、権利者が当該ユーザーに直接削除要請を求ることはできない。</p> <p>著作権等侵害を行っているユーザーに当該ファイルの送信防止措置を請求するにあたっては、著作権等の権利者は当該ユーザーにIPアドレスを付与しているISPに対して必ず発信者情報開示請求を行わなければならない。</p> <p>殊にファイル共有ソフトにおける現状の発信者情報開示請求は、開示までに相当の時間がかかるため、その期間は著作権等侵害ファイルの拡散が継続してしまい、開示が行われとしても当該発信者のみに送信防止措置を請求するに留まり、その効果は限定的であることから、開示請求者にとって負担が大きいものであると考える。</p> <p>現ガイドライン上では、ファイル共有ソフトについては、裁判所の判断に基づいて開示を行うことを原則とする旨の記述がなされているが、一部のファイル共有ソフト（Winny）でIPアドレス等を特定する手法は、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）」における啓発メール送付活動において確立されており、既に約7300通（2010年6月～2011年3月）のメール送付がなされている。確かに民事裁判例は多くはないところ、本活動では、ユーザーから違法行為を行っていない等の問い合わせが殆どないことから、当該調査手法によるIPアドレス等の特定ほぼ正確であるといえる。</p> <p>そこで、発信者のIPアドレス等の特定にあたり、実際に運用がなされており、正確性が担保されていることが確認できる調査手法を用いている場合は、裁判例がなくとも開示することができる旨の記述にガイドラインを改めるよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>ます（提言（案）5頁）。なお、CCIFは発信者情報の開示は行っていないものと承知しております。</p>
	<u>6頁注6</u> について	ご指摘を踏まえ、本年10月よりファイル共有

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	CCIFにおいては、本年10月よりファイル共有ソフト「Share」も取組の対象とすることが決まっております。 (株式会社 日本国際映画著作権協会)	ソフト「Share」も取組の対象とすることを検討していることを追記することとします（提言（案）6頁）。
5 裁判例		
6 インターネット環境の変化及び情報通信技術		
第2 諸外国の状況		
1 プロバイダ責任制限法の制定		
1 プロバイダ等の責任制限		
2 発信者情報開示		
3 その他		
第3 個々の論点		
1 プロバイダ責任制限法に係る論点		
1 プロバイダ責任制限法に係る論点		
2 プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲		
(1) 有害情報及び社会的法益を侵害する情報		
	1. インターネットにおける人権侵害や差別行為が頻発しており、被差別当事者、被害者の精神的・社会的生活を困難なものにしています。また、これらの人権侵害や差別行為を禁止	1.2. ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものと

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>する法整備がなく、現行法では対応できていない現状があります。こうした状況の中において、当該事案をプロバイダ責任制限法の対象に含め、プロバイダ等の責任制限について定めることで、プロバイダ等の責任の範囲がある程度明確になり、さらにこれがプロバイダ各社の利用規約、契約約款等に反映されることで、運用面での適切な対応が促されると考えます。</p> <p>2. インターネットにおける人権侵害や差別行為を防止するために、プロバイダ責任制限法の関連事案に連動し、プロバイダ各社の利用規約、契約約款等の中に、具体的に人権侵害や差別行為を禁止する旨を記載する等、プロバイダの社会的責任を実現できるような仕組みとしてほしいと考えます。</p> <p>(1) 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適正な運用です 平成 23 年 3 月 24 日第 4 回目の改訂には、 条項には： 「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁止事項としています。」とあります。 条項解説には： 「具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした個人に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。」とあります。</p> <p>3. 個々の事案については、一方では被害者の権利救済の視点があり、他方では発信者の表現の自由、通信の秘密といった重要な権利保障という視点があると考えますが、人権の視点を考えれば、人権侵害、差別行為の防止は、表現の自由に優先されるべき事案であると考えます。</p> <p>4. 対象事案についての個々の申し入れ要件に対して、プロバイダの回答は満足できるものではありません。回答の内容如何に関わらず、申し入れ受付、検討の中間報告、回答等々において、適宜に申し入れ者に連絡すべきであると考えています。</p> <p>5. 4 項の意見の動機は、私は本年 5 月 12 日付け文書「人権侵害となる Google マイマップ</p>	<p>して認識しており、これらの情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」等が策定されており、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望まれます。</p> <p>なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイダ責任制限法の対象とすべきかについては、民事責任（損害賠償責任）を生ずる可能性や民間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられます（提言（案）14 頁）。</p> <p>3～6. 今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>の削除について（要請）」（今回、添付しました）をグーグル社に向けて郵送しました。これは発信者が鳥取県内の同和地区の位置を差別的な意図と文言を併記して公開していることへの削除要請です。グーグル社の利用規約に反する見解も記しております。しかし、グーグル社からは何の連絡もありません。同様に、貴職についてもご案内しましたが同様の状態に置かれています。</p> <p>6. 現行法の中では対応が困難な状況がありますが、さまざまな場面で、対応への表明があります。プロバイダ責任制限法のより実効性のあるものとするために前述した内実のご検討をお願いします</p> <p>(1) 平成 22 年度版「人権教育・啓発白書」</p> <p>同和問題と関わる項「同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応」として、「インターネット上で、特定の地域を同和地区であるとするなどの差別を助長する書き込み等がされているのを認知した場合、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。」</p> <p>(2) 日本国憲法で保障される基本的人権</p> <p>第 3 章 国民の権利及び義務 第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」があります。この中で記される門地とは、日本古来の風習である家柄や出身、出自等を示すものであり、生まれた土地、出身等で差別されることを、そして部落差別が基本的人権を損なう問題であることを示しています。</p> <p style="text-align: right;">(部落問題の解決を願う・ねっとわーく・とつり)</p>	
	<p>貴省をはじめ関係省庁並びに「P 法検証WG」等々におかれましては、国民の多種多様な意見や考え方がある中で、日々刻々と変化するネット社会に即応しうるプロバイダ責任制限法（以下、「P 法」）の在り方について検討・研究を重ねて頂いている関係各位のご努力とご苦労には深く感謝しております。しかしながら、日本のネット現況は人権擁護上から看過できない状況にあるため、下記のとおり意見を提出します。</p>	<p>①ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」等が策定されてお</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>記 ① プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲について <著作権やプライバシー問題だけでなく、差別情報問題も重要課題にした提言を望みたい。> 当該「P法」施行当初から気になっていたのですが、著作権侵害やプライバシー侵害の問題が前面に出ていて、差別行為等の人権侵害については“二次的”な傾向があるように感じおりました。しかし、申すまでもなく著作権やプライバシー問題と同様に差別情報問題も極めて深刻な状況です。 現在のネット上の状況は、残念ながら依然として「特定の地域やその出身者、あるいは障害者や特定の外国籍の人々」に対する偏見や差別意識を助長・拡大しうる反社会的情報が多数横行しています。そして、通信技術の進展に伴い電子掲示板のみならず、動画投稿サイト、地図情報サービスサイト、オークションサイト等にまでそれは及び、これら新手の技法や情報サービス等を悪用する事例が多発するようになりました。少し具体的に触れると、「いじめ」や「虐待」シーンを加害者自身が動画撮影し、それを動画投稿サイトに投稿する行為…、あるいは過激な排他主義を掲げた某団体及びそのシンパによって、特定の地域・政党・宗教団体・教職員組合に対する抗議活動と称して傍若無人なる街宣活動を行い、時には「差別語」「賤称語」を大音量で連呼し、しかもその様子を自ら撮影し動画投稿サイトに投稿するなどのヘイトクライム的行為が横行しています。また、地図情報サービスを使って被差別部落や在日コリアンが集中居住する地域を列記し、これらの所在地をネット上に公開する行為もあとを絶ちません。しかも最近は、「法」の不備を突き、より挑戦的かつ確信的にこの種の行為を行う者が現われています。いずれにせよ、この種の行為を放置することは（就職・結婚時に依然として身元調査が横行する日本社会であるが故に）「ネット上で簡単に身元調査を可能ならしめるもの」であり、極めて危険な状況にあると憂慮します。 また、「フラッシュ」という表現手法を用いて障害者を嘲笑する内容の自作映像を流布する行為も今なお横行しています。いずれにせよ、これら一連の問題情報は視聴覚的にインパクトがあり、また子どもたちも簡単に視聴・DLすることが可能で、青少年に与える影響度からしても看</p>	<p>り、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイダ責任制限法の対象とすべきかについては、民事責任（損害賠償責任）を生ずる可能性や民間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられます（提言（案）14頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>過できない状況です。</p> <p>したがって、当該「P法」の取り扱う情報の範囲として、著作権やプライバシー問題と同列に差別情報問題も前面に明記することをご検討願いたいです。</p> <p style="text-align: right;">(奈良ふらっと市民会議)</p>	
	<p>1. 法務省・文部科学省編の「平成 22 年版 人権教育・啓発白書」においては、同和問題に関する項目のなかで「同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応」として、「インターネット上で、特定の地域を同和地区であるとするなどの差別を助長する書き込み等がされているのを認知した場合、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。」とされています。しかし、現状では違法とされていない差別表現及び差別につながる情報の流布については「弊社は利用者の法に反しない書き込み等については一切関与しない」といった掲示板管理者及びプロバイダによる対応が現状です。</p> <p>平成 23 年 3 月 24 日に 4 回目の改訂がなされた「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」第 1 条第 4 項では「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁止事項としています。これまで、この契約約款モデル条項に基づいて差別表現等に対する削除依頼及び要請の理由としてあげてきましたが、法的な効力がないために、掲示板管理者及びプロバイダが応じていただいた事例は極めて少ない現状にあります。これらの現状を是正するため、ご検討よろしくお願いいたします。</p> <p>2. 日本が締結した、国連「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 20 条第 2 項では「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」とされております。また、2010（平成 22）年 3 月 16 日付けで「国連・人種差別撤廃委員会の日本政府報告書に関する最終見解」として、「締約国が行った説明には留意しながらも、委員会は条約第 4 条(a) 及び(b)に対する留保を懸念する。……特に部落民に対して向けられた、インターネットを通じた有害な人種主義的表現および攻撃についても懸念をもって留意する（第 4 条 a、第 4 条 b）。……第 4 条の差別禁止規定に全面的効力を与える法律が存在しない状況を是正す</p>	<p>1. 2. 3. ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」等が策定されており。プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイダ責任制限法の対象とすべきかについては、民事責任（損害賠償責任）を生ずる可能性や民間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられます（提言（案） 14 頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ること」と勧告しています。国内法以上の権限をもつ日本政府が批准した国際条約や国連からの勧告に基づいて、ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p>3．インターネット上では、憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地」の対象となる不特定多数に対する差別表現もさながら、インターネット上では東日本大震災に係るさまざまな問題が見られました。インターネット掲示板等では、震災直後、行方不明者の方々に関する報道がなされた際、「行方不明者＝死亡」などの書き込みのほか、当事者を愚弄する書き込みが氾濫しておりました。</p> <p>現在では、原発からの放射能漏れに関連して、福島県民及び障がい者に対する極めて悪質な差別の助長・扇動が掲示板などによって行われています。</p> <p>インターネット掲示板では、不特定多数に対するこのような表現について現行法では対応できるものがいるのが現状です。定義づけることには検討を重ねていく必要があるかと思いますが、不特定の人々への誹謗中傷や差別表現について、プロバイダの権限において適切な対応ができるよう、ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	
	<p>はじめに</p> <p>私自身は、ITCサービスのことがよくわかっているわけではありませんが、現状として、マップサービスを利用した、部落差別を助長するような「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」がながされ続けていることに、不安や不快感を感じています。これらの行為は、多くの被差別者にとって許しがたことです。</p> <p>差別をなくすべき責任を持つ国において、しっかりと人権侵害や差別問題にどう対処していくのかを検討して下さい。これらの問題にあまりにも今回の「提言」は、対応できる者となつていません。</p> <p>ぜひ、下記のとおりのご検討をお願いします。</p> <p>1．法務省・文部科学省編の「平成22年版 人権教育・啓発白書」においては、同和問題に関する項目のなかで「同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応」として、「インターネ</p>	<p>1． 2． 3． ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」等が策定されており、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイダ責任制限法の対象とすべきかについては、民事責任（損害賠償責任）を生ずる可能性や民</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ネット上で、特定の地域を同和地区であるとするなどの差別を助長する書き込み等がされているのを認知した場合、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に務めている。」とされています。しかし、現状では違法とされていない差別表現及び差別につながる情報の流布については「弊社は利用者の法に反しない書き込み等については一切関与しない」といった掲示板管理者及びプロバイダによる対応が現状です。</p> <p>平成 23 年 3 月 24 日に 4 回目の改訂がなされた「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」第 1 条第 4 項では「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁止事項としています。これまで、この契約約款モデル条項に基づいて差別表現等に対する削除依頼及び要請の理由としてあげてきましたが、法的な効力がないために、掲示板管理者及びプロバイダが応じていただいた事例は極めて少ない現状にあります。これらの現状を是正するため、ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p>2. 日本が締結した、国連「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 20 条第 2 項では「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」とされております。また、2010（平成 22）年 3 月 16 日付けで「国連・人種差別撤廃委員会の日本政府報告書に関する最終見解」として、「締約国が行った説明には留意しながらも、委員会は条約第 4 条(a)及び(b)に対する留保を懸念する。……特に部落民に対して向けられた、インターネットを通じた有害な人種主義的表現および攻撃についても懸念をもって留意する(第 4 条 a、第 4 条 b)。……第 4 条の差別禁止規定に全面的効力を与える法律が存在しない状況を是正すること」と勧告しています。国内法以上の権限をもつ日本政府が批准した国際条約の条文や、国連からの勧告について、1 の課題も踏まえ、法整備もさながら現行の課題に対するものであるとの認識でありますので、ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p>3. インターネット上では、憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地」の対象となる不特定多数に対する差別表現もさながら、インターネット上では 3 月 11 日に起きました東日本大震災に係るさまざまな問題が見られました。イン</p>	<p>間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられます（提言（案）14 頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>インターネット掲示板等では、震災直後、行方不明者の方々に関する報道がなされた際、「行方不明者＝死亡」などの書き込み、「東北、ざまあみろ」といった書き込みが氾濫しておりました。</p> <p>また、水道水に異物が混入したことによって被災地の乳幼児にミネラルウォーターでつくったミルクを与えるようにと情報が流れていた際、多くの方が買い占めししたことによって、最もミネラルウォーターを求める被災者が購入できないという問題が起きました。この状況のなかでインターネットオークションでは「2リットルのミネラルウォーターが6本で5,000円」を超える値段でのやり取りがなされるという震災に便乗した極めて悪質な問題も生じておりました。</p> <p>現在では、原発からの放射能漏れに関連して、福島県民に対する極めて悪質な差別の助長・扇動が掲示板などによって行われています。</p> <p>インターネット掲示板では、不特定多数に対するこのような表現について現行法では対応できるものがないのが現状です。定義づけることには検討を重ねていく必要があるかと思いますが、不特定の人々への誹謗中傷や差別表現、今回のようなオークションでの問題についてもプロバイダの権限において適切な対応ができるよう、ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲について、現在は、名誉毀損、プライバシー関係、著作権関係、商標権関係等が主な対象とされているが、加えて、人権侵害、差別を助長する情報についても取り扱いの範囲とされたい。</p> <p>現在、インターネット上には、人々の偏見をあおり、他人の人権を脅かし、差別を助長する情報があふれています。特に、同和問題、外国人差別、障がい者差別などに関して、偏見や差別を助長する書き込みがあとをたたない状態にあります。インターネットの性質上、情報は世界中に公開され、一度ネット上に流れた情報は回収が困難であり、差別に直面する被害者、当事者の精神的苦痛ははかりしぬれず、また、経済的不利益など、被る社会的損失も大きいものです。加えて、動画投稿サイトや地図情報サービスなどが次々と提供される中、新しいサービスがはじまると、それをを利用して差別情報を発信する者が現れる、という状況にあります。</p>	<p>ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これら情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」等が策定されており。プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望まれます。</p> <p>なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイダ責任制限法の対象とすべきかについては、民</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>法務省・文部科学省「平成23年度版人権教育・啓発白書」では、「(7) 同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 インターネット上で、特定の地域を同和地区であるとするなどの差別を助長する書き込み等を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。」としています。</p> <p>総務省においても、電気通信事業者団体におけるインターネット上の人権侵害情報等の違法・有害情報に対して適切な対応ができるよう「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」、「解説」を策定され、「(禁止事項) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為 具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした個人に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。」とされています。</p> <p>しかしながら、差別情報に関しては、プロバイダの十分な対応が得られているとは言い難い状況にあります。</p> <p>言うまでもなく、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（日本国憲法第14条）」と保障されています。</p> <p>また、国連人種差別撤廃委員会は、総括所見（2010年3月9日採択）により、「部落民に向けられたインターネット上の有害で人種差別的な表現と攻撃に対しては、関連する憲法、民法および刑法の規定が、憎悪に満ちた人種主義的発現に対処するさらなる手段を介して、とりわけ関係者を調査して処罰する取組を強化することにより、効果的に実施されるように保障し、インターネット上での憎悪発言人種主義的宣伝等人種差別が動機とされる違法行為を防ぐこと」と勧告を行っています。</p> <p>この点からも、プロバイダ責任制限法において、人権侵害、差別を助長する情報についても重要な課題に入れるよう、ご検討いただきたくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: right;">(奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会)</p>	<p>事責任（損害賠償責任）を生ずる可能性や民間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられます（提言（案）14頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「第3 個々の論点」 「2 プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲」 「(1) 有害情報及び社会的法益を侵害する情報」 「ウ プロバイダ責任制限法の対象とすることの是非」について 賛成する。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(1) 有害情報及び社会的法益を侵害する情報 ウ プロバイダ責任制限法の対象とすることの是非 提言（案）の内容に賛同します。有害情報のうち公序良俗違反に反する情報及び社会的法益を侵害する情報について、プロバイダが送信防止措置を講じた事例で、訴訟になった事例は当協会では把握しておりません。これらの情報に対する送信防止措置の運用については、インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン等により各プロバイダ事業者は適切に対応しており、法改正の必要は感じられません。 青少年など特定の者にのみ有害な情報への対応については、提言（案）にあるとおり一律の措置がなじむのではありません。また、この問題は現在各種の取り組みが進行中である青少年のインターネット環境をめぐる包括的取り組みの中で対応するべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>○プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲 (1) 有害情報及び社会的法益を侵害する情報（提言案P 1.2） 有害情報および社会的法益を侵害する情報については電気通信事業者関係4団体による「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」及び当協会の「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」が適正に運用されており、プロバイダ責任制限法の対象とすることで民事責任（損害賠償責任）が生じない場合を規定する必要はないとの結論に賛成します。また青少年など特定の者にのみ有害な情報への対応については、受信者側で情報の取捨選択を行うフ</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	イルタリングの普及が推進されることで足りると考えます。 ((社) テレコムサービス協会)	
(2) 情報の流通により直接権利侵害していない場合		
	<p>意見の趣旨及び理由</p> <p>本提言案は、その14～16頁において、「情報の流通により直接権利侵害していない場合」の「発信者情報開示請求（第4条）との関係」について、①解釈論との関係においては、「立法の経緯及び文言に照らすと、現状では、これを『情報の流通』に含めることは困難であると解される。」、②立法論との関係においても、「このように重要な権利との関係や訴訟手続上の問題があることからすると、プロバイダ責任制限法のみで検討するのではなく、訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段の在り方として検討すべきものであって、そのためには、関係省庁をはじめ幅広く議論する必要があり、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難である。」等として、解釈論・立法論のいずれについても消極的な見解を明らかにしているが、消費者被害の現場の状況からすると全く不適切と言うしかないし、提言案全体を見ても、この部分の論旨が何を言いたいのか把握困難である。</p> <p>同法制定時の経緯や、現行法の文言がどうであろうと、実際に現在よりも幅広く発信者情報開示が必要とされる立法事実が存在するのであれば、この部分の現行規定の文言を改正し、法本来の立法趣旨も拡張することに何らの不都合も存在しないはずである。</p> <p>そして、「関係省庁」の調整や、「幅広い議論」などを漫然と行っている間に、現に今、間断なく発生・拡大しているネット上の情報発信を起点とする詐欺的違法事業者による消費者被害を放置することは不適切である。単純に、本法における発信者情報開示に関する規定をわずかに変更するだけで問題の解決になるのに、何故にこれをためらうのか理由が不明である。</p> <p>本提言案は、「通信の秘密」ばかりを強調するが、何故にそれだけが至高の価値として何よりも優先されなければならないのか、全く理解できない。現に、無数の詐欺的事業者が、ネット上の情報発信を不特定多数人に対して行い、被害を発生させている人権侵害の状況を無視して、このような詐欺的事業者の通信の秘密なるものをどうして保護しなければならないのか、理由</p>	<p>インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。また、詐欺行為の着手と評価できるような、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます。提言にもそのような記載をしており、論旨は明確であると考えます（提言（案）15頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>不明である。もし、このような詐欺的事業者に申し開きをする余地があるとすれば、それは民事訴訟の場で公明正大に反論すれば良いことであって、消費者被害を受けた者が、同法の硬直的な情報開示制限に起因して、提訴する相手方を探知することさえもできないというのでは、法としてあまりに不備と言うしかない。</p> <p>この発信者情報開示請求に関する4条の規定についてだけは、その範囲について、詐欺的な消費者被害を発生させている事業者についての情報開示を、被害者が速やかに受けられるように改正が行われるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p> <p>(1) 「情報の流通により」権利が直接侵害されてない場合についても創設的に発信者情報開示が認められてよいかについて、本提言（案）は、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにより、一定の結論を得ることは困難であるとしているが、インターネットの匿名性を悪用した被害の実態に照らし検討が不十分というほかない。「情報の流通により」直接権利侵害がされていないような場合であっても、広く発信者情報開示の対象にして、不当請求を防止する問題は、「権利侵害」、「必要性」等の要件で限定することが可能である。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、以下のような事案において、発信者情報開示が不可能または著しく遅延する問題があり、これらに対応する必要がある。</p> <p>(1) インターネットで「お金を寄付する」という勧誘をうけて、有料課金されるメールで連絡をしたが、実態は有料でメールをさせるための虚偽の勧誘であった事案において、特定電気通信に該当しないという理由で開示を拒否された（特定電気通信、情報の流通）。</p> <p>2 本提言（案）で採り上げられている提言事項の見直しについて</p> <p>(1) 他人の権利を直接侵害しない情報について</p>	<p>インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。また、詐欺行為の着手と評価できるような、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>本提言（案）では、「プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があるので、これらの権利との関係で、慎重に検討する必要がある。」という理由で、当該情報のみでは権利侵害が判定できない場合の情報開示には消極的である。</p> <p>しかしながら、このような見解は、前述のようなインターネットを利用した悪質な詐欺商法が横行しており、これに対して泣き寝入りを強いている現状を無視しているものであり、不当である。</p> <p>発信者情報の開示請求は、インターネットを利用した悪質な行為に対して、被害者が相手方を特定する唯一の手段であり、早急にこのような違法行為に対応できるよう法改正すべきである。まず、本提言（案）は、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まるとしているが、それは「権利侵害の存在」という要件で検討することである。</p> <p>そもそも、発信者情報開示請求権は、権利侵害が起こった場合、被害回復の前提として相手方を特定するために行うものである。抽象的なリスクを恐れて要件を必要以上に厳格にすることは、現在インターネットの分野で多発している権利侵害に対して泣き寝入りを強いることを意味する。本提言（案）は、被害回復の視点が希薄と言わざるを得ない。また、被害回復の前段階の手続である、発信者情報開示の時点で、被害回復のための手續以上の要件を課すことは制度趣旨にも反するものである。</p> <p>次に、本提言（案）は、流通している当該情報のみで権利侵害の有無が判断できないとしているが、違法な権利侵害か否かを判断するためには、開示を請求する者が権利侵害の存在を裏付ける相応の資料を提出するよう求めれば足りるのであり、プロバイダ等の判断資料を流通している当該情報のみに限定していること自体が誤りである。開示請求者から相応の資料提出があれば、違法行為の有無は判断可能である。そして、開示請求者から提供された相応の資料により違法行為があると判断して開示した事案においては、開示したプロバイダは免責の対象とな</p>	<p>えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます（提言（案）15頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>るよう立法的な手当をすることが、正しい解決方法であり、発信者情報開示請求が認められないというのは本末転倒というべきである。</p> <p>さらに、本提言（案）は、「プロバイダ等が保有しているのは、あくまで自己の管理下に置かれた設備に蔵置されたデータに過ぎないことから、このような場合に、発信者情報開示請求訴訟に応訴するといつても、プロバイダ等が適切に主張立証しうるのは、上記自己の管理下にある設備に蔵置されたデータの権利侵害性に関する事項にとどまることからすると、訴訟係属した場合にはプロバイダ等においてそれ以上の適切な主張立証をなしえないという問題もある。」とするが、プロバイダ等は、発信者に連絡して事情を確認することにより反論が可能である。また、応訴のための資料が無く敗訴するという抽象的な可能性をもって、現在多発しているインターネットを用いた悪質な詐欺事案に対して、発信者情報開示が全く不可能という現状を肯定する理由にはならない。敗訴のリスクに対する法的な手当は、プロバイダ等の免責要件の設定の問題である。</p> <p>したがって、早急に、他人の権利を直接侵害しない情報についても、発信者情報開示の対象とする方向で法改正を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（日本弁護士連合会）</p>	
	<p>(1) 「情報の流通により」権利が直接侵害されてない場合についても創設的に発信者情報開示が認められてよいかについて、本提言（案）は、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにより、一定の結論を得ることは困難であるとしているが、インターネットの匿名性を悪用した被害の実態に照らし検討が不十分というほかない。「情報の流通により」直接権利侵害がされていないような場合であっても、広く発信者情報開示の対象にして、不当請求を防止する問題は、「権利侵害」、「必要性」等の要件で限定することが可能である。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 プロバイダ責任制限法の問題が指摘される事案</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、以下のような事案において、発信者情報開示が不可能または著しく遅延する問題があり、これらに対応する必要がある。</p>	<p>インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。また、詐欺行為の着手と評価できるよう、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>(1) インターネットで「お金を寄付する」という勧誘をうけて、有料課金されるメールで連絡をしたが、実態は有料でメールをさせるための虚偽の勧誘であった事案において、特定電気通信に該当しないという理由で開示を拒否された（特定電気通信、情報の流通）。</p> <p>2 本提言（案）で採り上げられている提言事項の見直しについて</p> <p>(1) 他人の権利を直接侵害しない情報について</p> <p>本提言（案）では、「プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があるので、これらの権利との関係で、慎重に検討する必要がある。」という理由で、当該情報のみでは権利侵害が判定できない場合の情報開示には消極的である。</p> <p>しかしながら、このような見解は、前述のようなインターネットを利用した悪質な詐欺商法が横行しており、これに対して泣き寝入りを強いている現状を無視しているものであり、不当である。</p> <p>発信者情報の開示請求は、インターネットを利用した悪質な行為に対して、被害者が相手方を特定する唯一の手段であり、早急にこのような違法行為に対応できるよう法改正すべきである。まず、本提言（案）は、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まるとしているが、それは「権利侵害の存在」という要件で検討することである。</p> <p>そもそも、発信者情報開示請求権は、権利侵害が起こった場合、被害回復の前提として相手方を特定するために行うものである。抽象的なリスクを恐れて要件を必要以上に厳格にすることは、現在インターネットの分野で多発している権利侵害に対して泣き寝入りを強いることを意味する。本提言（案）は、被害回復の視点が希薄と言わざるを得ない。また、被害回復の前段階の手続である、発信者情報開示の時点で、被害回復のための手續以上の要件を課すことは制度趣旨にも反するものである。</p> <p>次に、本提言（案）は、流通している当該情報のみで権利侵害の有無が判断できないとしてい</p>	<p>報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に収容されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます（提言（案）15頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>るが、違法な権利侵害か否かを判断するためには、開示を請求する者が権利侵害の存在を裏付ける相応の資料を提出するよう求めれば足りるのであり、プロバイダ等の判断資料を流通している当該情報のみに限定していること自体が誤りである。開示請求者から相応の資料提出があれば、違法行為の有無は判断可能である。そして、開示請求者から提供された相応の資料により違法行為があると判断して開示した事案においては、開示したプロバイダは免責の対象となるよう立法的な手当をすることが、正しい解決方法であり、発信者情報開示請求が認められないというのは本末転倒というべきである。</p> <p>さらに、本提言（案）は、「プロバイダ等が保有しているのは、あくまで自己の管理下に置かれた設備に収容されたデータに過ぎないことから、このような場合に、発信者情報開示請求訴訟に応訴するといつても、プロバイダ等が適切に主張立証しうるのは、上記自己の管理下にある設備に収容されたデータの権利侵害性に関する事項にとどまることからすると、訴訟係属した場合にはプロバイダ等においてそれ以上の適切な主張立証をなしえないという問題もある。」とするが、プロバイダ等は、発信者に連絡して事情を確認することにより反論が可能である。また、応訴のための資料が無く敗訴するという抽象的な可能性をもって、現在多発しているインターネットを用いた悪質な詐欺事案に対して、発信者情報開示が全く不可能という現状を肯定する理由にはならない。</p> <p>敗訴のリスクに対する法的な手当は、プロバイダ等の免責要件の設定の問題である。</p> <p>したがって、早急に、他人の権利を直接侵害しない情報についても、発信者情報開示の対象とする方向で法改正を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>1 意見の要旨</p> <p>悪質な商法や詐欺的な取引で被害を受けた消費者の被害回復を実現しやすくするため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）を改正し、下記①ないし⑥の事項を取り入れるべきである。</p> <p>①情報の流通そのものが権利侵害になる場合だけでなく、電気通信を用いて違法な権利侵害が</p>	<p>インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。また、詐欺行為の着手と評価できるような、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>なされた場合についても発信者情報開示請求の対象とすること</p> <p>2 意見の理由</p> <p>(1) ①について</p> <p>近年、インターネットを通じた消費者被害が拡大しており、その数は一向に衰える傾向にない。このようなインターネットを通じた消費者被害の事例では、業者のホームページが短期間で閉鎖されたり、業者の氏名や連絡先が掲載されておらず、あるいは氏名や連絡先について虚偽の情報が掲載されたりすることが少なくないところ、このような場合、被害者にとっては加害者の特定が困難となることが多く、被害回復を諦めざるを得なくなってしまう。</p> <p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）は、一定の要件を満たす場合に発信者情報の開示を認めているが、インターネットが手段として用いられた場合は、特定電気通信によって権利が侵害された場合に含まれないと解されており、上記のような消費者被害の場合、同法によって発信者情報の開示を求ることはできない。</p> <p>しかしながら、上記のとおり、消費者被害の事例においては、被害を受けてもその相手方すらわからない事態が多発していることから、このような現状を打破し、被害回復の実効性を高めるためには、唯一の手がかりとなる場合も多いインターネット通信に係る情報が開示されることが必要であり、そのため、プロバイダ責任制限法を改正する必要がある。</p> <p>プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）（以下、「提言案」という。）では、当該流通している情報だけでは権利侵害の有無が判断できないとしているが、これは、開示を請求する者に一定の立証をさせることを要求することにより解決が可能な問題である。</p> <p>また、提言案では、発信者情報開示請求に応訴するといつても、プロバイダ等が適切に立証できるのは、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータの権利侵害性に関する事項に止まるところからすると、訴訟係属した場合にプロバイダ等においてそれ以上の適切な主張立証をなしえないという問題があるとするが、プロバイダが発信者側に問い合わせるという方法をとることは可能であると思われるし、そもそも開示を請求する者に一定の立証をさせることを要求すれ</p>	<p>権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます（提言（案）15頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ば、それほど懸念するような問題とは思われない。</p> <p>インターネットによる消費者被害は終息に向かう様子はなく、発信者情報の開示は喫緊の課題である。上記のように、プロバイダ責任制限法の改正が問題の解決につながりうることは明らかであり、関係省庁をはじめ幅広く議論などと悠長なことをしている場合ではなく、早急に同法の改正を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>現在のプロバイダー責任制限法は、ネット上に流通する情報（メールの記載等）だけで他人の権利侵害であることが明白な場合でない限り、プロバイダーは情報を開示する必要がないと規定されているうえに、その判断が不適正であっても行政規制がないため、プロバイダーはメールの文言だけで名誉棄損がよほど明白なケース以外は一切開示しないという対応となっている。そのため、ネットを利用した詐欺商法のほとんどについて発信者情報が開示されない状態となっている。</p> <p>ネット被害の実態は、出会い系サイトやパチンコ必勝法情報販売サイトなど、相談者の説明と手口を合わせて考えれば詐欺商法であることが明白なサイトであっても、「記載された文言だけでは権利侵害が明白とは言えない」という理由で、放置されているのは、行政、立法の不作為により犯罪被害が放置されているといつても過言ではない。</p> <p>メールの記載のほか違法な行為であることが資料によって明らかにされた場合は発信者情報を開示すること、情報開示請求が正当かどうか訴訟等の手続を進める一定期間は、発信者情報を保存すべきこと、などの法改正を速やかに行うべきことを求める。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。また、詐欺行為の着手と評価できるよう、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		と考えられます（提言（案）15頁）。発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます。
意見1 【該当箇所】 第3 2 (2)情報の流通により直接権利侵害していない場合（14～16ページ） 【意見】 権利侵害情報（違法音楽ファイル）に直接リンクするリンク情報は、プロバイダ責任制限法の対象とし、送信防止措置を講じる必要があることについて明確化すべきです。 【理由】 提言（案）15 ページ(ア)解釈論記載のとおり、「他人の権利を侵害しているリンク先の情報の流通行為とリンク情報の流通行為とが関連共同性を有する一体のものと評価される場合には、リンク情報の流通がリンク先の権利侵害行為との間で（広義の）共同不法行為と評価されうる」のであり、権利侵害情報（違法音楽ファイル）に直接リンクするリンク情報を流通させることと権利侵害情報を流通させることは同等の行為であるといえます。現に権利侵害情報に直接リンクするリンク情報を流通させていた者が摘発された事実もあります。 こうした行為に対して送信防止措置を講じることがプロバイダ責任制限法上明確化されれば、特に、権利侵害情報が海外のサーバ上に蔵置されている場合の流通防止に一定の役割を果たすことが期待できます。 なお、上記を明確化することは、一方で、こうした行為に対し適正な対応を行うプロバイダの	リンク行為には、それ自体が違法と評価される場合とそうでない場合とが考えられるため、本提言（案）では、他人の権利を侵害しているリンク先の情報の流通行為とリンク情報の流通行為とが関連共同性を有する一体のものと評価される場合には、送信防止措置の対象となる可能性がある一方、そのように評価できない場合には、送信防止措置の対象とはならない可能性が高いと考えられるとしたものです（提言（案）15頁）。リンク行為を違法と評価するかどうかは、関係法令を所管する省庁において検討されるか、又は、個別の事案について裁判所において評価されるべきものであると考えます。	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>免責要件についても、同法において明確化することにつながるものと考えます。</p> <p>(一般社団法人 日本音楽著作権協会)</p>	
	<p>14頁 (2) 情報の流通により直接権利侵害していない場合について</p> <p>違法情報へのリンク情報等につき、15頁(ア)では「一体のものと評価されうる場合には」「送信防止措置の対象となる可能性」とありますが、同意いたしかねます。著作権侵害行為は刑事罰のある違法な犯罪行為であり、違法にアップロードされた情報へのアクセスを容易にするリンク情報の掲載は閲覧者を増やすことにより正犯の実行行為を側面から支援するものとして帮助犯に該当するものと考えられます。したがって、違法情報へのリンク情報の掲載はそれ自体が違法なものであり、送信防止措置の対象とすべきものと考えます。</p> <p>また(イ)では「それ自体違法ではない情報の流通」とありますが、前述のとおりそれ自体が違法と解すべきものであります。</p> <p>(株式会社 日本国際映画著作権協会)</p>	<p>本提言（案）は、リンク行為の違法性について議論するものではなく、リンク行為が違法であると評価される場合、またはされない場合の送信防止措置を講ずることの妥当性について論じたものです（提言（案）15頁）。リンク行為を違法と評価するかどうかは、関係法令を所管する省庁において検討されるべきか、又は、個別の事案について裁判所において評価されるべきものであると考えます。</p>
	<p>1 現在のプロバイダー責任制限法では、プロバイダーは文言だけで名誉棄損がよほど明白なケース以外は一切開示しないという対応となっている状態です。</p> <p>そのため、ネットを利用した詐欺商法のほとんどについて発信者情報が開示されない状態です。</p> <p>2 出会い系サイトやパチンコ必勝法情報販売サイトなど、相談者の説明と手口を合わせて考えれば詐欺商法であることが明らかであるはずのサイトであっても、「記載された文言だけでは権利侵害が明白とは言えない」という理由で、全く被害救済の手がかりさえ入手できません。</p> <p>プロバイダー責任制限法の限定的な規程が、様々な場面で被害救済の障害となっています。</p> <p>(個人)</p>	<p>インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。</p> <p>また、詐欺行為の着手と評価できるような、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		スクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます（提言（案）15頁）。
	<p>現在のプロバイダ責任制限法では、インターネット上に流通する情報（メールの記載等）だけで他人の権利侵害であることが明白な場合でない限り、プロバイダは情報を開示する必要がないと規定されています。また、その判断が不適正であっても行政規制がないため、プロバイダはメールの文言だけで判断される名誉棄損がよほど明白なケース以外は一切開示していません。つまり、インターネットを利用した詐欺商法のほとんどについて発信者情報が開示されない状態です。</p> <p>全国の消費生活相談の現場には、サクラが存在する出会い系サイトやパチンコ必勝法等の情報販売サイト、ペニーオークションなどの相談が多数入っています。相談者の説明と手口を合わせて考えれば振り込め詐欺の一類型ともいえる詐欺商法のサイトであっても、「記載された文言だけでは権利侵害が明白とは言えない」という理由で、全く被害救済の手がかりさえ入手できない状況です。</p> <p>また、オンラインゲームでアイテムを盗まれたり、第三者によるサイトの利用による請求など、IPアドレス開示により加害者を特定できる可能性があるとしても、プロバイダ責任制限法で言うところの「情報の流通」ではなく、開示は難しいと助言するしかないのが現状です。プロバイダ等の通信事業者は、憲法と電気通信事業法、プロバイダ責任制限法等でがんじがらめになっており、警察等からの照会等がなければまず開示に応じられないというスタンスです。実際に相談者が警察へ届け出ても、被害者は通信会社であるとして被害届の受理はされません。</p>	インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望れます。また、詐欺行為の着手と評価できるような、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられます

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>サイトが第三者による不正利用と認めない場合、相談者は加害者と交渉を含め、なすすべがありません。</p> <p>以上の点から、プロバイダ責任制限法の法律改正を求めます。開示要件の緩和、発信者情報の一定期間の保存を求める。</p> <p>具体的には、メールの記載のほか違法な行為であることが資料等によって明らかにされた場合は発信者情報を開示すること、情報開示請求が正当かどうか訴訟等の手続を進める一定期間は発信者情報を保存すべきこと、などの法改正を行うべきことを求めます。</p> <p>また、警察の昨年の推計では、振り込め詐欺の3割が中国発との報道がされています。国境を越えた対策が必要です。現在のプロバイダ責任制限法は国内法のため海外には開示請求権限は及びませんが、国境を越えた詐欺の現状を踏まえ諸外国との間でも開示請求できるよう対策を検討してほしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます（提言（案）15頁）。</p> <p>プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現時点では、法律上も事実上も困難であり、プロバイダ等に対する通信履歴の保全義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解さざるをえないと考えます（提言（案）39頁）。</p> <p>現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます。</p> <p>メールによる権利侵害をプロバイダ責任制限法の対象とすることについては、ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望されます。</p> <p>なお、電子メールのように特定の者に対し、一回ごとに通信が完了する形態の通信は、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、不特定の者からの求めに応じて問題となる情報の自動的な送信が継続的に行われるイ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>インターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信とは異なるものであると考えられます。また、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性があります。そうすると、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考えられ、ご指摘を踏まえ、提言に追記しました。(提言(案) 16頁)。</p> <p>国境を越えた発信者情報開示請求権については、主要国においても司法手続によって発信者の情報を開示することが可能であると把握しております(提言(案) 10頁)。</p>
	<p>1 P. 14 2 (2)</p> <p>論点： 情報の流通により直接権利侵害していない場合について</p> <p>意見： 本論点のような場合をプロバイダ責任制限法の対象にすることは反対である。</p> <p>理由： プロバイダ等が発信者情報を開示する場合、プロバイダ等が保有しているのは自己の管理下に置かれた情報であり、それ以外の情報についての判断は実務上困難である。また、仮に判断できる場合であっても、リンク先の情報は変更される可能性があり、そのような情報の確認は困難である。</p> <p>(株式会社 ドワンゴ)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>「(2) 情報の流通により直接権利侵害していない場合」</p> <p>「イ 送信防止措置(第3条)との関係」</p> <p>「(イ) 立法論」について</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>賛成する。</p> <p>「ウ 発信者情報開示請求（第4条）との関係」</p> <p>「(イ) 立法論」について</p> <p>賛成する。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	
	<p>1 「第3、2(2) 情報の流通により直接権利侵害していない場合」について</p> <p>(1) 「イ 送信防止措置（第3条）との関係」の(イ)立法論において、「違法ではない情報の流通に関して送信防止措置を講じた場合及び講じなかった場合につき、立法によってプロバイダ等の民事責任（損害賠償責任）を制限する必要は認められない。」との結論に賛成する。</p> <p>(2) 「ウ 発信者情報開示請求（第4条）との関係」の(イ)立法論において、「情報の流通により権利が直接侵害されない場合についても創設的に発信者情報開示請求権が認められてもよいか。」および「重要な権利との関係や訴訟手続上の問題があることからすると、プロバイダ責任制限法のみで検討するのではなく、訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段の在り方として検討すべきものであって、そのためには、関係省庁をはじめ幅広く議論する必要があり、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難である。」との結論に、賛成する。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2)情報の流通により直接権利侵害していない場合</p> <p>提言(案)に賛同します。送信防止措置なし発信者情報開示は発信者の重要な権利に関するものであり、リンク等の行為自体が権利侵害とみなされる場合でなければならないと考えます。結果として、現行法に照らしてリンク等の行為が権利侵害に当たるかを個別事案ごとに適切に評価することで解決すべき問題であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2)情報の流通により直接権利侵害していない場合(提言案P14)</p> <p>リンク情報等、直接の権利侵害が無い情報の送信防止措置を講じた場合及び講じなかった場合につ</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>き、現時点でプロバイダ等の損害賠償責任を制限する必要が無いとする結論に賛成します。ただし、リンク情報の流通によるリンク先サイトやコンテンツによる権利侵害等、間接的な権利侵害類型については、著作権侵害裁判例においてプロバイダが権利侵害の(共同の)主体とされ、プロバイダ責任制限法の発信者であって特定電気通信役務提供者に該当しない、とするものもありますので、今後さらに議論を深めていく必要があると考えます。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	
3 権利侵害情報の送信防止措置関係		
(1) 作為義務の明確化		
	<p>■17ページ「作為義務」</p> <p>26番の解説は作為義務の説明となっていない。タイトルは「<u>作為義務(26)</u>の明確化」でなく、「<u>作為義務が生じる範囲(26)</u>の明確化」とするのがベターでなかろうか。</p> <p>((NHN Japan 株式会社))</p>	<p>提言（案）では、作為義務が生じるかどうかを含め検討していることから、「作為義務の明確化」がよりふさわしいと考えます（提言（案）17頁）。</p>
	<p>「3 権利侵害情報の送信防止措置関係」</p> <p>「(1) 作為義務の明確化」について 賛成する。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>2 「第3、3 権利侵害情報の送信防止措置関係」について</p> <p>(1) 「(1) 作為義務の明確化」において、「作為義務が生じる場合について法律上明示することは困難な状況である上、各種ガイドラインがおおむね適正に運用されていることからすると、作為義務が生じる場合について法律上明確化すべき必要はないものと考えられる。」との結論に、賛成する。</p> <p>(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(1) 作為義務の明確化</p> <p>提言（案）に賛同します。作為義務については、多様な事例に対応できる一律な基準を作成することは極めて困難と思います。</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	
	<p>○ 権利侵害情報の送信防止措置関係 (1) 作為義務の明確化（提言案P17） プロバイダに法律上作為義務が生じる場合を明確化することは極めて困難であるとする分析に同意します。したがって、プロバイダ責任制限法関連のガイドラインにおいて、作為義務が生じる可能性が高い類型について対応することが適当であり、作為義務が生じる場合について法律上明確化すべき必要はないとする結論に賛成します。 また、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について裁判例を反映して改訂し、今後も最新の裁判例を反映しつつ、適時内容を見直していくことが望ましいとする結論も賛成します。 ((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
(2) 作為義務を生じさせる規定の創設		
	<p>「(2) 作為義務を生じさせる規定の創設」について 賛成する。 ((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2) 「(2) 作為義務を生じさせる規定の創設」において、「(作為義務を生じさせる) 規定を創設することについては、立法技術上の問題があること、明文化の必要性が認めがたいこと、仮に立法化したとしてもその実効性に疑問があること、表現の自由に対する懸念もあることなどからすると困難であると考えられる。」との結論に、賛成する。 (日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2) 作為義務を生じさせる規定の創設 提言(案)に賛同します。「作為義務の明確化」と同様の問題があると思います。 (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2) 作為義務を生じさせる規定の創設（提言案P18） 作為義務を生じさせる規定を創設するのは、立法技術上の問題があり、明文化の必要性が認めがたく、仮に立法化したとしてもその実効性に疑問があり、表現の自由に対する懸念もあると</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>する分析に同意し、規定創設が困難であるとする結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	
(3) プロバイダ等の刑事責任を生じさせない規定の創設	<p>「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」の「第3 3 (3) プロバイダ等の刑事責任を生じさせない規定の創設」の「イ 刑事責任の有無 (ア) 送信防止措置を講じた場合」(19頁)には、「送信防止措置を講じた場合について、「いずれかの刑法に抵触すると考えることは困難である。」としか記載されていない。しかし、電気通信事業法上、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」を侵す行為は刑事罰の対象となっており（電気通信事業法179条）、通信当事者の意思に反する知得行為も同条に該当する。そのため、社会的法益侵害情報等について送信防止措置をとる場合にも当該条文に該当する場合があり得るものと考えられ、その場合の違法性阻却事由をどのように考えるのかは問題となり得るはずである。</p> <p>そこで、今後の混乱を避けるため、電気通信事業法179条との関係をどのように整理するのか、提言に記載しておいていただきたい。</p> <p>((株式会社ケイ・オプティコム)</p>	<p>電子掲示板やホームページに掲載された情報など不特定者に向けて表示されることを目的とした通信の内容は、発信者がそれ自体を秘密としていないと解すべきであり、通信の秘密の保護の対象外であると考えられます。したがって、社会的法益侵害情報等について削除等の送信防止措置をとる場合には、通常通信の秘密は問題とならないと考えられます。もっとも、電子掲示板やホームページへアップロードするための通信などには、通信の秘密の対象となるものがあります。</p>
	<p>「(3) プロバイダ等の刑事責任を生じさせない規定の創設」 「ウ 掲示責任を生じさせない規定の創設の是非」について 賛成する。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(3)「(3) プロバイダ等の刑事責任を生じさせない規定の創設」において、「ウ 刑事責任を生じさせない規定の創設の是非」の「(イ) 他人の権利を侵害する情報及び社会的法益を侵害する情報」に関し、「立法によって刑事责任を生じさせない規定を創設する必要があるとはいえないものと考えられる。」との結論に、賛成する。</p> <p>(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(3) プロバイダ等の刑事責任を生じさせない規定の創設 現時点で、プロバイダ等が違法情報の流通に積極的に関与した場合以外に刑事责任が問われて</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>いる例はなく、それを前提とする限り、新たに刑事責任を免除する規定の創設が必要という状況にはないものと考えます。もっとも、警察機関からの違法情報の削除要請等の中には、違法かどうかの判断がプロバイダ等において難しい例も含まれており、警察機関の対応次第では帮助犯による立件のリスクを否定できず削除等に傾いた判断をしている場合があることから、表現の間接的な萎縮につながらないための規定の創設については、より検討されてよいものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
	<p>(3) プロバイダ等の刑事責任を生じさせない規定の創設（提言案P19）</p> <p>これまで刑事責任を追及されている事例は、児童ポルノ等の違法情報がアップロードされるよう、プロバイダ等が積極的に関与していると評価される場合であり、刑事責任を免れさせることが妥当な事例とは認められず、刑事責任を生じさせない規定を創設しなければならない事情も見受けられない、とする分析に同意し、立法によって刑事責任を生じさせない規定を創設する必要は無いとする結論に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任		
	<p>21頁 (4) 個別の情報流通を知らない場合の責任について</p> <p>イ では「事実上の検閲になりかねず(適切でない)」とありますが、同意いたしかねます。ご高承のとおり児童ポルノに関しては、プロバイダを中心とする一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、サイトブロッキングやフィルタリングのための監視活動を行っています。これも6頁「(3) 特定の分野やサービスに限定した民間における取組」に加えられてよいのではないかとも思料いたしますが、まず違法な送信可能化行為に対してサイト・ブロッキング自体が問題のない行為であることを申し上げます。</p> <p>サイト・ブロッキングは、インターネット上で違法に提供されるコンテンツを減少させるために、多くの国で採用されている方法であります。DNS（ドメイン・ネーム・サーバ）によるサイト・ブロッキングは検閲には該当せず、表現の自由や通信の秘密とも抵触しないものです。</p>	<p>著作権侵害に対するブロッキングの是非については提言（案）の対象外であり、参考意見として承ります。</p> <p>なお、ブロッキングについては本研究会（第6回）において議論を行い、「ブロッキングは、通信の秘密や表現の自由への影響が極めて大きいことや、技術的にはあらゆるコンテンツの閲覧を利用者の意思にかかわらず一律に防止可能とするものであり、ブロッキングが児童ポルノ以外の違法・有害情報に及ばないよ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>なぜなら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のユーザのトラヒックを検査するものではない ・ 個別のユーザごとにアクセスを遮断するものではない ・ 単に特定のサイトへのアクセスを遮断するだけである(その際サイトの名称は数字に置き換えられます) <p>ためであります。</p> <p>著作権侵害は日本法において違法ですから国内所在のサイトに対しては法的手段が取れます が、同様な手段が一部の外国所在のサイトであって日本法に違反するものに対しても必要なのは明らかです（個別のインターネットユーザに対する措置ではありません）</p> <p>また、児童ポルノ提供に対する罰則は3年以下の懲役または300万円以下の罰金であります が、著作権法第119条第1項によれば、著作権侵害に対する罰則は10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはこれらの併科であります。わが国の法制上、著作権侵害の ほうが児童ポルノ提供よりも重大な犯罪と位置付けられているのは明らかであります。より刑 罰の軽い犯罪に対して一定程度の表現の自由の制約が認められているのであれば、より刑罰の 重い犯罪に対して同様の取扱いを認めることは何ら不当ではないものと思料いたします。言い 換えれば、児童ポルノ提供に対する同等の措置を著作権保護のためにとることは正当とい べきであります。</p> <p><u>22頁 注28</u>について</p> <p>②で「被差別的」とありますが「非差別的」の誤りではないでしょうか。17 U.S.C. § 512(i)(2)(B) の原文でも「nondiscriminatory」となっています。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社 日本国際映画著作権協会)</p>	<p>う、濫用されないようにすべきである」との 座長によるとりまとめが行われているところ です。</p> <p>23頁 注28について ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
	<p>「(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任」 「イ 個別の情報流通の監視の義務づけ」について 「特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、流通する情報の 監視を義務づけることは法的に適切ではなく、かつ、事実上も不可能であることが少なくない</p>	<p>「(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任」 「イ 個別の情報流通の監視の義務づけ」につ いて 本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>と考えられるので、プロバイダ等に対し流通する情報の監視を義務づけることはできないと考えられる。」との結論部分について賛成する。</p> <p>「また、当該義務が否定される以上、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではない。プロバイダ等は、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合に、当該情報の送信防止措置をとれば足りると考えるべきである。」との結論部分について反対する。すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入は、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施等とともに、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p>「ウ 過去に申出があった情報の義務づけ」について</p> <p>反対する。すなわち、一般にプロバイダが流通情報監視義務を負わないとしても、個別具体的な事案に応じて問題のプロバイダの作為義務・注意義務の存否及び内容に係る認定判断は異なる</p>	<p>「また、当該義務が否定される以上、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではないと考えます。プロバイダ等は、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合に、当該情報の送信防止措置をとれば足りると考えるべきである。」との結論部分について</p> <p>本提言案にもあるとおり、本研究会でも検討を行いましたが、プロバイダ等に対して、流通する情報の監視を法的に義務づけることや責任制限の要件とすることを否定する考え方には、例えば、EU の電子商取引指令においてプロバイダは一般的な監視義務を課されないこと、アメリカのDMCAにおいてプロバイダに対して監視を義務づけることが責任制限（セーフハーバー免責）の条件とされないことに見られるように、諸外国においても共通して採用されているところであり、米国 DMCA の「標準的技術的手段」は、DMCA の制定後 10 年以上経過した現時点でも、未だできないとの報告があったところです。我が国においても、プロバイダ等に、流通する情報を監視させることは、それが特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、事実上の検閲になりかねず、ま</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>り得るし、また、欧州・中国・韓国等の諸外国における裁判例に照らしても、一律にプロバイダが一切の流通情報監視義務を負わないとまでは断じ難い。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	<p>た、疑わしい情報は全て予め削除することにつながりかねないことから、表現の自由に対し著しい萎縮効果を及ぼすおそれがある上、場合によっては通信の秘密を侵害する可能性もあるものであり、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではないと考えます。</p> <p>過去に申出があった情報に関しては、前述イと同様の、表現の自由への萎縮効果等の法的な問題や、実施可能性といった実際上の問題があると考えられます。</p> <p>したがって、プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であっても同様であると考えられます。</p> <p>そもそもプロバイダ責任制限法が、プロバイダ等と権利を侵害されたとする者及び発信者との間の民事責任（損害賠償責任）の範囲を明確化したものにすぎないものであることからすると、個別の事案に直接関連しないそのような要素を要件とすることは、プロバイダ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>責任制限法との親和性において疑問があると考えられます。</p> <p>また、これまでのプロバイダ等の責任に関する裁判例においても、個別の事案に直接関連しない要素を「条理上の作為義務」の根拠となる要素として考慮したものは見受けられません。</p> <p>さらに、仮にそのような規定を設けた場合、「合理的措置」を実施していない事例においてはプロバイダ責任制限法の責任制限の対象とならず、民法の規定によりプロバイダ等の責任が検討されることになるところ、プロバイダ等の責任に関する民法の解釈において、そのような個別の事案に直接関連しない要素は民事責任（損害賠償責任）を認めるための根拠と解釈されないとも考えることができるところからすると、結局民事責任（損害賠償責任）は認められないとも考えられます。そうすると、そのような規定を設ける意味もないとも考えられます（提言（案）25頁）。</p>
	<p>(4) 「(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任」において、「イ 個別の情報流通の監視の義務づけ」に関し、「特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、流通する情報の監視を義務づけることは法的に適切ではなく、かつ、事実上も不可能であることが少なくないと考えられるので、プロバイダ等に対し流通する情報の監視を義務づけることはできないと考えられる。」との結論に、賛成する。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見 (日本弁理士会)	ご意見に対する考え方
	<p>1 「第3、3 権利侵害情報の送信防止措置関係」について</p> <p>(1)「(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任」の「イ 個別の情報流通の監視の義務づけ」において、「また、当該義務が否定される以上、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではない。プロバイダ等は、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合に、当該情報の送信防止措置をとれば足りると考えるべきである。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入は、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施等とともに、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p>(2)「(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任」の「ウ 過去に申出があった情報の義務づけ」</p>	<p>プロバイダ等に対して、流通する情報の監視を法的に義務づけることや責任制限の要件とすることを否定する考え方は、例えば、EUの電子商取引指令においてプロバイダは一般的な監視義務を課されないこと、アメリカのDMCAにおいてプロバイダに対して監視を義務づけることが責任制限（セーフハーバー免責）の条件とされないことに見られるように、諸外国においても共通して採用されているところであり、米国 DMCA の「標準的技術的手段」は、DMCA の制定後 10 年以上経過した現時点でも、未だできていないとの報告があったところです。我が国においても、プロバイダ等に、流通する情報を監視させることは、それが特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、事実上の検閲になりかねず、また、疑わしい情報は全て予め削除することにつながりかねないところから、表現の自由に対し著しい萎縮効果を及ぼすおそれがある上、場合によっては通信の秘密を侵害する可能性もあるものであり、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではないと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>において、「プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であっても同様であると考えられる。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：一般に、プロバイダが流通情報監視義務を負わないとしても、個別具体的な事案に応じて問題のプロバイダの作為義務・注意義務の存否及び内容に係る認定判断は異なり得るし、また、欧州・中国・韓国等の諸外国における裁判例に照らしても、一律にプロバイダが一切の流通情報監視義務を負わないとまでは断じ難い。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	<p>過去に申出があった情報に関しても、前述イと同様の、表現の自由への萎縮効果等の法的な問題や、実施可能性といった実際上の問題があると考えられます。</p> <p>したがって、プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であっても同様であると考えられます。</p> <p>そもそもプロバイダ責任制限法が、プロバイダ等と権利を侵害されたとする者及び発信者との間の民事責任（損害賠償責任）の範囲を明確化したものにすぎないものであることからすると、個別の事案に直接関連しないそのような要素を要件とすることは、プロバイダ責任制限法との親和性において疑問があると考えられます。</p> <p>また、これまでのプロバイダ等の責任に関する裁判例においても、個別の事案に直接関連しない要素を「条理上の作為義務」の根拠となる要素として考慮したものは見受けられません。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>さらに、仮にそのような規定を設けた場合、「合理的措置」を実施していない事例においてはプロバイダ責任制限法の責任制限の対象とならず、民法の規定によりプロバイダ等の責任が検討されることになるところ、プロバイダ等の責任に関する民法の解釈において、そのような個別の事案に直接関連しない要素は民事責任（損害賠償責任）を認めるための根拠と解釈されないとも考えることができるところからすると、結局民事責任（損害賠償責任）は認められないとも考えられます。そうすると、そのような規定を設ける意味もないとも考えられます（提言（案）25頁）。</p>
	<p>(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任 イ 個別の情報流通の監視の義務づけ 提言(案)に賛同します。時々刻々と大量に発信される個別の情報流通の監視については、技術的にも不可能であり、また表現の自由や通信の秘密との関係でも大いに問題があり、現行どおり事後的対応によりなされるべきと思います。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>
	<p>(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任（提言案P21） 特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、流通する情報の監視を義務づけることは法的に適切ではなく、かつ、事実上も不可能であることが少なくないと考えられるので、プロバイダ等に対し流通する情報の監視を義務づけることはできないとの分析に同意します。そして当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではないとする結論に賛成します。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>また、プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であっても同様であるとする分析に同意し、プロバイダ等に当該情報についての監視義務を負わせる立法に反対します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	
	<p>2. 送信防止措置要請について</p> <p>本提言案では、違法ファイルの削除要請について、技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め違法ファイルの監視・削除を義務付けることは法的に適切ではないと結論づけている（22頁）。</p> <p>しかし、本提言案は、ホスティングプロバイダ、接続プロバイダなどの特定電気通信役務提供者を「プロバイダ等」と一括りにして監視義務等を検討しており、その検討方法において既に適切でない。特定電気通信役務提供者の中には、接続プロバイダのように流通するコンテンツからの距離が極めて遠い立場の事業者から、ユーザーに投稿させることによってコンテンツを収集しそれを配信しているとみられるサービス提供事業者まで、さまざまな者が含まれる。そして、通信の秘密や表現の自由の保護（あるいはプロバイダ等の経営コストの低減）と情報の流通により被害を受けている者の保護との調和をはかるためには、プロバイダ等が行っている事業の特性に応じて適切な措置を検討していく必要がある。接続プロバイダに監視義務等を負わせることは必ずしも適切ではないが、だからといって投稿サービス提供事業者に一定の監視義務を負わせることが適切でないことにはならないと考える。</p> <p>（一般社団法人 日本レコード協会）</p>	<p>2 接続プロバイダであれホスティングプロバイダであれ、プロバイダ等に、流通する情報を監視させることは、それが特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、事実上の検閲になりかねず、また、疑わしい情報は全て予め削除することにつながりかねないことから、表現の自由に対し著しい萎縮効果を及ぼすおそれがある上、場合によっては通信の秘密を侵害する可能性もあることから一定の監視義務を負わせることは適切でないと考えます（提言（案）22頁）。</p>
(補論) 個別の情報流通を知らないプロバイダ等の責任に関する解釈論		
	<p>意見2 【該当箇所】 第3 3 (4)(補論)個別の情報流通を知らないプロバイダ等の責任に関する解釈論(23～24ペ</p>	プロバイダ責任制限法は、明文により、「特定電気通信役務提供者」や「発信者」を規定しているところ、それらに該当するかどうかは、

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ージ)</p> <p>【意見】</p> <p>「(補論)」は、削除するか、内容を大幅に改める必要があります。</p> <p>【理由】</p> <p>「(補論)」は、単純な物理的観察のみに基づいてプロバイダ責任制限法2条4号を解釈すべきであるという前提の上に論じられています。しかし、動画投稿サイトのように著作物利用を組み込んだビジネスを展開する者につき、プロバイダ責任制限法の規定の下で不法行為責任が制限されない場合があるかどうか、あるとすればそれはどのような場合であるかといった法律問題の検討は、「情報の流通を知らない場合のプロバイダ等の責任」といった大雑把な観点からの分析では正鶴を射たものにはならないと思われます。そして、これらの法律問題について妥当な結論に到達するためには、単純な物理的観察のみでは不十分であり、不法行為法の規律の観点からする規範的な考察を要することは明らかです。最3小判平成23・1・18判時2103号124頁及び最1小判平成23・1・20判時2103号128頁は、正にこの点を明確にしたものです。</p> <p>脚注29が挙げる知財高判平成22年9月8日(「TVブレイク事件」控訴審判決)は、このように複数の最高裁判決が明らかにした極めて常識的な態度によって、「(動画投稿サイト運営会社は)著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であるのみならず、発信者性の判断においては、ユーザの投稿により提供された情報(動画)を、『電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記憶媒体又は当該特定電気通信設備の送信装置』に該当するサーバに、『記録又は入力した』ものと評価することができるものである。」と判示しています。すなわち、同判決は、「特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録等していないプロバイダ等を『発信者』と評価」したのではありませんし、プロバイダ責任制限法2条4号に定める要件につき「解釈の安易な拡大を認め」たわけでもありません(換言すれば、不法行為法の規律の観点からする規範的な考察の結果、いわゆる「導管」にすぎないと整理されるプロバイダにまで責任を負わせようとするものではありません。)。</p> <p>以上のとおり、「(補論)」の記述は、考察の対象とした具体的裁判例を素直にかつ正確に読んだ</p>	<p>法の定める要件を満たしていることがまず必要と考えられ、解釈の安易な拡大を認めるとは相当ではないと考えます(提言(案)24頁)。</p> <p>また、本記述はプロバイダ等を発信者と解釈した裁判例として、個別の判決を念頭に置いたものではありません。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>上でのものとはいはず、的外れな批判をするにすぎないものと思われます。</p> <p>なお、TVブレイク事件は被告の上告受理申立てにより係属中ですので、その意味でも、「(補論)」のような的外れな批判を加えることは適当でないと考えます。</p> <p>(一般社団法人 日本音楽著作権協会)</p>	
	<p>「(補論) 個別の情報流通を知らないプロバイダ等の責任に関する解釈論」について反対する。すなわち、個別具体的な事案に応じてプロバイダを発信者と評価した裁判例がプロバイダ責任制限法第2条第4号に定める要件を安易に拡大解釈したとは認め難い。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	<p>プロバイダ責任制限法は、明文により、「特定電気通信役務提供者」や「発信者」を規定しているところ、それらに該当するかどうかは、法の定める要件を満たしていることがまず必要と考えられ、解釈の安易な拡大を認めるることは相当ではないと考えます（提言（案）24頁）。</p> <p>また、本記述はプロバイダ等を発信者と解釈した裁判例として、個別の判決を念頭に置いたものではありません。</p>
	<p>(3) 「(4) 個別の情報流通を知らない場合の責任」の「(補論) 個別の情報流通を知らないプロバイダ等の責任に関する解釈論」において、「プロバイダ等を発信者と評価するには、プロバイダ責任制限法第2条第4号に定める要件を満たしていることがまず必要と考えられ、解釈の安易な拡大を認めるることは相当ではない。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：すなわち、個別具体的な事案に応じてプロバイダを発信者と評価した裁判例がプロバイダ責任制限法第2条第4号に定める要件を安易に拡大解釈したとは認め難い。</p> <p>(日本弁理士会)</p>	<p>プロバイダ責任制限法は、明文により、「特定電気通信役務提供者」や「発信者」を規定しているところ、それらに該当するかどうかは、法の定める要件を満たしていることがまず必要と考えられ、解釈の安易な拡大を認めるることは相当ではないと考えます（提言（案）24頁）。</p> <p>また、本記述はプロバイダ等を発信者と解釈した裁判例として、個別の判決を念頭に置いたものではありません。</p>
	<p>さらに、(補論) にあるとおり、他人の権利を侵害する情報を記録及び入力していないプロバイ</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ダ等をいたずらに発信者と評価することは、情報の流通に関与したに過ぎない者に、情報を流通過程に置いた者としての責任を負わせることになり、プロバイダ等に必要以上の責任を負わせるおそれがあり、発信者の解釈の安易な拡大を認めるべきでない、とする結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	
	<p>また、本提言案は、23頁以下の補論において、一定の場合プロバイダ等を発信者として評価する解釈の安易な拡大を認めることは相当でないとしている。しかし、知財高裁平成22年9月8日判決等は、特定電気通信役務提供者の中には接続プロバイダのような事業者のみならず、さまざまな事業者が含まれる現実を正しく捉え、問題となっているサービスの特性に着目し、発信者の解釈によって調和のとれた解決を実現しているものである。本提言案は、前述のように、「プロバイダ等」を一括りにしてサービスの類型の違いを無視し、情報の流通によって被害を受ける者の保護を捨象した検討しか行っていない。そのような検討によって上記知財高裁判決等を論難することはできないというべきである。</p> <p>当協会は、違法ファイルの監視・削除を行える立場にある特定のプロバイダ等は合理的な方法により監視・削除を行うべきであると考えており、プロバイダ責任制限法上規定できないのであればガイドラインにおいてその規定を盛り込むべきであると考える。</p> <p>また、本提言案の上記結論が、動画共有サイトや携帯電話向け掲示板などのサービス提供者で、既に違法ファイルを技術的もしくはそれ以外の方法により自主的に監視・削除する対応を行っているプロバイダに対し意気阻喪効果となることの無い様に配慮すべきと考える。</p> <p>(一般社団法人 日本レコード協会)</p>	<p>ご指摘のとおり、情報の流通によって被害を受ける者の保護が必要であることは当然ですが、プロバイダ責任制限法は、明文により、「特定電気通信役務提供者」や「発信者」を規定しているところ、それに該当するかどうかは、法の定める要件を満たしていることがまず必要と考えられ、解釈の安易な拡大を認めることは相当ではないと考えます。</p> <p>また、プロバイダ責任制限法はプロバイダ等を特定電気通信役務提供者と定義し、それらをサービス毎に区別するものではありませんが、提言案に「動画投稿サイト等、ホスティングサービスに様々な付加的なサービスを附加して提供している場合には、それに伴う責任がプロバイダ等に発生することまで排除していないとの指摘がある」旨を明記しているところです（提言（案）24頁）。</p>
(5) 「合理的措置」の実施		
	<p>「(5) 「合理的措置」の実施」について</p> <p>反対する。すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、</p>	<p>プロバイダ等に対して、流通する情報の監視を法的に義務づけることや責任制限の要件とすることを否定する考え方は、例えば、EUの電子商取引指</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）による同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施等が、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	<p>令においてプロバイダは一般的な監視義務を課されないこと、アメリカのDMCAにおいてプロバイダに対して監視を義務づけることが責任制限（セーフハーバー免責）の条件とされないことに見られるように、諸外国においても共通して採用されているところであり、米国DMCAの「標準的技術的手段」は、DMCAの制定後10年以上経過した現時点でも、未だできていないとの報告があったところです。我が国においても、プロバイダ等に、流通する情報を監視させることは、それが特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、事実上の検閲になりかねず、また、疑わしい情報は全て予め削除することにつながりかねないことから、表現の自由に対し著しい萎縮効果を及ぼすおそれがある上、場合によっては通信の秘密を侵害する可能性もあるものであり、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではないと考えます。したがって、プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であっても同様であると考えられます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>そもそもプロバイダ責任制限法が、プロバイダ等と権利を侵害されたとする者及び発信者との間の民事責任（損害賠償責任）の範囲を明確化したものにすぎないものであることからすると、個別の事案に直接関連しないそのような要素を要件とすることは、プロバイダ責任制限法との親和性において疑問があると考えられます。</p> <p>また、これまでのプロバイダ等の責任に関する裁判例においても、個別の事案に直接関連しない要素を「条理上の作為義務」の根拠となる要素として考慮したものは見受けられません。</p> <p>さらに、仮にそのような規定を設けた場合、「合理的措置」を実施していない事例においてはプロバイダ責任制限法の責任制限の対象とならず、民法の規定によりプロバイダ等の責任が検討されることになるところ、プロバイダ等の責任に関する民法の解釈において、そのような個別の事案に直接関連しない要素は民事責任（損害賠償責任）を認めるための根拠と解釈されないとも考えることができることからすると、結局民事責任（損害賠償責任）は認められないとも考えられます。そうすると、そのような規定を設ける意味もないとも考えられます（提言（案）25頁）。</p>
	<p>(4) 「(5)「合理的措置」の実施」において、「プロバイダ責任制限法との親和性、裁判例の状況及び規定を設ける実益からすると、そのような規定をプロバイダ等の責任制限の要件とするこ</p>	<p>プロバイダ等に対して、流通する情報の監視を法的に義務づけることや責任制限の要件とすること</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>とは適當ではなく、かつ必要もないと考えられる。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。</p> <p>他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施等が、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	<p>を否定する考え方は、例えば、EUの電子商取引指令においてプロバイダは一般的な監視義務を課されないこと、アメリカのDMCAにおいてプロバイダに対して監視を義務づけることが責任制限（セーフハーバー免責）の条件とされないことに見られるように、諸外国においても共通して採用されているところであります。米国DMCAの「標準的技術的手段」は、DMCAの制定後10年以上経過した現時点でも、未だできていないとの報告があったところです。</p> <p>我が国においても、プロバイダ等に、流通する情報を監視させることは、それが特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、事実上の検閲になりかねず、また、疑わしい情報は全て予め削除することにつながりかねないことから、表現の自由に対し著しい萎縮効果を及ぼすおそれがある上、場合によっては通信の秘密を侵害する可能性もあるものであり、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではない。</p> <p>したがって、プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であって</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>も同様であると考えられます。</p> <p>そもそもプロバイダ責任制限法が、プロバイダ等と権利を侵害されたとする者及び発信者との間の民事責任（損害賠償責任）の範囲を明確化したものにすぎないものであることからすると、個別の事案に直接関連しないそのような要素を要件とすることは、プロバイダ責任制限法との親和性において疑問があると考えられます。</p> <p>また、これまでのプロバイダ等の責任に関する裁判例においても、個別の事案に直接関連しない要素を「条理上の作為義務」の根拠となる要素として考慮したものは見受けられません。</p> <p>さらに、仮にそのような規定を設けた場合、「合理的措置」を実施していない事例においてはプロバイダ責任制限法の責任制限の対象とならず、民法の規定によりプロバイダ等の責任が検討されることになるところ、プロバイダ等の責任に関する民法の解釈において、そのような個別の事案に直接関連しない要素は民事責任（損害賠償責任）を認めるための根拠と解釈されないとも考えることができることからすると、結局民事責任（損害賠償責任）は認められないとも考えられます。そうすると、そのような規定を設ける意味もないとも考えられます（提言（案）25頁）。</p>
(5)「合理的措置」の実施		本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>提言(案)に賛同します。プロバイダ責任制限法が権利を侵害されたとする者とプロバイダ等の間の関係を規律していることを考えると、平素の体制などの要素を一律に要件とすることはなじまないと考えられます。また、「合理的措置」には事前の送信防止措置(監視やアップロードの制限など)が想定されるところ、プロバイダ責任制限法がプロバイダ等に常時監視義務のないことを規定し、権利侵害の救済と表現の萎縮を招かないことの調整を図っていることについても、十分考慮すべきです。</p> <p>(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
(5) 「合理的措置」の実施(提言案P24)	<p>DMCAのような反復的な侵害者の契約解除・サービス停止のポリシー、自主的監視・削除、違法アップロードのフィルタリング等の技術的手段の導入等を「合理的措置」としてプロバイダ責任制限法の責任制限要件とすることが、プロバイダ責任制限法との親和性から問題があり、裁判例からして条理上の作為義務の根拠としたものが無く、規定を設ける実益も無い、との分析に同意し、そのような規定をプロバイダ等の責任制限の要件とすることは適当ではなく、かつ必要もないとの結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
(6) 第三者機関の創設等	<p>「(6) 第三者機関の創設等」について賛成する。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>1 「第3、3 権利侵害情報の送信防止措置関係」について 「(6) 第三者機関の創設等」において、「想定される第三者機関はすでに存在しているか、又は法的な問題などがあり創設することは困難であると考えられる。」の結論には、基本的に、賛成する。 但し、「すでに存在している」「第三者機関」について、インターネットにおける模倣品・海賊版による商標権・著作権等の侵害性等に関する知的財産法の専門家による簡易迅速かつ的確な判断の可能性が確保されるかは不明である点を、指摘する。</p> <p>((日本弁理士会))</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>(6) 第三者機関の創設等</p> <p>プロバイダ等は既にガイドライン等に基づく自主的な対応を行っており、また、著作権等の一定の類型については「信頼性確認団体」の制度により、権利侵害の事実を権利者団体側で確認するしくみが存在するところ、それ以外の類型において第三者機関の判断を必要とする事例は、すなわちプロバイダ等と権利を侵害されたとする者の間で評価が分かれる事例や、送信防止措置を行った際にプロバイダ等と発信者との間でも係争になる可能性がある事例であり、そもそも裁判外における第三者機関による判断になじむのかという問題があるものと考えます。</p> <p>(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(6) 第三者機関の創設等 ((提言案P 2 5))</p> <p>送信防止措置を講ずべきか否かの判断を著作権や商標権のみならず分野横断的に適切に判断することができる第三者機関が創設されるのは事実上も法的にも疑問がありそれ以外の第三者機関はすでに存在している、とする結論および裁判所による簡易・迅速な手続を創設するのは現時点では困難であるとの結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
4 発信者情報の開示請求関係		
(1) 権利侵害の明白性		
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p> <p>(2) 「権利侵害の明白性」について、本提言（案）では、要件の維持が必要であるとしているが、「明白」という文言はあまりにも限定的であり、紛争類型ごとに、必要な要件を明確に規定するべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、以下のような事案において、発信者情報開示が不可能または著しく遅延する問題があり、これらに対応する必要がある。</p>	<p>全ての紛争を類型化することは困難と考えられることから、権利侵害の明白性の要件については、個々の紛争事件によって、適切に判断されるべきだと考えられます。</p> <p>「特定電気通信による権利侵害に関して当該発信者に対し訴えを提起する利益が開示請求者にあることが疎明された場合」をプロバイダ等において判断することは困難だと考えられます。また、発信者情報開示請求により開</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>(2) 氏名不詳の者から、インターネット上の掲示板において、「この馬鹿」、「頭がおかしい」、「きちがい」等の文言が繰り返された、一見して明白に権利侵害が認められる書き込みによって中傷を受けた事案において、被害者が任意開示を求めたところ、権利侵害の明白性の判別ができないことを理由に任意開示を拒否された（権利侵害の明白性）。</p> <p>(2) 権利侵害の明白性について</p> <p>本提言（案）は、権利侵害の明白性について「被害者の被害回復の必要性と、発信者のプライバシーや表現の自由の利益との調和の観点から規定されたものである。すなわち、被害者の被害回復の必要性が認められる一方で、発信者情報開示請求により開示される情報は、発信者のプライバシーに関わる事項であるところ、プライバシーは、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められる。また、匿名による表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要がある。このような観点から『権利侵害の明白性』が要件として規定されたものである。そうすると、権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシー等の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではない。」として、権利侵害の明白性を要件とし、さらに、「明白性」は「違法性阻却事由の不存在」まで含むとする。</p> <p>しかしながら、本提言（案）は、プライバシー保護や表現の自由の理念を述べるだけで短絡的に権利侵害の明白性を肯定しており、「明白」というあいまいな文言が、発信者情報開示手続に与える悪影響や、具体的な主張立証責任上の問題点を無視しているものと言わざるを得ない。現在、「明白性」という厳格かつ抽象的な文言のために、プロバイダ等が開示の要件を満たすか否かについての不安感から任意の開示をほとんど拒否しており、そのため、多くの時間と費用を費やして訴訟による開示請求をしなければならない状況である。</p> <p>そもそも、発信者情報開示請求権は、違法行為を行った相手方を特定するために行うものである。相手方が特定された後の損害賠償請求等の訴訟においてさえ、権利侵害の立証の程度の加</p>	<p>示される情報は、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関する事項であるところ、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められると考えられ、また、匿名表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要があると考えます。権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利が侵害されてもよいと考えることは相当ではないと考えられます。</p> <p>開示の対象となる発信者情報が、発信者の氏名や住所といった、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関する情報であり、いったん開示されると、原状に回復することは事実上不可能であるので、その取扱いは慎重に行う必要があることから、判断が微妙な事例においては、任意開示で対応するのではなく、裁判所の判断を仰ぐことが発信者の表現の自由やプライバシ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>重や抗弁事由の不存在の主張などは求められていない。それにも関わらず、その相手方を特定する手続において、損害賠償請求等の要件以上の要件を求めるのは、被害救済の途を閉ざすものと言わざるを得ない。</p> <p>さらに、発信者情報開示は、裁判上の請求と裁判外の請求の場合が考えられるところ、明白性の要件が、どのような紛争類型・手続において、いかなる効果を有するかを考える必要がある。まず、裁判上の請求においては、裁判所が権利侵害か存在するか否か（むしろ、権利侵害の存否について当該発信者を被告として呼び出して審理することが相当といえる程度の権利侵害の可能性があるか。）を認定すれば足りる。その上に「明白性」という要件を課す必要はない。本提言（案）では、裁判例について「違法性阻却事由の不存在」を含むとされていると述べているが、実際の裁判例では、著作権の場合は権利制限事由の不存在の主張立証責任は求められないし、名誉毀損についても、違法性阻却事由の不存在の立証を求めていないものや、主觀的要件については、立証責任の転換を認めないものや、立証転換を認めて立証の程度を疎明程度に軽減しているもの等々であり、裁判例が単純に「違法性阻却事由の不存在」の主張立証責任を要するかのように述べているのは、ミスリーディングと言わざるを得ない。</p> <p>そもそも、違法性阻却事由の不存在と言っても、それが、あらゆる抗弁事由を意味するのか、主要な抗弁事由に限定するのか、名誉毀損の場合の真実性の抗弁を意味するのか、もし、あらゆる抗弁事由でなく、名誉毀損等の場合だけとするのであれば、そのように限定される理由・合理性及び「明白」という文言から当該解釈が導かれる理由が問題となる。また、不存在の主張立証義務が、厳密な意味での主張立証を求めるのか、証拠の優越なのか、疎明程度で足りるのかが、裁判では重要である。しかしながら、この点の解釈について「明白」という文言はあまりに抽象的であり、訴訟に混乱をもたらしていると言わざるを得ない。</p> <p>なお、民事保全法では、主な抗弁事由の不存在の疎明を求められることが多いが、これは主張立証責任の転換ではないと考えるのが通説である。このことを踏まえて、要件を再検討すべきである。</p> <p>次に、裁判外の請求の場合において、発信者情報を開示するか否かはプロバイダの判断である</p>	<p>一、通信の秘密といった重要な権利の保護の観点からは肝要であると判断されたことから、そのような事例については任意開示で対応しないよう、不開示の場合の責任の範囲を規定したものであり、当該要件には必要性と合理性があると考えられます。なお、主要な諸外国においては、裁判所の判断を経ずに任意で発信者の情報の開示を認める制度は見当たらないところですが、我が国では権利侵害が明白なものについては裁判外の請求により発信者情報の開示請求が可能となっています（提言（案） 27頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ので、明白性の要件が機能するのは、開示又は開示拒否に対してプロバイダが賠償義務を負うか否かに関してである。</p> <p>しかしながら、開示拒否については「善意・無重過失」の免責要件が定められているため、実務上は、開示請求に対して、抗弁事由の不存在について厳密な意味での立証がなされている場合でないと開示が違法となるのではないかという解釈で問題になっており、裁判所のような判断能力のないプロバイダは、この点を恐れて任意の開示を躊躇している状況である。</p> <p>結局、「明白」という文言は、その範囲や立証の程度において、あまりに抽象的であり、また、健全な実務の運用において有害である。</p> <p>したがって、明白性の要件を廃止し、裁判上の請求と裁判外の請求に分けて、紛争類型を検討し、実務的な考慮を踏まえて要件を見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会)</p>	
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 本年6月に総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が取りまとめた、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」（以下「本提言（案）」といふ。）で採り上げられている提言事項の見直しについて本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p> <p>(2) 氏名不詳の者から、インターネット上の掲示板において、「この馬鹿」、「頭がおかしい」、「きちがい」等の文言が繰り返された、一見して明白に権利侵害が認められる書き込みによって中傷を受けた事案において、被害者が任意開示を求めたところ、権利侵害の明白性の判別ができないことを理由に任意開示を拒否された（権利侵害の明白性）。</p> <p>2 本提言（案）で採り上げられている提言事項の見直しについて</p> <p>(2) 権利侵害の明白性について</p> <p>提言（案）は、権利侵害の明白性について「被害者の被害回復の必要性と、発信者のプライバシーや表現の自由の利益との調和の観点から規定されたものである。</p>	<p>権利侵害の明白性の要件については、個々の紛争事件によって、適切に判断されるべきだと考えられます。</p> <p>「特定電気通信による権利侵害に関して当該発信者に対し訴えを提起する利益が開示請求者にあることが疎明された場合」をプロバイダ等において判断することは困難だと考えられます。また、発信者情報開示請求により開示される情報は、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関わる事項であるところ、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められると考えられ、また、匿名表現の</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>すなわち、被害者の被害回復の必要性が認められる一方で、発信者情報開示請求により開示される情報は、発信者のプライバシーに関わる事項であるところ、プライバシーは、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められる。また、匿名による表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要がある。このような観点から『権利侵害の明白性』が要件として規定されたものである。そうすると、権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシー等の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではない。』として、権利侵害の明白性を要件とし、さらに、「明白性」は「違法性阻却事由の不存在」まで含むとする。</p> <p>しかしながら、本提言（案）は、プライバシー保護や表現の自由の理念を述べるだけで短絡的に権利侵害の明白性を肯定しており、「明白」というあいまいな文言が、発信者情報開示手続に与える悪影響や、具体的な主張立証責任上の問題点を無視しているものと言わざるを得ない。現在、「明白性」という厳格かつ抽象的な文言のために、プロバイダ等が開示の要件を満たすか否かについての不安感から任意の開示をほとんど拒否しており、そのため、多くの時間と費用を費やして訴訟による開示請求をしなければならない状況である。</p> <p>そもそも、発信者情報開示請求権は、違法行為を行った相手方を特定するために行うものである。相手方が特定された後の損害賠償請求等の訴訟においてさえ、権利侵害の立証の程度の加重や抗弁事由の不存在の主張などは求められていない。それにも関わらず、その相手方を特定する手続において、損害賠償請求等の要件以上の要件を求めるのは、被害救済の途を閉ざすものと言わざるを得ない。</p> <p>さらに、発信者情報開示は、裁判上の請求と裁判外の請求の場合が考えられるところ、明白性の要件が、どのような紛争類型・手続において、いかなる効果を有するかを考える必要がある。まず、裁判上の請求においては、裁判所が権利侵害か存在するか否か（むしろ、権利侵害の存否について当該発信者を被告として呼び出して審理することが相当といえる程度の権利侵害の</p>	<p>自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要があると考えます。権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではないと考えられます。</p> <p>開示の対象となる発信者情報が、発信者の氏名や住所といった、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関する情報であり、いったん開示されると、原状に回復することは事実上不可能であるので、その取扱いは慎重に行う必要があることから、判断が微妙な事例においては、任意開示で対応するのではなく、裁判所の判断を仰ぐことが発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の保護の観点からは肝要であると判断されたことから、そのような事例については任意開示で対応しないよう、不開示の場合の責任の範囲を規定したものであり、当該要件には必要性と</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>可能性があるか。) を認定すれば足りる。その上に「明白性」という要件を課す必要はない。本提言(案)では、裁判例について「違法性阻却事由の不存在」を含むとされていると述べているが、実際の裁判例では、著作権の場合は権利制限事由の不存在の主張立証責任は求められないし、名誉毀損についても、違法性阻却事由の不存在の立証を求めていないものや、主観的要件については、立証責任の転換を認めないものや、立証転換を認めても立証の程度を疎明程度に軽減しているもの等様々であり、裁判例が単純に「違法性阻却事由の不存在」の主張立証責任を要するかのように述べているのは、ミスリーディングと言わざるを得ない。</p> <p>そもそも、違法性阻却事由の不存在と言っても、それが、あらゆる抗弁事由を意味するのか、主要な抗弁事由に限定するのか、名誉毀損の場合の真実性の抗弁を意味するのか、もし、あらゆる抗弁事由でなく、名誉毀損等の場合だけとするのであれば、そのように限定される理由・合理性及び「明白」という文言から当該解釈が導かれる理由が問題となる。また、不存在の主張立証義務が、厳密な意味での主張立証を求めるのか、証拠の優越なのか、疎明程度で足りるのかが、裁判では重要である。しかしながら、この点の解釈について「明白」という文言はあまりに抽象的であり、訴訟に混乱をもたらしていると言わざるを得ない。</p> <p>なお、民事保全法では、主な抗弁事由の不存在の疎明を求められることが多いが、これは主張立証責任の転換ではないと考えるのが通説である。このことを踏まえて、要件を再検討すべきである。</p> <p>次に、裁判外の請求の場合において、発信者情報を開示するか否かはプロバイダの判断であるので、明白性の要件が機能するのは、開示又は開示拒否に対してプロバイダが賠償義務を負うか否かに関してである。</p> <p>しかしながら、開示拒否については「善意・無重過失」の免責要件が定められているため、実務上は、開示請求に対して、抗弁事由の不存在について厳密な意味での立証がなされている場合でないと開示が違法となるのではないかという解釈で問題になっており、裁判所のような判断能力のないプロバイダは、この点を恐れて任意の開示を躊躇している状況である。</p> <p>結局、「明白」という文言は、その範囲や立証の程度において、あまりに抽象的であり、また、</p>	<p>合理性があると考えられます。なお、主要な諸外国においては、裁判所の判断を経ずに任意で発信者の情報の開示を認める制度は見当たらないところですが、我が国では権利侵害が明白なものについては裁判外の請求により発信者情報の開示請求が可能となっています(提言(案) 27頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>健全な実務の運用において有害である。</p> <p>したがって、明白性の要件を廃止し、裁判上の請求と裁判外の請求に分けて、紛争類型を検討し、実務的な考慮を踏まえて要件を見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>意見3</p> <p>【該当箇所】</p> <p>第3 4 (1)権利侵害の明白性（26～29ページ）</p> <p>【意見】</p> <p>発信者情報開示ガイドラインの改訂が望ましいとする意見に賛成します。</p> <p>【理由】</p> <p>発信者情報開示において「権利侵害の明白性」が要件とされていることについて、少なくとも権利侵害が明白であるときは、被害者側が適切な侵害防止措置を講じられるよう速やかに発信者情報が開示されるべきです。</p> <p>発信者情報が今よりも容易に開示されるようになれば、実際に開示された場合の効果だけにとどまらず、明白な権利侵害をすれば情報が開示される、ということが周知されることに伴う侵害情報流通の抑止効果も、相当程度期待されるところです。</p> <p>したがって、権利侵害が明白である場合（例えば、著作権関係ガイドラインにいう信頼性確認団体からの申し出がある場合）は、裁判手続を経ることなく、速やかに発信者情報が開示されるよう発信者情報開示ガイドラインを早急に改訂すべきです。</p> <p style="text-align: right;">（一般社団法人 日本音楽著作権協会）</p>	<p>ご指摘の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」は、民間の協議会である「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」により策定されているものであることから、当該ガイドラインの具体的な内容は当該協議会による自主的な判断により決定されるべきであると考えます（提言（案）5頁）。</p>
	<p>■要旨</p> <p>□プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」の内容を見直しについては、実運用上プロバイダ等が迅速かつ適切な開示に係る判断が可能となるような修正を要すると思料する。</p> <p>■発信者情報の開示請求関係</p>	<p>ご指摘の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」は、民間の協議会である「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」により策定されているものであることから、当該ガイドラインの具体的な内容は当該協議会による</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>【権利侵害の明白性とガイドラインの関係】</p> <p>本提言において、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が策定している「発信者情報開示関係ガイドライン」の内容を見直すことを示している点は評価したい。しかしながら、この点についてさえも、本提言が結論において法改正の必要性を認めていないことから、実際に運用を良化させる結果が得られるかどうかについては疑問の残るところである。本提言においては、ガイドラインの見直しについて、裁判例や省令の反映を例示しているところであるが、権利者らとしてはこれらに加え、実運用上プロバイダ等が迅速かつ適切な開示に係る判断（開示を是とするものに限らず否であっても）が可能となるような修正を要すると思料する。</p> <p>そもそも名誉毀損、プライバシー等の侵害に比べ、著作権等侵害、商標権侵害については、権利侵害の明白性を客観的に判断することについては第三者であるプロバイダ等であったとしても、それほどの期間を要するとは考えにくい。それは、著作権等であれば当該著作物の利用に対し許諾の有無だけが判断できればよく、当該著作物に関し著作権を有しているか否かの正当性は著作権者等が適切に行うべきことであることを勘案すれば、プロバイダ等において判断すべき事由は殆ど存しないからである。確かに、物品等においてプロバイダ等が正規品を有しない以上、当該侵害が真に侵害品であるかどうかが判断できないという意見も理解できないではないが、そのために著作権等及び商標権に関しては信頼性確認団体の仕組みを講じているのであり、実際にこの仕組みは送信防止措置請求に関しては有効に機能していると考えられる。</p> <p>そこで、権利侵害の明白性を担保させるために、著作権等及び商標権侵害に係る発信者情報開示の場合には、「信頼性確認団体」からの権利侵害事実証明等を付すことができるものとし、当該証明が付されている場合には、プロバイダは権利侵害が明白であると推定できるものとすべきものと考える。加えて、著作権等及び商標権侵害に関しては、権利侵害の明白性の判断が名誉毀損、プライバシー等の侵害と比して、難易度が高いものではないことに鑑みると、事例と証拠等を勘案した上でプロバイダによる任意開示がより積極的に行われるようになることを期待する。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>自主的な判断により決定されるべきであると考えます（提言（案）5頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「4 発信者情報の開示請求関係」</p> <p>「(1) 権利侵害の明白性」</p> <p>「ア 権利侵害の明白性の必要性」について 賛成する。</p> <p>「イ 「権利侵害の明白性」と違法性阻却事由不存在の関係」について 基本的には賛成する。但し、一般にそのように考えられるとしても、個別具体的な事案における認定判断の在り方としては、請求原因事実は格別、違法性阻却事由・抗弁事由・権利制限事由等は、その存在を客観的に合理的に疑わせるに足りる事情が判明しない限り、権利侵害の明白性が主張立証されたものとして取り扱われるべきである。</p> <p>「ウ ガイドラインとの関係」について 賛成する。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>3 「第3、4 発信者情報の開示請求関係」について</p> <p>(1) 「(1) 権利侵害の明白性」の「ア 権利侵害の明白性の必要性」において、「権利侵害の明白性」に関し、これを不要とすることは不適切と考えられる。」との結論に、賛成する。</p> <p>(2) 「(1) 権利侵害の明白性」の「ウ ガイドラインとの関係」において、「発信者情報開示ガイドライン」についても、その策定・改訂後、新たな裁判例が蓄積していることから、ガイドライン等検討協議会において、それらの裁判例を反映すべく、改訂することが望ましく、また、今後も最新の裁判例を反映しつつ、適時内容を見直していくことが望ましい。」との結論に、賛成する。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>
	<p>2 「第3、4 発信者情報の開示請求関係」について</p> <p>(1) 「(1) 権利侵害の明白性」の「イ 「権利侵害の明白性」と違法性阻却事由不存在の関係」において、「「権利侵害の明白性」に関し、違法性阻却事由の不存在を含むべきではないと考えることは適当ではないと考えられる」との結論には、基本的に、賛成する。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>但し、一般にそのように考えられるとしても、個別具体的な事案における認定判断の在り方としては、違法性阻却事由・抗弁事由・権利制限事由等の存在を客観的に合理的に疑わせるに足りる事情が判明しない限り、権利侵害の明白性は立証されたものとして取り扱われるべきである点を、指摘する。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	
	<p>(1) 権利侵害の明白性 回復が不可能な性質があります。発信者情報開示請求権が裁判外でも行使しうる実体法上の権利であることを考慮すると、特定電気通信役務提供者が任意開示を行う場合は慎重に判断すべきとする現行の要件は妥当なものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>○ 発信者情報の開示請求関係 (1) 権利侵害の明白性（提言案P 2 6） 権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるとする分析に同意し、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシー等の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではなく、権利侵害の明白性要件を不要とすべきでない、とする結論に賛成します。 また、権利侵害の明白性の成立に違法性阻却事由の不存在を（その立証レベルはともかく）要件として維持すべきとする結論に賛成します。 さらに「発信者情報開示ガイドライン」にこれまでの裁判例を反映すべく、改訂することが望ましく、また、今後も最新の裁判例を反映しつつ、適時内容を見直していくことが望ましい、とする結論に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>報告書は、次のように述べる（27頁）。</p> <p>////////// この「権利侵害の明白性」の要件は、被害者の被害回復の必要性と、発信者のプライバシーや</p>	「特定電気通信による権利侵害に関して当該発信者に対し訴えを提起する利益が開示請求者にあることが疎明された場合」をプロバイ

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>表現の自由の利益との調和の観点から規定されたものである。すなわち、被害者の被害回復の必要性が認められる一方で、発信者情報開示請求により開示される情報は、発信者のプライバシーに関わる事項であるところ、プライバシーは、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められる。また、匿名表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要がある。このような観点から「権利侵害の明白性」が要件として規定されたものである。</p> <p>そうすると、権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシー等の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではない。</p> <p>//////////</p> <p>しかし、発信者のプライバシーや匿名表現の自由が一定の限度で保障されるとしても、それらの権利ないし自由は、被害者の裁判を受ける権利に絶対的に優越するものではなく、「権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めること」の必要性ないし合理性を導くものではない。立法論としては、発信者のプライバシー保護の要請と被害者の裁判を受ける権利の保護の要請とをどこで調和させるのかという問題であり、答えは1つではないからである。では、どこで調和させるべきであろうか。この点については、匿名の発信者に対し訴訟等の権利行使を行うことが許されるのはどのような場合か、という観点から考えるべきである。</p> <p>原告の側で被告の氏名・住所等を特定しなければならない現行民事訴訟法において、原告の氏名・住所等を特定するための情報収集手段はいくつもある。例えば、戸籍謄本や会社登記簿謄本の交付を受けたり、登録自動車の登録事項等証明書の交付を受けたりする場合である。いずれの場合も、情報主体の個人情報が開示されることとはなるが、上記書類等の開示を受けるにあたり、その情報主体による権利侵害が明白であることの証明を求められることはない。市町村役場にせよ法務局にせよ陸運局にせよ、その情報主体による権利侵害が明白か否かの判断をいちいち迫られても対応できないし、当該情報主体に対し訴訟等を提起したい権利者等から情</p>	<p>ダ等において判断することは困難だと考えられます。また、発信者情報開示請求により開示される情報は、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関わる事項であるところ、いったん開示されると、原状に回復させることができない性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められると考えられ、また、匿名表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要があると考えます。権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではないと考えられます。</p> <p>開示の対象となる発信者情報が、発信者の氏名や住所といった、発信者のプライバシーに関する情報であり、いったん開示されると、原状に回復することは事実上不可能であるので、その取扱いは慎重に行う必要があることから、判断が微妙な事例においては、任意開</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>報開示を求める訴訟をいちいち提起されるのも迷惑な話である。</p> <p>また、わが国では、訴えを提起する段階で、請求原因事実が存在すること及び抗弁事実が存在しないことを証明する義務を原告に負わせておらず、これらを証明する証拠が訴状に添付されていない場合に訴えを却下できるという法制度を採用していない。抗弁事実等被告が立証責任を負う事実についてそれが存在しないことを証明できなければ訴えの提起自体が許されないとということでは、立証責任を被告側に負わせるように実体法を制定した意味がなくなってしまうので、当然である。更にいえば、原告が立証責任を負う事実についても、文書提出命令等の手続を用いて、訴訟手続の中で証拠を収集することが制度的に予定されているのであるから、訴え提起の段階でそれらの事実を証明するに十分な証拠が添付されていなくとも、そのことをもって訴えを却下することは適切ではない。</p> <p>さらにいえば、発信者はその発信者情報が開示されたとしても、訴訟においてその情報発信の正当性を証明していくことができるのに対して、被害者は発信者情報の開示を受けられなければ、損害賠償請求権や人格権侵害行為の差止請求権等の実体法上の権利を手続法的に行使する手段を完全に奪われるのである。したがって、基本的人権の擁護という観点からは、むしろ、発信者情報を広範に開示する方向で、発信者と被害者との人権の衝突を調和することこそが望ましいと言える（発信者のプライバシー保護は、発信者の氏名・住所に関する部分については広範に訴訟記録の閲覧・謄写制限を認める、発信者情報の目的外使用について制裁規定を設ける等の方法によることも可能である。）。</p> <p>そのように考えるならば、少なくとも、当該特定電気通信による権利侵害に関して当該発信者に対し訴えを提起する利益が開示請求者にあることが疎明された場合には、開示関係役務提供者は発信者情報を開示する義務を負うとすることこそが合理的であるというべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>示で対応するのではなく、裁判所の判断を仰ぐことが発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の保護の観点からは肝要であると判断されたことから、そのような事例については任意開示で対応しないよう、不開示の場合の責任の範囲を規定したものであり、当該要件には必要性と合理性があると考えられます（提言（案）27頁）。</p>
	<p>①権利侵害の明白性について</p> <p>本提言案では、新たな裁判例が蓄積していることから、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において、裁判例を反映すべく、改訂することが望ましく、また今後も最新の裁判</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>例を反映しつつ、適宜内容を見直していくことが望ましい。それにより、過去の裁判例に即した、より迅速かつ適切な判断に資することが期待されると結論づけている（29頁）。</p> <p>当協会は、上記のとおり、裁判例がガイドラインに盛り込まれることで、プロバイダの任意の判断で開示される場合が増加するのであれば、ガイドラインに反映されるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">（一般社団法人 日本レコード協会）</p>	
(2) 開示する発信者情報の範囲		
	<p>③ 発信者情報の開示請求関係</p> <p>昨今のケータイ・サイト上における「ネットいじめ」等の状況からして、「開示対象に携帯電話の個体識別番号を新たに追加するために総務省令の改正を検討すべきである」というご提言に全面的に支持いたします。</p> <p style="text-align: right;">（奈良ふらっと市民会議）</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p> <p>(3) 「開示する発信者情報の範囲」について、本提言（案）では、包括的な規定を不適当としているが、少なくとも、裁判上の請求については、裁判所が必要と認めた情報の範囲に従うべきであり、包括的な規定を設けるべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、以下のような事案において、発信者情報開示が不可能または著しく遅延する問題があり、これらに対応する必要がある。</p> <p>(3) 氏名不詳の者から、逮捕歴があるなどと虚偽の事実を受けて誹謗中傷された事案において、被害者が任意開示を求めたところ、登録情報が、氏名、勤務地名、勤務地連絡先であったため、省令で開示が認められている氏名の開示しかされず、同姓同名が多いため、訴訟提起を断念した（開示請求可能な情報の内容）。</p> <p>(3) 開示する発信者情報の範囲</p>	開示する発信者情報について包括的に規定した場合、秘匿する必要が高く、かつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示してしまう蓋然性が高まると考えられます。また、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、プロバイダ等が保有していて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくるであろうことから、包括的に規定すると、開示の対象とすることが相当でないものまでその対象となってしまうことも考えられます。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>本提言（案）では、包括的な規定について、「仮に発信者の特定及び権利救済に必要な情報であり、かつ、プロバイダ等が保存している情報が開示の対象となる発信者情報であるとして包括的に規定すると、秘匿する必要が高く、かつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示してしまう蓋然性が高まる。また、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、プロバイダ等が保有していて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくるであろうことから、包括的に規定すると、開示の対象とすることが相当でないものまでその対象となってしまうことも考えられる。このような観点から、プロバイダ責任制限法は、総務省令で発信者情報を限定列挙することとしたのであり、総務省令により柔軟に対応することが不可能であるという状況も認められないことから、開示の対象となる発信者情報について、総務省令で限定列挙することには、現在においても合理的理由がある。よって包括的に規定することは適当ではないと考えられる。」とする。</p> <p>しかしながら、このような見解は、発信者の特定を可能とする情報をすべてプロバイダ等が保有しているが、開示対象となる発信者情報の要件に該当せず、また、総務省令が硬直的であるために、泣き寝入りを強いられている現状を無視するものであり妥当ではない。</p> <p>そもそも、包括規定をもって直ちに、権利侵害に不可欠な情報を開示する蓋然性が高まると言うのは、短絡的に過ぎる。特に、裁判上の請求であれば、必要とする情報の範囲を裁判所が判断するのであるから、そのような懸念は皆無である。</p> <p>また、急速な技術の進歩やサービスの多様化は、包括的な規定の必要性の根拠にはなっても、これを否定する根拠とはなり得ない。</p> <p>さらに、現行の総務省令では、現在、提供されているサービスですら十分に対応できていない。例えば、氏名の他、勤務地名や勤務先の住所等の情報しか登録されていない場合があるが、この場合は、氏名だけ分かっても訴訟提起不可能である。そして、本人特定に足りる情報をプロバイダが保有しているにもかかわらず、開示が不可能となる。</p> <p>本意見書では、携帯電話の固有識別番号を盛り込むことを示唆しているが、これですら、プロ</p>	<p>バイダ責任制限法は、総務省令で発信者情報を限定列挙することとしたものであり、必要に応じ、総務省令の改正により対応すべきであると考えます（提言（案）30頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>バイダ責任制限法の施行後、数回にわたって、プロトコルが変更されており、また、プロトコルの変更が行われるのが確実である。</p> <p>このような状況であるにもかかわらず、これまで一度も総務省令の見直しを行ってこなかった、総務省令が柔軟な対応が不可能であることは明らかである。</p> <p>少なくとも、裁判上の請求と裁判外の請求を区別し、裁判上の請求については、包括的規定を設けるべきである。</p>	
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 本年6月に総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が取りまとめた、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」（以下「本提言（案）」という。）で採り上げられている提言事項の見直しについて本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p> <p>(3) 「開示する発信者情報の範囲」について、本提言（案）では、包括的な規定を不適当としているが、少なくとも、裁判上の請求については、裁判所が必要と認めた情報の範囲に従うべきであり、包括的な規定を設けるべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>(3) 氏名不詳の者から、逮捕歴があるなどと虚偽の事実を受けて誹謗中傷された事案において、被害者が任意開示を求めたところ、登録情報が、氏名、勤務地名、勤務地連絡先であったため、省令で開示が認められている氏名の開示しかされず、同姓同名が多いため、訴訟提起を断念した（開示請求可能な情報の内容）。</p> <p>2 本提言（案）で採り上げられている提言事項の見直しについて</p> <p>(3) 開示する発信者情報の範囲</p> <p>本提言（案）では、包括的な規定について、「仮に発信者の特定及び権利救済に必要な情報であり、かつ、プロバイダ等が保存している情報が開示の対象となる発信者情報であるとして包括</p>	<p>開示する発信者情報について包括的に規定した場合、秘匿する必要が高く、かつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示してしまう蓋然性が高まると考えられます。また、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、プロバイダ等が保有していて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくるであろうことから、包括的に規定すると、開示の対象とすることが相当でないものまでその対象となってしまうことも考えられます。</p> <p>プロバイダ責任制限法は、総務省令で発信者情報を限定列举することとしたのであり、必要に応じ、総務省令の改正により対応すべきであると考えます（提言（案）30頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>的に規定すると、秘匿する必要が高く、かつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示してしまう蓋然性が高まる。また、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、プロバイダ等が保有していて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくるであろうことから、包括的に規定すると、開示の対象とすることが相当でないものまでその対象となってしまうことも考えられる。このような観点から、プロバイダ責任制限法は、総務省令で発信者情報を限定列挙することとしたのであり、総務省令により柔軟に対応することが不可能であるという状況も認められないことから、開示の対象となる発信者情報について、総務省令で限定列挙することには、現在においても合理的理由がある。よって包括的に規定することは適当ではないと考えられる。」とする。</p> <p>しかしながら、このような見解は、発信者の特定を可能とする情報をすべてプロバイダ等が保有しているが、開示対象となる発信者情報の要件に該当せず、また、総務省令が硬直的するために、泣き寝入りを強いられている現状を無視するものであり妥当ではない。</p> <p>そもそも、包括規定をもって直ちに、権利侵害に不可欠な情報を開示する蓋然性が高まると言うのは、短絡的に過ぎる。特に、裁判上の請求であれば、必要とする情報の範囲を裁判所が判断するのであるから、そのような懸念は皆無である。</p> <p>また、急速な技術の進歩やサービスの多様化は、包括的な規定の必要性の根拠にはなっても、これを否定する根拠とはなり得ない。</p> <p>さらに、現行の総務省令では、現在、提供されているサービスですら十分に対応できていない。例えば、氏名の他、勤務地名や勤務先の住所等の情報しか登録されていない場合があるが、この場合は、氏名だけ分かっても訴訟提起不可能である。そして、本人特定に足りる情報をプロバイダが保有しているにもかかわらず、開示が不可能となる。</p> <p>本意見書では、携帯電話の固有識別番号を盛り込むことを示唆しているが、これですら、プロバイダ責任制限法の施行後、数回にわたって、プロトコルが変更されており、また、プロトコルの変更が行われるのが確実である。</p>	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>このような状況であるにもかかわらず、これまで一度も総務省令の見直しを行ってこなかった、総務省令が柔軟な対応が不可能であることは明らかである。</p> <p>少なくとも、裁判上の請求と裁判外の請求を区別し、裁判上の請求については、包括的規定を設けるべきである。</p>	(個人)
	<p>1 意見の要旨</p> <p>悪質な商法や詐欺的な取引で被害を受けた消費者の被害回復を実現しやすくするため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）を改正し、下記①ないし⑥の事項を探り入れるべきである。</p> <p>③開示請求が可能な情報は、現在認められているものに限らず、発信者の特定及び権利救済に必要な情報に拡げること</p> <p>（3）③について</p> <p>プロバイダ責任制限法によって、請求者に開示される情報は、現時点では総務省令に定められた5つに限られている。</p> <p>しかしながら、現在開示が認められている情報のみでは相手方の特定が困難な場合も少なくなく、被害回復を諦めざるを得ないような場合がある。また、相手方の特定に必要な情報は、事例ごとによって様々であると思われる。</p> <p>したがって、開示の対象を総務省令による限定列挙としたプロバイダ責任制限法を改正し、より広い範囲の情報の開示が受けられるようにすべきであり、例えば、開示可能な情報を、発信者の特定や権利救済に必要な情報として包括的に規定すべきである。</p> <p>この点、提言案では、被害者の権利行使に有益であるが不可欠とはいえない情報や、秘匿とする必要が高く開示することが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されないとするが、相手方の権利を侵害した者について、通信の秘密の名の下にそのような保護を与える必要は全く認められない。</p>	<p>開示する発信者情報について包括的に規定した場合、秘匿する必要が高く、かつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示してしまう蓋然性が高まると考えられます。また、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、プロバイダ等が保有していて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくるであろうことから、包括的に規定すると、開示の対象とすることが相当でないものまでその対象となってしまうことも考えられます（提言（案）30頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>意見 1：「個体識別番号」との語は日本語として不適切であり適切な用語を用いるべき</p> <p>提言（案）の p.30 から p.32 にかけて「個体識別番号」なる言葉が用いられているが、元来、日本語における「個体」とは「個々の生物体をさす言葉」(Wikipedia エントリ「個体」より)、「独立した 1 個の生物体」等を指す言葉とされている（国語辞典等参照）ところであり、生物のうち特に人を指す場合には、日本語では「個人」と呼ぶ。</p> <p>また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年六月十一日法律第七十二号）においては、第二条第一項で「この法律において『個体識別番号』とは、牛（中略）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいう」と規定されているように、「個体識別番号」は生物の個体を識別するものとして、法令等で既に規定された用語でもある。</p> <p>しかるに、提言（案）において使用されている「個体識別番号」が指すものは、携帯電話の契約者であるところの人を識別するものとして書かれていると推察されるところ、人を指すものとして「個体」と呼ぶのは、人を人以外の生物とあえて同格に呼ぶものであって、人の尊厳を蹂躪するかのような表現と言えるのではないか。人を指すのであれば、「個人識別番号」と表現すべきである。</p> <p>このことについて、「携帯電話のこの識別番号は人を識別するものではなく、携帯電話端末機あるいは契約回線を識別するものであるから、「個人識別番号」とは呼べない」などという反対意見が想定されるところ、その場合であっても、生物ではない端末機や回線を指して「個体」と呼ぶのは、いずれにせよ日本語として誤りである。</p> <p>なお、平成 22 年 5 月公表の、利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言においては、この識別番号を指す用語として「契約者固有 ID」との語が用いられている。もっとも、この用語も必ずしも最適ではないとも考えられ、この識別番号を指す定着した用語は必ずしも現時点では確立していないと考える。</p> <p>この際、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年五月二十二日総務省令第五十七号）を改正</p>	<p>意見 1</p> <p>参考意見として承ります。一般的にいわゆる「個体識別番号」との呼称が広まっているため「個体識別番号」としているものです。</p> <p>意見 2</p> <p>通常の場合においてなりすましの可能性は低く、利用者を識別できると考えられるため、「確実に識別することができる」としています（提言（案） 32 頁）。</p> <p>意見 3</p> <p>個体識別番号は、携帯電話事業者等における課金（回収代行）や、コンテンツプロバイダにおけるユーザの利便性の向上を目的として携帯電話事業者等が割り当てているものであることから、「個体識別番号は、当該情報の流通に関与したプロバイダ等である携帯電話事業者が発信者を特定するための情報である。」と記述したものです（提言（案） 32 頁）。</p> <p>意見 4</p> <p>現在、いわゆる個体識別番号が存在し、利用者を確実に識別することができるものであること、情報の流通に関与したプロバイダ等である携帯電話事業者が発信者を特定するための情報であること、それ自体が秘匿性の高い情報とまではいえないこと、IP アドレスとタ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>してこの識別番号を追記するのであれば、その用語の選定には格段の留意を払うべきと考える。</p> <p>意見 2：「個体識別番号は利用者を確実に識別することができる」との記述は誤り</p> <p>提言（案） p.31 に、「これら個体識別番号は、利用者の識別のため、携帯電話事業者が電気通信役務の提供に当たり割り当てる文字、番号、記号その他の符号であり、問題となる通信の利用者を確実に識別することができるものである。」との記述があるが、この識別番号で利用者を確実に識別できるとの事実認識は誤りであり、修正するべきものである。</p> <p>発信者情報として開示を求められる掲示板管理者等が、この識別番号を記録するに際して、不適切な技術手段によってそれを実現している場合、当該情報の流通に関与した携帯電話事業者によっては、他人の識別番号を記録させること（なりすまし行為）が容易に可能な場合がある。その場合、記録された識別番号は、およそ「利用者を確実に識別することができるもの」とは言えない。</p> <p>また、適切な技術手段によって識別番号の記録を実現するにしても、携帯電話事業者各社がそれを実現するための手段を用意していない現状においては、完全になりすまし行為を防ぐことは可能とは言えない状況にあり（参考文献 1 参照）、この識別番号を利用者認証として不適切に使用していた Web サイト運営事業者において個人情報の流出事故が発生した事例もある。</p> <p>そのような状況であるにもかかわらず、総務省の研究会提言において「個体識別番号は利用者を確実に識別することができる」との記述をすれば、「この識別番号を用いれば利用者の確実な認証が可能」との誤った理解を広げることとなり、個人情報を漏洩させ得る脆弱な Web サイトの数を増やすことにつながりかねない。</p> <p>よって、「利用者を確実に識別することができるものである」との記述は、「利用者を識別できる場合のあるもの」などの記述に修正するべきである。</p> <p>参考文献 1：携帯電話向け Web におけるセッション管理の脆弱性 http://staff.aist.go.jp/takagi.hiromitsu/paper/scis2011-IB2-2-takagi.pdf</p> <p>意見 3：「個体識別番号は発信者を特定するための情報」との記述は不適切</p> <p>提言（案） p.31 に、「個体識別番号は、当該情報の流通に関与したプロバイダ等である携帯電話</p>	<p>イムスタンプによる発信者の特定が困難な場合であっても、携帯電話による通信においては、個体識別番号があれば発信者を特定できる場合があることから、今回、これらの個体識別番号について、開示の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきであるとしたものです（提言（案） 32 頁）。</p> <p>個体識別番号を開示の対象となる発信者情報に含めたとしても、携帯電話事業者による個別の通信における個体識別番号の送信や掲示板管理者等による個体識別番号の保存が義務づけられるものではなく、プロバイダ等が保有している場合に限って開示の対象となるものであることを提言（案）においても明記しています（提言（案） 32 頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>事業者が発信者を特定するための情報である。」との記述があるが、携帯電話事業者において、この識別番号は、発信者を特定するために用意されたもの（その目的で用意されたもの）であるのか、疑わしい。別の目的で用意されたものではないか、確認が必要と考える。</p> <p>したがって、p.31 のこの記述は、「個体識別番号は、当該情報の流通に関与したプロバイダ等である携帯電話事業者が発信者を特定するのに用いることができる場合のある情報である。」などと書くことが望ましいのではないかと考える。</p> <p>意見 4：「個体識別番号」が携帯電話に存在して当然であるかのような誤解を招かない記述に改めるべき</p> <p>提言（案）の p.30 から p.32 にかけての「個体識別番号」に関する記述は、携帯電話であれば当然にその識別番号の送信機能が存在して然るべきかのように書かれているが、この機能が存在するのは、ほぼ、日本独自の旧来型の携帯電話（俗に「ガラケー」と呼ばれる）のサービスに限られるものであって、他方、近年広く普及しつつある、事実上の国際標準であるところのスマートフォンにおいては、そのような機能は存在しない。</p> <p>一方、平成 22 年 6 月に総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課から公表された「SIM ロック解除に関するガイドライン」において、「8 その他 (1) プライバシー上のリスクに対する取組」として、「コンテンツプロバイダが同一の利用者からのアクセスであることを継続的に確認するための仕組みについて、SIM ロック解除に伴い、利用者の意図しない名寄せ等プライバシー上のリスクが増大する可能性があることから、事業者は、リスクを軽減するため所要の措置を講じるものとする。」と規定されている（この「同一の利用者からのアクセスであることを継続的に確認する仕組み」とは「個体識別番号」のことを指している）ように、この識別番号を携帯電話事業者が掲示板等に無条件で自動送信する仕組み自体を、総務省は、プライバシー上の問題のある仕組みとみなしているのであり、将来における問題解決が促されているところである。</p> <p>このことに鑑みれば、提言（案）においても、携帯電話において「個体識別番号」が発信者特定のために欠かせない仕組みであるかのような理解をさせない記述をするべきである。</p>	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>具体的には、事実上の国際標準であるスマートフォンにおいては、発信者情報としては従来通りIPアドレスとタイムスタンプの組で十分であることを記述するとともに、スマートフォンではない旧来型携帯電話のサービスにおいて、この識別番号を発信者情報として使用せざるを得ないのは、旧来型携帯電話サービスが旧式のゲートウェイ方式を採用していることに起因するものであって、暫定的で過渡的な措置である旨を記述するべきである。</p> <p>特に、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年五月二十二日総務省令第五十七号）を改正してこの識別番号を追記する際には、そのような識別番号が恒久的に存在し続けて然るべきであるとの誤解を招かない条文とすべく格段の留意が必要である。</p>	(個人)
	<p>2 P. 30 4 (2) ウ</p> <p>論点： 個別の情報の追加の是非について</p> <p>意見： 個体識別番号について、開示の対象となる発信者情報に追加する場合は、プロバイダ等が個体識別番号を保有している場合に限って開示義務があることを明確にすべき。</p> <p>理由： 個体識別番号は、第三者である携帯電話事業者と携帯端末利用者との契約関係に基づき発行される情報であるため。</p>	<p>プロバイダ責任制限法において、開示の対象となる発信者情報はプロバイダ等が保有するものに限っています。</p> <p>また、個体識別番号を開示の対象となる発信者情報に含めたとしても、携帯電話事業者による個別の通信における個体識別番号の送信や掲示板管理者等による個体識別番号の保存が義務づけられるものではなく、プロバイダ等が保有している場合に限って開示の対象となるものであることを提言（案）においても明記しています（提言（案）32頁）。</p>
	<p>意見4</p> <p>【該当箇所】</p> <p>第3 4 (2)ウ個別の情報の追加の是非（30～32ページ）</p> <p>【意見】</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>携帯電話利用者の識別のために用いられる、いわゆる「個体識別番号」を総務省令に規定する発信者情報に追加し、開示の対象とする意見に賛成します。</p> <p>【理由】</p> <p>提言（案）においては、総務省令に規定されている「IP アドレス」と「タイムスタンプ」だけでは携帯電話による侵害情報の発信者の特定が困難な場合があること及び携帯電話事業者が利用者識別のために付与している「個体識別番号」があれば、発信者が特定できる場合があることが指摘されています。これらのことから、発信者情報開示による発信者特定をより確実なものとするために「個体識別番号」を開示対象となる発信者情報に追加すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(一般社団法人 日本音楽著作権協会)</p>	
	<p>要旨：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個体識別番号」ではなく「契約者識別番号」と表記すべき ・契約者識別番号は IP アドレスと比較して秘匿性が高いことを示すべき ・契約者識別番号は偽装の可能性があることに留意すべき <p>意見 2 : pp.30-32</p> <p>「個体識別番号」という用語は行政機関の発表する文書には相応しくないため、「契約者識別番号」と表記すべきではないか。</p> <p>理由：</p> <p>確かに「個体識別番号」と呼称されることが多く、「いわゆる」として俗称である事が示されているものの、一般に「個体」とは一体の生物を指すため、機器に対して用いるのは正しくない。一方、契約者個人を指す場合には、生物である人を指すために「個体」という語でも構わないと言えるかもしれないが、これは人の尊厳を無視した表現であり、適切ではない。</p> <p>また、携帯電話における識別番号の類型としては、携帯端末に付けられる番号、SIM カードに付けられる番号、契約に付けられる番号の 3 つがあり、携帯端末番号の場合は、携帯電話回線契約との紐付けが行われていない場合もある。</p> <p>しかし、発信者情報の開示は発信者を特定することに意義があるのであって、契約との紐付け</p>	<p>意見 2</p> <p>参考意見として承ります。一般的にいわゆる「個体識別番号」との呼称が広まっているため「個体識別番号」としているものです。</p> <p>意見 3</p> <p>個体識別番号を他の情報と紐付けることにより、特定人の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に該当する事実を把握することができる可能性があることについても提言（案）において明記しているところです（提言（案） 32 頁）。</p> <p>IP アドレスであっても、例えればいわゆる固定 IP アドレス等であれば、発信者との関係が強いことがあり、一概に IP アドレスと個体識別番号のいずれが秘匿性が高いか判断することは困難と考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>がない携帯端末番号では開示されても発信者は特定できず、意味がない。このため、発信者情報の開示としては、本来的には単なる携帯端末番号は発信者情報開示の対象になるものではないだろう。</p> <p>従って、重要なのは契約に紐付けされている情報であるため、識別番号の総称としては「契約者識別番号」という表記が適切であると考える。</p> <p>意見 3 : p.31</p> <p>契約者識別番号（個体識別番号）は、IP アドレスと比較して秘匿性が高いことを示すべきではないか。</p> <p>理由 :</p> <p>「個体識別番号は、氏名や住所と比較して、それ自体が秘匿性の高い情報とまではいえない」として、秘匿性が高い情報との比較を示しているが、それだけでは低さの程度についてはわからず、実際よりも秘匿性が低いものとして受け止められる虞がある。</p> <p>契約者識別番号（個体識別番号）は、IP アドレスよりも永続性がある上、過去と未来含め通常は他人と重複しないため、個人の特定性が高い。</p> <p>そもそもこうした特性があるからこそその識別番号である。</p> <p>従って、契約者識別番号（個体識別番号）の秘匿性は、IP アドレスよりも高く、氏名や住所よりも低い、という高低双方の説明を示すべきと考える。</p> <p>意見 4 : pp.30-32</p> <p>ウェブサイトで記録された契約者識別番号（個体識別番号）は、偽装の可能性があることの留意が必要ではないか。</p> <p>理由 :</p> <p>契約者識別番号（個体識別番号）は偽装が可能な場合が多いにも関わらず、その事実や偽装対策方法がウェブサイト運営者に広く知られているとは言えず、そもそもウェブサイト側では対策できない場合もある。</p> <p>特に、発信者情報開示の対象となるような違法情報であれば、その発信に際して発信元情報の</p>	<p>意見 4</p> <p>通常の場合において、利用者を識別できると考えられるため、「確実に識別することができる」としています（提言（案）32頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>偽装を行おうとする可能性は十分考えられるのではないか。</p> <p>この時、架空の番号ではなく、実在する第三者の契約者識別番号（個体識別番号）が使用された場合には、その全く無関係な者に法的責任を負わせてしまうことになる。</p> <p>IP アドレスであれば、偽装には技術的障壁がある。</p> <p>第三者の機器を経由することで本来の発信元 IP アドレスを隠す方法もあるが、その第三者の IP アドレスからウェブサイトへ通信が行われたのは事実であり、IP アドレスの偽装とは異なる。</p> <p>電気通信事業者との契約の際の身元詐称では、本人確認、決済、回線工事、郵送・宅配といった面での障壁がある。</p> <p>対して、契約者識別番号（個体識別番号）では、携帯電話事業者と携帯端末の組み合わせによっては、何ら障壁なく偽装できる。</p> <p>こうした比較論を抜きに考えても、新たな開示対象に対して生じる新たな問題となりうるものである。</p> <p>可能性としては他の種類の情報や他の場面でも偽装はありえ、本来は、このような事項は法の検証という枠組みの中で説明されることではないのかもしれないが、携帯電話特有の問題であるにも関わらず、携帯電話事業者が偽装に関する注意喚起をすることはほとんどなく、一般的な理解は薄い。</p> <p>従って、「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言（案）」p.54 「(参考) チェーンメールへの対応に関する留意点」のように、契約者識別番号（個体識別番号）に関する参考として、識別番号の真正性に関する留意点を示すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>「(2) 開示する発信者情報の範囲」</p> <p>「イ 包括的な規定の是非」について 賛成する。</p> <p>「ウ 個別の情報の追加の是非」について 賛成する。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	((社) 日本国際知的財産保護協会)	
	<p>(3) 「(2) 開示する発信者情報の範囲」の「イ 包括的な規定の是非」において、「開示の対象となる発信者情報について、総務省令で限定列挙することには、現在においても合理的理由がある。よって包括的に規定することは適当ではないと考えられる。」との結論に、賛成する。</p> <p>(4) 「(2) 開示する発信者情報の範囲」の「ウ 個別の情報の追加の是非」において、「個体識別番号について、開示の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきである。」との結論に、賛成する。</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2) 開示する発信者情報の範囲 イ 包括的な規定の是非 提言(案)に賛同します。被害を受けたとする者の権利行使に必要であるかについては、当事者の判断に委ねるよりも、法令による限定列挙とすることが望ましいと考えます。</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(2) 開示する発信者情報の範囲 (提言案P 2 9) 発信者情報について、総務省令で限定列挙することに、現在においても合理的理由があり、包括的に規定することは適当ではない、とする結論及び、携帯電話のいわゆる個体識別番号のみを総務省令の改正により発信者情報に追加する、とする結論に賛成します。</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
(3) 発信者情報開示請求の主体		
	<p>「(3) 発信者情報開示請求の主体」について 賛成する。</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(5) 「(3) 発信者情報開示請求の主体」において、「権利侵害が認められない者については、発信者情報開示請求の主体とすることはできないと考えられる。」との結論に、賛成する。</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	(日本弁理士会)	
	<p>(3) 発信者情報開示請求の主体</p> <p>提言(案)に賛同します。発信者情報開示の目的である権利行使はそもそも被害を受けたとする者またはその委任を受けた弁護士が行うべきところ、それ以外の者に発信者情報開示請求の主体としての地位を認める必要性が感じられないばかりか、実務上も請求を行った者がどのような地位に基づいて請求を行っているのかを判断することが容易ではないことが想定されます。</p> <p>(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>(3) 発信者情報開示請求の主体 (提言案P 3 2)</p> <p>権利侵害が認められない者について、法的救済手段として不必要であり、発信者との利益相反もあり得ることから発信者情報開示請求の主体とすることはできないとする結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>
(4) 発信者情報開示請求に応じない場合の責任要件	<p>「(4) 発信者情報開示請求に応じない場合の責任要件」</p> <p>「イ 重過失要件の除外」について</p> <p>反対する。すなわち、インターネットにおける模倣品・海賊版の氾濫という現在の実態状況に対し、商標権者・著作権者等の商標権・著作権等及び裁判を受ける権利と発信者のプライバシーとの調和を図りつつ、対策を促進するべきである。このような観点からは、客観的に要件が充足される限り、できるだけ発信者情報の開示が正しく行われるようにする方が望ましく、同開示を阻害するインセンティブをプロバイダに付与してしまうような制度設計は余り望ましくない。他方、権利侵害の明白性等が発信者情報開示請求権の要件とされている以上、権利侵害の明白性等を基礎付ける事実を了知したにもかかわらず、権利非侵害と誤って判断したプロバイダーまで、故意・重過失がなかったからといって、免責するまでの必要はない。また、このようなプロバイダは、通常通り、過失がある限り、商標権者・著作権者等に対し、損害賠償責任を負い得る、としても、プロバイダ一般に、判断の困難性による萎縮的効果が生じるとは考</p>	<p>「イ 重過失要件の除外」について</p> <p>開示の対象となる発信者情報が、発信者の氏名や住所といった、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関する情報であり、いったん開示されると、原状に回復することは事実上不可能であるので、その取扱いは慎重に行う必要があることから、判断が微妙な事例においては、任意開示で対応するのではなく、裁判所の判断を仰ぐことが発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の保護の観点からは肝要であると判断されたことか</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>え難い。</p> <p>「ウ 重過失推定の創設」について</p> <p>反対する。すなわち、インターネットにおける模倣品・海賊版の氾濫という現在の実態状況に対し、商標権者・著作権者等の商標権・著作権等及び裁判を受ける権利と発信者のプライバシーとの調和を図りつつ、対策を促進すべきである。このような観点からは、客観的に要件が充足される限り、できるだけ発信者情報の開示が正しく行われるようにする方が望ましく、同開示を阻害するインセンティブをプロバイダに付与してしまうような制度設計は余り望ましくない。他方、権利侵害の明白性等が発信者情報開示請求権の要件とされている以上、権利侵害の明白性等を基礎付ける事実を了知したにもかかわらず、権利非侵害と誤って判断したプロバイダーについては、重過失を推定したとしても、何ら不合理ではなく、これによってプロバイダ一般に、判断の困難性による萎縮的効果が生じるとも考え難い。但し、法技術的には、「イ 重過失要件の除外」について述べた通り、端的に、軽過失免責を廃止すべきである。</p> <p>(社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	<p>ら、そのような事例については任意開示で対応しないよう、不開示の場合の責任の範囲を規定したものであり、当該要件には必要性と合理性があると考えられます（提言（案）34頁）。</p> <p>「ウ 重過失推定の創設」について</p> <p>法律上の推定規定を設けるには、通常、推定事実の立証の困難性及び前提事実の立証の容易性が必要とされるところ、正当事由の有無を重過失を認定する前提事実としたとしても、正当事由の有無の立証については、それが抽象的な要件であり、評価根拠事実や評価障害事実などを検討することが必要となることから、立証の容易性が認められるとは考えにくいところです。</p> <p>そうすると、当該推定規定を設ける必要は乏しいものと考えられます（提言（案）35頁）。</p>
	<p>2 「第3、4 発信者情報の開示請求関係」について</p> <p>(1) 「(4) 発信者情報開示請求に応じない場合の責任要件」の「イ 重過失要件の除外」において、「立法時と比較して、被害者の権利保護の利益が、発信者のプライバシーの利益を大きく上回るにいたったと評価することが困難であり、現行の規定を変更する必要があるということはできないと考えられる。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：すなわち、インターネットにおける模倣品・海賊版の氾濫という現在の実態状況に対し、商標権者・著作権者等の商標権・著作権等及び裁判を受ける権利と発信者のプライバシーとの調和を図りつつ、対策を促進すべきである。このような観点からは、客観的に要件が充足さ</p>	<p>「イ 重過失要件の除外」について</p> <p>開示の対象となる発信者情報が、発信者の氏名や住所といった、発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に関する情報であり、いったん開示されると、原状に回復することは事实上不可能であるので、その取扱いは慎重に行う必要があることから、判断が微妙な事例においては、任意開</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>れる限り、できるだけ発信者情報の開示が正しく行われるようとする方が望ましく、同開示を阻害するインセンティブをプロバイダに付与してしまうような制度設計は余り望ましくない。他方、権利侵害の明白性等が発信者情報開示請求権の要件とされている以上、権利侵害の明白性等を基礎付ける事実を了知したにもかかわらず、権利非侵害と誤って判断したプロバイダーまで、故意・重過失がなかったからといって、免責するまでの必要はない。また、このようなプロバイダは、通常通り、過失がある限り、商標権者・著作権者等に対し、損害賠償責任を負い得る、としても、プロバイダ一般に、判断の困難性による萎縮的効果が生じるとは考え難い。</p> <p>(2) 「(4) 発信者情報開示請求に応じない場合の責任要件」の「ウ 重過失推定の創設」において、「当該推定規定を設ける必要は乏しいものと考えられる。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：すなわち、インターネットにおける模倣品・海賊版の氾濫という現在の実態状況に対し、商標権者・著作権者等の商標権・著作権等及び裁判を受ける権利と発信者のプライバシーとの調和を図りつつ、対策を促進するべきである。このような観点からは、客観的に要件が充足される限り、できるだけ発信者情報の開示が正しく行われるようとする方が望ましく、同開示を阻害するインセンティブをプロバイダに付与してしまうような制度設計は余り望ましくない。他方、権利侵害の明白性等が発信者情報開示請求権の要件とされている以上、権利侵害の明白性等を基礎付ける事実を了知したにもかかわらず、権利非侵害と誤って判断したプロバイダーについては、重過失を推定したとしても、何ら不合理ではなく、これによってプロバイダ一般に、判断の困難性による萎縮的効果が生じるとも考え難い。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	<p>示で対応するのではなく、裁判所の判断を仰ぐことが発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の保護の観点からは肝要であると判断されたことから、そのような事例については任意開示で対応しないよう、不開示の場合の責任の範囲を規定したものであり、当該要件には必要性と合理性があると考えられます（提言（案）34頁）。</p> <p>「ウ 重過失推定の創設」について 法律上の推定規定を設けるには、通常、推定事実の立証の困難性及び前提事実の立証の容易性が必要とされるところ、正当事由の有無を重過失を認定する前提事実としたとしても、正当事由の有無の立証については、それが抽象的な要件であり、評価根拠事実や評価障害事実などを検討することが必要となることから、立証の容易性が認められるとは考えにくいところです。</p> <p>そうすると、当該推定規定を設ける必要は乏しいものと考えられます（提言（案）35頁）。</p>
	<p>(4) 発信者情報開示請求に応じない場合の責任要件</p> <p>提言(案)に賛同します。任意開示を見送るという判断は、発信者情報の重大性に鑑みて裁判所の判断に委ねるという判断に他ならないため、現行の規定は発信者情報開示請求権を実体法上の権利として認めるうえで妥当です。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	
(4) 発信者情報開示請求に応じない場合の責任要件 (提言案 P 3 3) 発信者情報開示請求に応じない場合の重過失免責用件の必要性と合理性や関連する最高裁判例の分析に同意し、同要件の縮小の必要性は無い、とする結論に賛成します。 また、発信者情報の正当な理由のない不開示を重過失推定するとする立法をした場合の問題点の分析に同意し、推定規定は不要、とする結論に賛成します。 ((社) テレコムサービス協会)	本提言案に賛成のご意見として承ります。	
(5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設	<p>意見 5 【該当箇所】 第 3 4 (5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設 (3 4 ~ 3 7 ページ)</p> <p>【意見】 少なくとも「迅速な判断を促す努力規定」及び「標準処理期間」(以下「努力規定等」といいます。)の規定を設けるべきです。</p> <p>【理由】 発信者のプライバシーに関わる情報の取扱いには慎重であるべき、ということを否定するものではありませんが、一方で生じている明らかな権利侵害の解消も当然重要です。努力規定等を設けることにより、処理期間についての一定の共通認識が開示請求者とプロバイダの双方にでき、必要な情報等の迅速なやり取り等を促し、全体として慎重かつ迅速な判断につながることが期待されます。</p> <p style="text-align: right;">(一般社団法人 日本音楽著作権協会)</p>	<p>プロバイダ等が開示・不開示の判断に時間がかかるのは、本来は第三者であるプロバイダ等として、開示の要件に適合するかどうかの判断が難しい場合が多いとの指摘があり、そのような場合に、標準処理期間を設けたとしても、状況は何ら変わらないものと思われます。</p> <p>また、仮にそのような標準処理期間が設けられたとしても、プロバイダ等が当該期間内に開示・不開示の判断をしなかった場合には、標準処理期間を設けなかった場合と同様に、訴えを提起するしかないことから、当該規定を設けることの意味がどれほどあるか不明であると考えられます。</p> <p>さらに、開示請求の対象となっている情報は発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に深く関わる情報で</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>あることから、仮に標準処理期間を設けることが、不必要に開示の判断に誘導するような効果を持つ場合には、そのような規定の創設は極力回避すべきであると考えられます。</p> <p>そして、プロバイダ等の事業規模も様々であることからすると、あらゆるプロバイダ等の事業規模を想定して標準処理期間を創設することは容易ではないと考えられます。</p> <p>そうすると、標準処理期間を創設する必要はないと考えられます（提言（案）37頁）。</p>
	<p>■要旨</p> <p>□発信者情報開示請求がなされてから、開示・不开示の判断がなされるまでの標準処理期間を定めるべきである。</p> <p>【標準処理期間関係】</p> <p>本提言ではその必要を否定しているものの、被害者の立場からは手続き進行の予測可能性を担保すべく発信者情報開示請求がなされてから、開示・不开示の判断がなされるまでの標準処理期間を明確にすべきであると考える。上述したとおり、名誉毀損等に比して著作権等及び商標権侵害が明白であるか否かはそれほど難解なものではない。（著作権等に関しては著作者人格権に関する侵害を除く。）そのため、発信者情報開示関係ガイドラインに記述されている様式に則って請求される場合は、当該記述内容に形式的不備がない限り、手順に従い開示・不开示の判断を速やかに行うことが可能であろうと考えられ、著作権等及び商標権侵害に限っては標準処理期間を設けることに阻害事由は少ないと考えるからである。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>プロバイダ等が開示・不开示の判断に時間がかかるのは、本来は第三者であるプロバイダ等として、開示の要件に適合するかどうかの判断が難しい場合が多いとの指摘があり、そのような場合に、標準処理期間を設けたとしても、状況は何ら変わらないものと思われます。</p> <p>また、仮にそのような標準処理期間が設けられたとしても、プロバイダ等が当該期間内に開示・不开示の判断をしなかった場合には、標準処理期間を設けなかった場合と同様に、訴えを提起するしかないとから、当該規定を設けることの意味がどれほどあるか不明であると考えられます。</p> <p>さらに、開示請求の対象となっている情報は</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に深く関わる情報であることから、仮に標準処理期間を設けることが、不必要に開示の判断に誘導するような効果を持つ場合には、そのような規定の創設は極力回避すべきであると考えられます。</p> <p>そして、プロバイダ等の事業規模も様々であることからすると、あらゆるプロバイダ等の事業規模を想定して標準処理期間を創設することは容易ではないと考えられます。</p> <p>そうすると、標準処理期間を創設する必要はないと考えられます（提言（案）37頁）。</p>
	<p>「(5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設」 「イ 発信者情報開示請求に関する迅速な判断を促す努力規定の創設」について 賛成する。 「ウ 標準処理期間創設の是非」について 賛成する。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>「(5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設」の「イ 発信者情報開示請求に関する迅速な判断を促す努力規定の創設」において、「このような規定を導入する積極的な理由は乏しく、この点に関して新たな規定を設ける必要はないものと考えられる。」との結論には、基本的に、賛成する。</p> <p>但し、プロバイダ責任制限法に新たな規定を設けるまでの必要はないものの、インターネットにおける模倣品・海賊版の氾濫という現在の実態状況に対し、商標権者・著作権者等の商標権・</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>著作権等及び裁判を受ける権利と発信者のプライバシーとの調和を図りつつ、対策を促進すべきである、という観点からは、ガイドラインに規定することを前向きに検討すべきである点を、指摘する。</p> <p>(3)「(5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設」の「ウ 標準処理期間創設の是非」において、「標準処理期間を創設する必要はないと考えられる。」との結論には、基本的に、賛成する。</p> <p>但し、プロバイダ責任制限法に標準処理期間を創設するまでの必要はないものの、インターネットにおける模倣品・海賊版の氾濫という現在の実態状況に対し、商標権者・著作権者等の商標権・著作権等及び裁判を受ける権利と発信者のプライバシーとの調和を図りつつ、対策を促進すべきである、という観点からは、ガイドラインに規定することを前向きに検討すべきである点を指摘する。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	
	<p>(5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設</p> <p>提言(案)の結論に賛同します。開示・不開示の判断に時間がかかる事例は、提出された請求書面だけで判断がすぐに難しいような事例であったり、さらには請求者が提出した書面に不備が見受けられるような場合も多々あります。</p> <p>そもそも発信者情報開示は開示請求前置の規定になっていないため、プロバイダ等の判断を待たずとも訴訟を提起することは可能です。</p> <p>判断を出すまでの期間について法令の規定を設けることは、不用意に開示の判断に傾くおそれも否定できませんが、むしろ、期間内に判断がつきかねる事例について、明確に定められた期間を守る義務の履行のため、不開示の判断が増える可能性があるものと考えます。</p> <p>なお、ガイドラインにおいて迅速な処理について盛り込むことについては、当協会においても可能な限り前向きに取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。</p>
	(5) プロバイダ等に迅速な判断を促す規定の創設 (提言案 P 3 4)	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>プロバイダ等に対する迅速な開示・不開示の判断を促す努力規定に創設を導入する場合の分析に同意し、当該規定は不要、とする結論に賛成します。</p> <p>また、開示・不開示に関する標準的な処理期間をプロバイダ責任制限法に設ける意義や困難についての分析に同意し、不要である、とする結論に賛成します。</p> <p>さらに、発信者情報開示関係ガイドラインにプロバイダと権利侵害による被害を主張する者との間での情報補完プロセスに関する規定を盛り込むことに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">((社) テレコムサービス協会)</p>	
	<p>②標準処理期間創設について</p> <p>本提言案では、権利者とプロバイダの意思疎通を円滑にすることで迅速な判断が可能になると考え、プロバイダによる判断に関わる情報補完の要請とそれに対する権利者の対応をガイドラインに盛り込んで、適切な運用を図ることが望ましいと考えられると結論づけている（36頁）。</p> <p>当協会は、開示請求を受けたプロバイダが誠実かつ迅速に回答するよう努めることをプロバイダ責任制限法上規定できないのであれば、ガイドラインにおいてプロバイダが回答する標準処理期間を設定すべきと考える。</p> <p>併せて既にガイドライン見直しの検討が始まっているプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会内に設置された発信者情報開示請求ワーキンググループにおいて、その上で上記標準処理期間に関する事項がガイドラインに盛り込まれることを求めていく。</p> <p style="text-align: right;">(一般社団法人 日本レコード協会)</p>	<p>標準処理期間を創設する必要はないと考えられます。</p> <p>ただ、プロバイダ等において、被害を受けたとする者や発信者とのやりとりに時間がかかることから、開示・不開示の判断に時間がかかる場合もある旨指摘されているところ、このような場合には、関係者間の意思疎通を円滑にすることで、プロバイダ等において多少迅速に開示・不開示の判断が可能となるとも考えられます。そうすると、発信者情報開示請求を受けたプロバイダ等が、権利侵害の有無の判断に情報の補完が必要であると判断したときには、被害を受けたとする者に対して情報補完の要請を速やかに実施し、被害を受けたとする者においても、速やかに情報補完の要請に対応すべきことを、発信者情報開示関係ガイドラインに盛り込んで、適切な運用を図ることが望ましいとも考えられます（提</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		言（案）37頁。
(6) 発信者情報開示請求に関する仮処分の在り方	<p>「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」の「第3 4 (6) 発信者情報開示請求に関する仮処分の在り方」（37頁）の書きぶりは、発信者情報開示の仮処分との対比においてではあるが、発信者情報開示請求訴訟の前提手続として、発信者情報消去禁止の仮処分を奨励するかにも読める。</p> <p>弊社は、いわゆる経由プロバイダとして発信者情報開示請求を受ける立場にあるところ、裁判外であっても発信者情報開示請求の申出を受けた場合、その時点で保存されている当該発信者情報に限っては当該発信者情報に関する紛争が解決するまでの間は所定の保存期間を経過してもなお保存を継続し、請求者から要求があればその旨を確約する文書を差し入れた上でプロバイダ責任制限法4条の要件検討の手続に入るという取扱いとしている。ところが、発信者情報開示請求の申出と同時に突如として発信者情報消去禁止の仮処分が申し立てられる場合があり、これは実務対応の参考となる資料が乏しい中で、「民事保全の実務」（東京地裁保全研究会）に発信者情報消去禁止の仮処分が紹介されていることに基づくものと思料される。</p> <p>仮処分といえども債務者として保全手続の対応を行うためには弁護士費用等少なからぬ手続的負担を強いられる。発信者情報開示請求の件数は今後さらに増加していくものと見込まれるため、避けられる費用負担は極力抑制したいというのが偽らざるところである。</p> <p>そこで、今後のプロバイダ責任制限法に関する実務に大きな影響を与えると思われる今回の提言においてもその点にご配慮いただき、発信者情報消去禁止の仮処分について書かれている上記箇所に、保存期間徒過のおそれがある場合には、まずは発信者情報の保存についてプロバイダと交渉すべき旨の注書きを追加する等書きぶりをご検討を願いたい。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ケイ・オプティコム)</p>	通信履歴は通信の秘密に該当するところ、通信履歴を保存することは許されないのが原則であり、電気通信役務を円滑に提供するためにおいてのみ、例外的に認められるものであると考えられます。
	<p>「(6) 発信者情報開示請求に関する仮処分の在り方」について 賛成する。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>(6) 「(6) 発信者情報開示請求に関する仮処分の在り方」の「エ 結論」において、「それのみでは発信者の氏名及び住所を特定できない IP アドレス等に関する開示の仮処分については通常の民事保全事件と同様に保全の必要性を検討・判断することが必要であり、発信者の氏名及び住所並びにそれのみで発信者の氏名及び住所を特定できる IP アドレス等に関する開示の仮処分については、保全の必要性を特に慎重に検討・判断することが必要であると考えられる。」との結論には、賛成する。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(6) 発信者情報開示請求に関する仮処分の在り方</p> <p>そもそも発信者情報開示請求の仮処分は満足的仮処分であり、それによりプライバシー、特に通信の秘密に当たる情報の開示の可否が扱われること自体が、慎重に考えられなければならないと考えます。特に住所氏名等の開示請求については、その前提となる通信履歴の消去禁止の仮処分であればともかく、開示の可否を仮処分により扱うことはより慎重に検討されるべきであり、現行の裁判実務において仮処分で扱っていないことは、妥当であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(6) 発信者情報開示請求に関する仮処分の在り方 (提言案 P 3 7)</p> <p>現在の仮処分実務を分析した上で、それのみでは発信者の氏名及び住所を特定できない IP アドレス等に関する開示の仮処分については通常の民事保全事件と同様に保全の必要性を検討・判断することが必要であり、発信者の氏名及び住所並びにそれのみで発信者の氏名及び住所を特定できる IP アドレス等に関する開示の仮処分については、保全の必要性を特に慎重に検討・判断することが必要であるとする結論に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
(7) 通信履歴の保存義務		
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p>	<p>発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>(4) 「通信履歴の保存義務」について、本提言（案）では、規定を創設することを否定しているが、発信者情報開示請求が行われたときは、その結論が出るまでの間にログが抹消されることを防ぐために、開示を求める情報に関する通信履歴を一定期間保存することを請求できる規定を設けるべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、以下のような事案において、発信者情報開示が不可能または著しく遅延する問題があり、これらに対応する必要がある。</p> <p>(5) 氏名不詳の者から、プロバイダ責任制限法に基づいて発信者情報開示請求をしたが、請求中に通信履歴が削除されていたため、発信者情報開示を断念した（発信者情報の保存請求権）。</p> <p>(4) 通信履歴の保存義務</p> <p>本提言（案）は、「インターネット利用者は非常に多く、全インターネット利用者の通信履歴を保存しなければならないとした場合、中小零細のプロバイダ事業者はもちろんのこと、大手プロバイダ事業者においても、その利用者数（契約者数）を勘案すると、本来の業務を圧迫して、適切なサービスを提供することができなくなる可能性も否定できない。」として、通信履歴の保存義務を否定する。</p> <p>しかしながら、一切の保存義務を否定することは、通信履歴が抹消されたことによる泣き寝入りを選ぶか、発信者情報抹消禁止仮処分による保全を選ぶかを余儀なくするものであり、さらに、発信者情報抹消禁止仮処分が、仮地位仮処分であり、最低2回の裁判所の出廷を必要とし、地方在住の被害者であれば、東京地方裁判所までの出頭だけでも、数日間の時間及び10万円を超える費用を強いことになっている現状に鑑みると不当である。</p> <p>そもそも、全利用者の通信履歴を保存する問題と、当該開示請求に係る通信履歴を保存する問題は、全く別の問題である。</p> <p>発信者情報開示の前提として、当該開示請求を受けた通信履歴を一定期間に限定して保存する義務を定めることは、プロバイダ等の負担はそれほど大きくはなく、他方で、開示請求者にとって発信者情報抹消禁止の仮処分に必要な費用と時間を軽減させることができる。</p>	<p>在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます（提言（案）39頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>また、本提言（案）は、通信履歴について通信の秘密や情報漏えいの可能性も指摘するが、このように、権利侵害と密接に関連する特定の通信履歴についてのみ保存を義務づける立法をすることが、通信の秘密や情報漏えいの可能性として問題となる可能性は少ない。</p> <p>したがって、開示請求に伴って発信者情報抹消禁止の請求権を立法化するべきである。</p> <p>なお、この場合の通信履歴の保存期間であるが、現在の訴訟実務を見ると、プロバイダを特定して、プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟を提起し、判決が確定して、開示を受けるまでには、1年程度の期間がかかり、控訴審や上告審を経るケースでは、さらに長期間を要する。したがって、開示請求後1年程度は通信履歴を保存するものとし、訴訟提起された場合には判決が確定するまで、通信履歴を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会)</p>	
	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 本年6月に総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が取りまとめた、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」（以下「本提言（案）」という。）で採り上げられている提言事項の見直しについて本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされたい。</p> <p>(4) 「通信履歴の保存義務」について、本提言（案）では、規定を創設することを否定しているが、発信者情報開示請求が行われたときは、その結論が出るまでの間にログが抹消されることを防ぐために、開示を求める情報に関する通信履歴を一定期間保存することを請求できる規定を設けるべきである。</p> <p>2 意見の理由</p> <p>(5) 氏名不詳の者から、プロバイダ責任制限法に基づいて発信者情報開示請求をしたが、請求中に通信履歴が削除されていたため、発信者情報開示を断念した（発信者情報の保存請求権）。</p> <p>2 本提言（案）で採り上げられている提言事項の見直しについて</p> <p>(4) 通信履歴の保存義務</p>	<p>発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます（提言（案）39頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>提言（案）は、通信履歴について、「インターネット利用者は非常に多く、全インターネット利用者の通信履歴を保存しなければならないとした場合、中小零細のプロバイダ事業者はもちろんのこと、大手プロバイダ事業者においても、その利用者数（契約者数）を勘案すると、本来の業務を圧迫して、適切なサービスを提供することができなくなる可能性も否定できない。」として、通信履歴の保存義務を否定する。</p> <p>しかしながら、一切の保存義務を否定することは、通信履歴が抹消されたことによる泣き寝入りを選ぶか、発信者情報抹消禁止仮処分による保全を選ぶかを余儀なくするものであり、さらに、発信者情報抹消禁止仮処分が、仮地位仮処分であり、最低2回の裁判所の出廷を必要とし、地方在住の被害者であれば、東京地方裁判所までの出頭だけでも、数日間の時間及び10万円を超える費用を強いことになっている現状に鑑みると不当である。</p> <p>そもそも、全利用者の通信履歴を保存する問題と、当該開示請求に係る通信履歴を保存する問題は、全く別の問題である。</p> <p>発信者情報開示の前提として、当該開示請求を受けた通信履歴を一定期間に限定して保存する義務を定めることは、プロバイダ等の負担はそれほど大きくはなく、他方で、開示請求者にとって発信者情報抹消禁止の仮処分に必要な費用と時間を軽減させることができる。</p> <p>また、本提言（案）は、通信履歴について通信の秘密や情報漏えいの可能性も指摘するが、このように、権利侵害と密接に関連する特定の通信履歴についてのみ保存を義務づける立法をすることが、通信の秘密や情報漏えいの可能性として問題となる可能性は少ない。</p> <p>したがって、開示請求に伴って発信者情報抹消禁止の請求権を立法化するべきである。</p> <p>なお、この場合の通信履歴の保存期間であるが、現在の訴訟実務を見ると、プロバイダを特定して、プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟を提起し、判決が確定して、開示を受けるまでには、1年程度の期間がかかり、控訴審や上告審を経るケースでは、さらに長期間を要する。したがって、開示請求後1年程度は通信履歴を保存するものとし、訴訟提起された場合には判決が確定するまで、通信履歴を保存すべきである。</p>	(個人)

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>1 意見の要旨 悪質な商法や詐欺的な取引で被害を受けた消費者の被害回復を実現しやすくするため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）を改正し、下記①ないし⑥の事項を採り入れるべきである。</p> <p>2 意見の理由 （4）④について 提言案にあるとおり、匿名の発信を前提とした場合、IPアドレス等の通信履歴は発信者を特定するために不可欠のものであって、その通信履歴が開示されてはじめて発信者の特定が可能となるところ、早急に保全を行わなければ、通信履歴は抹消されてしまうことになる。 現状では、通信履歴の抹消を防ぐために、民事保全法に基づき、発信者情報抹消禁止の仮処分の発令を求める必要があるが、発令には審尋を要し、また、地方在住者にとっては東京地方裁判所への出頭の費用も嵩むことになり、消費者にとっては、被害回復の入り口の段階である発信者情報の開示を得るまでに多大な負担を強いられることになる。 そこで、プロバイダ責任制限法を改正し、発信者情報の開示請求がなされた限度において、プロバイダ等に一定期間通信履歴を保存する義務を課すべきである。 このように、保存義務を発信者情報の開示請求がなされた限度に止めることによって、プロバイダ等の負担を限定できるし、情報漏洩の危険性も極度に増すとは思えない。また、通信履歴がいくら通信の秘密に該当するとしても、一切例外が許されず制約され得ないというものでもないし、期間や範囲を限ることによって、その制約の限度も合理的な範囲に止めることができる。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます（提言（案）39頁）。
	<p>3 P. 38 4 (7) 論点： 通信履歴の保存義務について 意見： 通信履歴の保存義務を課すことについては反対である。 理由： インターネットの利用者数に鑑みると、通信履歴の保存義務を課すことによる、プロ</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>バイダ等への負荷は高く、ひいてはインターネット事業への新規参入の障害となり、産業振興を阻む可能性が考えられるため。</p> <p>(株式会社 ドワンゴ)</p>	
	<p>「(7) 通信履歴の保存義務」について 基本的には賛成する。但し、プロバイダ責任制限法に一律にプロバイダによる通信履歴の保存義務を課すことは相当ではないものの、ガイドラインに発信者情報開示請求訴訟にて判決が確定するまでの間における権利者から通知を受けた特定の発信者に係る情報に関するプロバイダの保存義務を規定することを前向きに検討すべきである。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(4) 「(7) 通信履歴の保存義務」において、「プロバイダ等に通信履歴の保存義務を課すことは、現時点では、法律上も事実上も困難であり、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解さざるをえない。」との結論には、基本的に、賛成する。 但し、プロバイダ責任制限法に一律にプロバイダによる通信履歴の保存義務を課すことは相当ではないものの、ガイドラインに発信者情報開示請求訴訟にて判決が確定するまでの間における権利者から通知を受けた特定の発信者に係る情報に関するプロバイダの保存義務を規定することを前向きに検討すべきである点を指摘する。</p> <p>(日本弁理士会)</p>	発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます（提言（案）39頁）。
	<p>(7)通信履歴の保存義務 通信履歴は通信の秘密の典型例といつてもよい情報であり、本来の利用目的が果たされた後は速やかに消去されることが求められています（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等）。</p> <p>(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>また、報告書は次のようにも述べる（39頁）。 //////////</p>	プロバイダ等に通信履歴の保存義務を課すことは、現時点では、法律上も事実上も困難で

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>プロバイダ等に通信履歴の保存義務を課すことは、現時点では、法律上も事実上も困難であり、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解ざるをえない。</p> <p>/////////</p> <p>しかし、通信履歴が電気通信事業法上の「通信の秘密」に含まれるとても、通信の秘密が侵害されるのはこれが電気通信事業者以外の者に入手されたときであって、電気通信事業者においてこれを保存すること自体は「通信の秘密」を何ら侵害するものではない（実際、電気通信事業者が経営上の判断で自主的に通信履歴を長期にわたり保存することは自由である。今日、電子通信事業者が自主的に通信履歴を保存する行為を電気通信事業法第4条違反とする見解は見当たらない。）。</p> <p>また、報告書は「情報漏えいの危険性があることから、その取扱いは極めて慎重に行われている状況」であるとする。しかし、通信履歴自体には発信者の氏名・住所等は記録されていないので、仮に通信履歴が漏えいしたとしてもそのことによる被害者それほど大きくはない（むしろISP等で情報漏えいが起きたときに問題となるのは利用者の登録情報であるが、これはISP等において当然のように保存されている。）。</p> <p>したがって、プロバイダに通信履歴の保存義務を課すことが法律上困難であるとは考えられない。</p> <p>また、昨今の記録媒体の大容量化、低価格化の元においては、通信履歴を保存するコストは大幅に下がっている。報告書においては「全インターネット利用者の通信履歴を保存しなければならないとした場合、中小零細のプロバイダ事業者はもちろんのこと、大手プロバイダ事業者においても、その利用者数（契約者数）を勘案すると、本来の業務を圧迫して、適切なサービスを提供することができなくなる可能性も否定できない」とあるが、例えば1000人以上の利用者を有するプロバイダ事業者において1ヶ月分の通信履歴を全部保存するのに1人あたりどの程度のコストがかかるのかすら報告書に明記されておらず、それでなぜ「本来の業務を圧迫して、適切なサービスを提供することができなくなる可能性も否定できない」といいうの</p>	<p>あり、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解ざるをえないと考えます（提言（案）39頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>か疑問である。</p> <p>さらにはいえば、電気通信役務提供事業は、今日、権利侵害情報の流布という一種の公害を一定の範囲内でまき散らす事業となっているのであるから、その公害の発生を未然に防ぎかつ被害者の救済を行うのに必要な範囲内で一定のコストを負担するのは当然のことであるとするべきである。</p> <p>現行法では、自社の電気通信設備を違法行為に利用してもらうことを企図して、通信履歴を一切保存しないことを誦って顧客を集めることも合法であるし、そこまで極端でなくとも、1段階目の発信者情報開示請求により被害者が発信者のIPアドレスを入手するのに通常要する期間までに通信履歴を削除する運用にしてしまえば、そのISP等の電気通信設備を用いて匿名の陰に隠れた違法行為を繰り返す利用者が民事訴訟により法的な責任を負わされることを回避できることになってしまう。</p> <p>これでは、インターネットを利用した違法行為に関しては、被害者の裁判を受ける権利というのは絵に描いた餅に終わってしまうし、何をしても事実上法的な責任を負わされることはないと確信は、それ他のインターネット利用者による加害行為をエスカレートさせる効果を持つことは必定である（現に、そうなっている。）。</p> <p>したがって、1年程度の通信履歴保存義務を負わせる法改正こそが望まれているというべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>(7) 通信履歴の保存義務（提言案P38）</p> <p>プロバイダ等に通信履歴の保存義務を課すことは、現時点では、法律上も事実上も困難であるとする分析に同意し、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいとする結論に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>③プロバイダが違法ファイルのアップロード者に割り当てた特定IPアドレスの割り当て記録（※）を一定期間保存することについて</p>	発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>本提言案では通信記録の保存義務について、通信記録は通信の秘密に該当し、通信記録は保存することは許されないのが原則であり、電気通信役務を円滑に提供するためににおいてのみ、例外的に認められるもので、法律上も事実上も困難であり、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解さざるを得ないと結論づけている（39頁）。</p> <p>しかし、当協会がその保存を主張したのは通信記録ではなく、特定IPアドレスの割り当て記録である。この点において初めから誤解が生じており、本提言案の上記結論は当協会の主張を正確に理解した上で検討されたものではないと考える。</p> <p>したがって当協会は、プロバイダ責任制限法の改正により、プロバイダは権利者から開示請求のあった特定IPアドレスの割り当ての記録を保存することを義務付けるべきであるとの考えを改めて表明したい。なお、具体的な保存期間はガイドラインで定めることで事足りる。</p> <p>（※）割り当て記録とは、特定の日時、特定のIPアドレスが割り当てられていた者を特定するための記録の意味</p> <p style="text-align: right;">（一般社団法人 日本レコード協会）</p>	<p>義務を課す規定を設けることについては、現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることから、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます（提言（案）39頁）。</p>
	<p>通信履歴の保存についても、ログの保存の仮処分等もおこなわれているようですが、大阪の被害者の場合、そのためだけに東京に赴くのは交通費等から困難であることを鑑みると、通信履歴を一定期間保存することを請求できる規定を設けるべきです。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>プロバイダ等に通信履歴の保存義務を課すことは、現時点では、法律上も事実上も困難であり、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解さざるをえないと考えます（提言（案）39頁）。</p>
	<p>5 仮の発信者情報開示が求められる主な理由は、各プロバイダにおいて、アクセスログの消去が短期間でなされてしまうため、短期間での発信者情報開示がなされないと、発信者を特定することができなくなり、侵害利益の回復が不可能となってしまう現状がある。</p> <p>特に、掲示板、SNSなどの一次プロバイダへの発信者情報開示請求の場合、一次プロバイダから開示された発信者情報から、直ちに発信者を特定することができる場合はまれであり、そ</p>	<p>発信者情報を特定した上で当該情報を消去しないように、プロバイダ等に通信履歴の保全義務を課す規定を設けることについては、現在でも、仮処分によりプロバイダ等に通信履歴の保全義務を課すことが可能であることか</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>の後、経由プロバイダへの発信者情報開示請求がなされてはじめて、特定ができる場合がほとんどである（場合によっては、経由プロバイダからさらに別の経由プロバイダが判明することもある）。その場合、一次プロバイダへの発信者情報開示請求に時間をかけると、経由プロバイダのアクセスログが消えてしまい、特定ができない場合もある。</p> <p>アクセスログ全体を各プロバイダに長期間保存させることは、各プロバイダへの負担の観点から現実的ではないにしても、被害者の求めにより、判断がなされるまでの間、特定のアクセスログを保管するなど何らかの方法が仕組みとして導入される必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	ら、そのような規定を設ける必要性が乏しいと考えます（提言（案）39頁）。
(8) 第三者機関の創設等		
	<p>「(8) 第三者機関の創設等」について賛成する。</p> <p style="text-align: right;">((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(5) 「(8) 第三者機関の創設等」において、「そもそもどのような第三者機関を想定するかにより結論が異なり、団体がすでに存在していたり、実現することが困難であったりするなどの問題がある。」との結論には、基本的に、賛成する。</p> <p>但し、「すでに存在している」「第三者機関」について、インターネットにおける模倣品・海賊版による商標権・著作権等の侵害性等に関する知的財産法の専門家による簡易迅速かつ的確な判断の可能性が確保されているのかどうかが不明である点を指摘する。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。
	<p>(8) 第三者機関の創設等</p> <p>発信者情報は発信者のプライバシー、特に通信の秘密にも関係する重大な問題であり、また、一度開示が行われてしまえば裁判に移行したとしてもその巻き戻しは不可能です。仮に第三者機関の判断で開示が行われる制度になれば、それは実質的に終局的判断であり、裁判を受ける権利との関係で問題があると言わざるをえません。</p> <p>もっとも、第三者機関の判断の後にプロバイダ等が当該判断を示した上で再度発信者の意見を</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。ご指摘の点については、今後の参考意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>聴き、発信者がそれに納得して同意した場合に開示を行うという制度であれば、現行の法律の枠内で可能であると考えられます。</p> <p>(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
	<p>(8) 第三者機関の創設等（提言案 P 3 9）</p> <p>発信者情報開示の当否を判断する第三者期間の創設について、取り扱う対象が通信の秘密といった重要な国民の権利に関するものであるから、このような実体的な権利を終局的に確定させる判断は（公開の法廷における対審及び判決という）訴訟手続によらなければならない、とする結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
(9) いわゆる「匿名訴訟」及び訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段	<p>「(9) いわゆる「匿名訴訟」及び訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段」について賛成する。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(7) 「(9) いわゆる「匿名訴訟」及び訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段」において、「当該訴訟制度の創設の是非に関しては、プロバイダ責任制限法においてのみ検討することができる問題ではなく、様々な立場の意見を広く検討し、訴訟制度全体の問題として検討されるべきものである。」および「当該問題は民事訴訟法をはじめ、民事訴訟全般に関連する問題であることから、これも匿名訴訟同様、様々な立場の意見を広く検討する必要がある。」との結論には、賛成する。</p> <p>(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(9) いわゆる「匿名訴訟」及び訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段（提言案 P 4 0）</p> <p>いわゆる「匿名訴訟」または訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段制度創設は、民事訴訟法をはじめ、民事訴訟全般に関連する問題であることから、様々な立場の意見を広く検討する必要がある（ので困難である）、とする結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
5 その他		
(1) 「ノーティス・アンド・テイクダウン」	<p>■41ページ「ノーティス・アンド・テイクダウン」</p> <p>本文中では、米国の制度にならない著作権の侵害についてのみ触れられているが、利用者視点を踏まえて、権利を侵害されたとする者を最優先に考えた案が検討されても良かったのではないか。すなわち、トラブル件数としては最も多いと推察される、名誉毀損やプライバシー侵害等に関して「ノーティス・アンド・テイクダウン」の考え方を適用することは考慮しなかったのか。</p> <p>利用者視点を踏まえれば、積極的に、より良い方向に改善できるかを検討した結果、やむなく見送ったとするならわかるが、検討もされず、他国で成果を上げている方式をデメリットばかりを気にして難しいと結論づけることに、違和感がある。韓国では自殺者がでる等、社会問題化していた。そのような事態になる前に、インターネットの特性を考慮して、被害者救済の観点からの考察をより深めていく必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">(NHN Japan 株式会社)</p>	<p>提言（案）では、「名誉毀損等の権利侵害情報に見られるように、形式的な要件の充足を確認することで情報を削除してしまうと、例えば、特定の観点に基づく表現がノーティス（通知）によっていったん削除されてしまうことにより時宜にかなった表現が制限されてしまうこと等も懸念され、表現の自由との関係で大きな問題が生じるおそれがある」等、名誉毀損やプライバシー侵害等に関して「ノーティス・アンド・テイクダウン」の考え方を適用することを考慮した検討を行っています（提言（案）42頁）。</p>
	<p><u>41頁 (1) ノーティス・アンド・テイクダウン</u>について</p> <p>42頁の第1段落では「不当なノーティスを防止する手段が存在しないという問題点」とありますが、そもそもノーティス・アンド・テイクダウンの制度自体が法制化されていないのにその制度の濫用を防止する制度的担保が存在しないのは当然であり、いささか本末転倒の議論ではないかと思料いたします。制度を制定する際に濫用防止の制度を策定すればよいと考えます。また、42頁第4段落では「実質的に濫用を防止する制度的手段がない」といいつつ、43頁第2段落では「ガイドライン等にのっとって実質的にノーティス・アンド・テイクダウンに相当する仕組みが存在すると評価しうる」との記載がありますが、実質的に存在できているのであれば、まさにそれを法制度化し、濫用防止の制度を定めることこそが法治国家としてあるべき対応ではないでしょうか。</p> <p><u>42頁 注49</u>について</p>	<p><u>41頁 (1) ノーティス・アンド・テイクダウン</u>について</p> <p>濫用防止の制度については、我が国の法制度との整合性の問題があると考えます。また、そもそもノーティス・アンド・テイクダウンは濫用防止の制度の問題以外にも表現の自由など、他の要素も踏まえ、制度化が困難と考えられます。</p> <p>現在の運用において、特段問題がない上、ガイドラインにより対応することで事情の変化に柔軟に対応できる側面もあることから、法</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「著作権側」とありますが、「著作権者側」の誤りではないでしょうか。</p> <p>(株式会社日本国際映画著作権協会)</p>	<p>制化する必要は乏しいと考えられます（提言案）42頁）。</p> <p>43頁 注50について ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
	<p>「5 その他」</p> <p>「(1) 「ノーティス・アンド・テイクダウン」について 賛成する。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>4 「第3、5 その他」について</p> <p>「(1) ノーティス・アンド・テイクダウン」の「エ 結論」において、「我が国の法制度でノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入するには乗り越えるべき法的な問題が大きい上に、その必要性も乏しいと考えられることから、導入の是非については、慎重な検討が必要と考えられる。」との結論には、賛成する。</p> <p>(日本弁理士会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>(1) 「ノーティス・アンド・テイクダウン」</p> <p>現行法においても、権利侵害があると「信じるに足りる相当の理由」があれば送信防止措置が可能であり、既に各事業者はプロバイダ責任制限法ガイドライン等に基づく対応を行っています。ノーティス・アンド・テイクダウンは本質的に発信者の表現を著しく萎縮させる可能性がある制度であり、妥当ではありません。</p> <p>(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>○その他</p> <p>(1) 「ノーティス・アンド・テイクダウン」(提言案P41)</p> <p>我が国の法制度でノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入するには乗り越えるべき法的な問題が大きく、著作権や商標権のプロバイダ責任制限法ガイドラインにより一定類型の権利侵害について実質的に相当する仕組みが存在していると評価することも可能であるので導入の</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>必要性も乏しいとする分析に同意し、導入の是非については、慎重な検討が必要との結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	
(2) 反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」）		
	<p>意見 6</p> <p>【該当箇所】</p> <p>第3 5 (2)反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」） (43～48ページ)</p> <p>【意見】</p> <p>反復的な権利侵害行為への対策については、「制度を導入することは適當ではな」い等と、結論を急に導くべきではありません。</p> <p>【理由】</p> <p>権利侵害情報が蔓延している今、反復的な権利侵害行為による被害の拡散防止は、提言（案）が挙げている「インターネット接続の制限（接続の遮断等）」や「アップロード等のアカウントの利用の制限」をはじめ、考え得るあらゆる手段について検討し、実施可能なものは全て講じていかなければ実現されないのが現状です。</p> <p>こうした手段のうち、特に「スリーストライク制」については、既に制度として導入している国もあり、その成果に大いに期待しつつ、動向を注目しているところです。</p> <p>したがって、今はこうした方策について「制度を導入することは適當ではな」い等と、結論を急に導くべきではなく、制度を既に導入した国における効果を検証・評価しつつ、我が国でも類似の制度やその他考えられる方策を導入することについて、早急に検討を行い、できるものから実施に移すべきです。</p> <p>なお、こうした方策の実施に伴い、プロバイダ責任制限法についても、適正な対応を行うプロバイダの免責要件を明確化するため、順次見直すことが必要であると考えます。</p> <p>（一般社団法人 日本音楽著作権協会）</p>	<p>本提言案はスリーストライクを導入している主要国の制度について検証・評価した上で、制度導入について検討したものと考えています（提言（案）44頁）。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p><u>45頁 ウ インターネット接続の制限（接続の遮断等）</u>について</p> <p>まず「スリー・ストライク・ルール」（または「グラデュエイテッド・レスポンス」。以下「G R」といいます。）の下でのインターネット接続の遮断に対して、誤解があるようと思われます。G Rは元来消費者を啓発し著作権侵害行為をやめてもらうための手段ですが、反面、違法なファイル共有を無視することはできませんし、反復的侵害者に対しては抑止手段も必要です。したがって、まず啓発メールを送り、その後は抑止手段をとること（または抑止手段をとると通知すること）が反復的侵害者に対して必要です。通知の回数は3回である必要はありませんし、抑止手段もインターネットサービスの完全な停止である必要はなく、一時停止を含めていろいろな類型が考えられるものです。</p> <p>第1段落5行目に「あ、」とあるのは「あわせて、」の誤りではないでしょうか。</p> <p>第2段落において「インターネットはメール通信や音声通話、行政手続き、災害時の情報入手等重要なコミュニケーション基盤であり、その世帯の一切の接続が遮断されると表現の自由との関係で問題」とありますが、同意いたしかねます。7頁の注13をみると「モバイル端末からインターネットを利用する利用者は2009年末で85.1%（8010万人）」とあります。また携帯電話の加入契約数は1億1000万加入以上ともあります。「メール通信や音声通話、行政手続きや災害時の情報入手」は携帯電話を含むモバイル端末でも十分対応可能であることは明らかです。違法情報のアップロードに通常使用されるブロードバンド回線を遮断したとしてもモバイル端末によるインターネット接続が可能である限り、当該ページに記載されている懸念は机上のものと言わざるをえません。</p> <p>また、46ページには「反復的権利侵害者に対して他のプロバイダを含めた一切の契約を制限する法制は個人の権利一般を制限することになり刑法の体系にあわない」とありますが、フランスで刑法の付加刑とされているからといってわが国でそれにならわなければならないというのを理解しかねるところです。 貸金業の分野では個人の信用情報は法律の裏付けをもって貸金業者に共有されており、延滞の多い債務者に関しては事実上貸出を行わないことが一般的に行われております。また交通事故を反復継続する運転者に対しては点数制度により一定期間運転</p>	<p><u>46頁 ウ インターネット接続の制限（接続の遮断等）</u>について</p> <p>インターネット接続の遮断に対しては、ご指摘のとおり、通知の回数は3回である必要はありませんし、抑止手段もインターネットサービスの完全な停止である必要はなく、一時停止を含めていろいろな類型が考えられ、本提言案は諸外国におけるスリーストライク制の制度上の異同があることも踏まえた上で、検討しているものです（提言（案）44頁）。</p> <p>第1段落5行目 ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>第2段落 パソコンからのみのインターネット利用者は1,292万人【13.7%】とされていることからすれば、「違法情報のアップロードに通常使用されるブロードバンド回線を遮断したとしてもモバイル端末によるインターネット接続が可能である限り、当該ページに記載されている懸念は机上のものと言わざるをえません」と一概に結論づけることは困難とかんがえられます。（総務省『平成22年 情報通信に関する現状報告』161頁）</p> <p>法律によって個人がインターネットに接続することを制限することは、個人の権利一般を</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>免許証の発給を行わない運用も長年実施されているところであります。前述のとおり著作権侵害がわが国の法制上重大な犯罪であると位置づけられていることを考えれば、重大な犯罪行為を継続反復する者に対して、プロバイダが一定期間契約を行わないことを法律で義務付けることは決して不当な取り扱いとはいえないものと思料いたします。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社日本国際映画著作権協会)</p>	<p>制限することであることから、例示としてフランスの制度を説明しているものです（提言案）47頁）。</p>
	<p>「(2) 反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」）」「ウ インターネット接続の制限（接続の遮断等）」について</p> <p>反対する。すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施は、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施等とともに、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p>「エ アップロード等のアカウントの利用の制限」について</p>	<p>提言（案）に記載のとおり、我が国の法制度として、反復的な権利侵害行為者に対して、インターネット接続の制限（接続の遮断等）を行う制度を導入することは適当ではなく、また、契約約款に基づき民間による自主的な取組を行うことも適当ではないものと考えられます。また、反復的な権利侵害行為者に対するアカウント停止については、表現の自由、通信の秘密の保護の観点等に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していくことが適当であると考えられます。</p> <p>そもそもプロバイダ責任制限法が、プロバイダ等と権利を侵害されたとする者及び発信者との間の民事責任（損害賠償責任）の範囲を明確化したもののすぎないものであることからすると、個別の事案に直接関連しないそのような要素を要件とすることは、プロバイダ責任制限法との親和性において疑問があると考えられます。</p> <p>また、これまでのプロバイダ等の責任に関する裁判例においても、個別の事案に直接関連しない要素を「条理上の作為義務」の根拠となる要素とし</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>反対する。すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施は、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施等とともに、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p>((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	<p>て考慮したものは見受けられません。さらに、仮にそのような規定を設けた場合、「合理的措置」を実施していない事例においてはプロバイダ責任制限法の責任制限の対象とならず、民法の規定によりプロバイダ等の責任が検討されることになるところ、プロバイダ等の責任に関する民法の解釈において、そのような個別の事案に直接関連しない要素は民事責任（損害賠償責任）を認めるための根拠と解釈されないとも考えることができます（提言（案）25頁）。</p>
	<p>3 「第3、5 その他」について (1) 「(2) 反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」）」の「ウ インターネット接続の制限（接続の遮断等）」において、「我が国の法制度で、反復的な権利侵害行為者に対して、インターネット接続の制限（接続の遮断等）を行う制度を導入することは適当ではなく、また、契約約款に基づき民間による自主的な取組を行うことも適当ではないものと考えられる。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標</p>	<p>提言（案）に記載のとおり、我が国の法制度として、反復的な権利侵害行為者に対して、インターネット接続の制限（接続の遮断等）を行う制度を導入することは適当ではなく、また、契約約款に基づき民間による自主的な取組を行うことも適当ではないものと考えられます。また、反復的な権利侵害行為者に対するアカウント停止について</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施は、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施等とともに、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p>(2) 「(2) 反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」）の「エ アップロード等のアカウントの利用の制限」の「反復的な権利侵害行為者に対するアカウント停止については、表現の自由、通信の秘密の保護の観点等に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していくことが適當である。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p> <p>理由：すなわち、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）とによる同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するべきである。他方、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等</p>	<p>は、表現の自由、通信の秘密の保護の観点等に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していくことが適當であると考えられます（提言（案）46頁）。</p> <p>そもそもプロバイダ責任制限法が、プロバイダ等と権利を侵害されたとする者及び発信者との間の民事責任（損害賠償責任）の範囲を明確化したるものにすぎないものであることからすると、個別の事案に直接関連しないそのような要素を要件とすることは、プロバイダ責任制限法との親和性において疑問があると考えられます。</p> <p>また、これまでのプロバイダ等の責任に関する裁判例においても、個別の事案に直接関連しない要素を「条理上の作為義務」の根拠となる要素として考慮したものは見受けられません。</p> <p>さらに、仮にそのような規定を設けた場合、「合理的措置」を実施していない事例においてはプロバイダ責任制限法の責任制限の対象とならず、民法の規定によりプロバイダ等の責任が検討されることになるところ、プロバイダ等の責任に関する民法の解釈において、そのような個別の事案に直接関連しない要素は民事責任（損害賠償責任）を認めるための根拠と解釈されないとも考えることができることからすると、結局民事責任（損害賠償責任）は認められないとも考えられます。そうす</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進するべきである。このような観点から、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権・商標権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置の採用等を要件として、個別具体的な事案における著作権者・商標権者等に対する不法行為に基づくプロバイダの損害賠償責任をプロバイダに故意又は重過失がない限り免責する、という、米国・台湾等の外国法制におけるような、いわゆるセーフハーバー条項を創設すべきである。そして、プロバイダによるユーザーとの契約約款に基づく自主的なスリーストライク制の実施は、プロバイダによるユーザーの著作権・商標権等侵害を予防及び／又は是正するための技術的手段の自主的な導入、著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協議により策定されるガイドラインに基づくプロバイダによる自主的パトロールの実施等とともに、上記セーフハーバー条項の一つの要件としての上記措置の採用に該当し得るものと位置付けられるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（日本弁理士会）</p>	<p>ると、そのような規定を設ける意味もないとも考えられます（提言（案）25頁）。</p>
	<p>(2)反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」）</p> <p>インターネット接続自体の停止等については、提言（案）で触れられている通り、メール、IP電話などにとどまらず、行政手続や将来的には参政権など国民の重大な権利行使や義務の履行に欠かせないインフラとして活用されているところ、少なくとも司法の判断を得ずにこのような対応を行うことはもはや難しくなっていると考えられます。また、家庭用ルータの普及により、1契約のインターネット接続により家族全員がそれぞれのPCやスマートフォンなどでインターネットに接続する形態が一般的になっており、家族の1人の行為のために他の人に連帶責任を負わせることになり、妥当ではありません。</p> <p>一方、動画投稿サイトやオークションサイトなどでは、インターネット接続の停止に比べ影響が限局的です。既に規約違反の利用者に対しアクセス権の剥奪などを迅速に行っており、その実態は「スリーストライク」どころか1回目の違反でアカウント剥奪という事例も多く、法制度として導入することに意味があるかは疑問です。（さらにいうと、事前登録なく利用できる投</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>稿サイトなどについては、スリーストライクのような制度を導入しても意味がありません。) (社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
	<p>(2) 反復的な権利侵害行為への対策（いわゆる「スリーストライク制」）（提言案P43）</p> <p>我が国の法制度で、反復的な権利侵害行為者に対して、インターネット接続の制限（接続の遮断等）を行う制度を導入することは適當ではなく、また、契約約款に基づき民間による自主的な取組を行うことも適當ではない、との結論に賛成します。</p> <p>また、反復的な権利侵害行為者に対するサイト管理者によるアカウント停止については、表現の自由、通信の秘密の保護の観点等に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していくことが適當、とする結論に賛成します。</p> <p>((社) テレコムサービス協会)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
第4 おわりに		
	<p>■49ページ</p> <p>「各種ガイドラインについても、裁判例の蓄積に合わせた改訂を行うことが望ましく、また、今後も、適宜改訂を行っていくことが肝要であり、これによりプロバイダ等の適切な判断に資することが期待される。」とあるが、プロバイダ、あるいはガイドラインを利用して送信防止措置依頼を行いたい、権利を侵害されたとする者の観点から考えれば、これらの改訂だけでは不十分ではないか。</p> <p>本WGが設置されている研究会は、「利用者視点を踏まえた」という名前がついているが、これらのガイドラインは利用者視点が全く踏まえられていない。ガイドラインはプロバイダの立場から見ても、権利を侵害されたとする者の立場から見ても、わかりにくい内容である。プロバイダがガイドラインの内容を噛み砕き、権利を侵害されたとする者に教えている状況も多くある。ガイドラインの改訂も必要だと思われるが、真に必要なのは利用者視点を踏まえた利用者のためのガイドラインである。</p> <p>当該箇所は、「各種ガイドラインについては、裁判例の蓄積に合わせた改訂を行うことに加え、利用者視点を踏まえた立場別（権利を侵害されたとする者、教師や保護者などの代理人、掲示</p>	<p>ご指摘のプロバイダ責任制限法の各種ガイドラインは、ご指摘のような解説やマニュアルを用意するためのものではなく、他人の権利を侵害する情報の流通に関して、権利を侵害された者、プロバイダ等の行動基準を明確にすることを目的にするものであると認識しております。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>板管理者などの個人、CGM サービス提供事業者、インターネット接続プロバイダ) の解説やマニュアルを別途用意するのが望ましく、また、今後も、適宜改訂を行っていくことが肝要であり、これによりプロバイダ等の適切な判断に資することが期待される。」とするべきである。 (NHN Japan 株式会社)</p>	
	<p>49頁 第4 おわりにについて 「プロバイダ責任制限法について、その運用状況等をふまえ検証した結果」とありますが、本研究会が大変な御尽力の結果本提言をまとめられたことには敬意を表しますが、インターネット上の著作権侵害行為の状況、それによる経済的損失の拡大状況、わが国法制における著作権侵害行為の重大性の位置づけ等を考えますならば、プロバイダ責任制限法は抜本的な改正を検討するべき時期にきているものと思料いたします。 (株式会社日本国際映画著作権協会)</p>	ご指摘の著作権侵害行為の状況等も考慮した上で、本提言案を取りまとめたものです。引き続き、インターネット上の著作権侵害の状況を注視していく必要があると考えます（提言（案）50頁）。
	<p>「第4 おわりに」について 反対する。すなわち、プロバイダ責任制限法及びその運用状況は、少なくとも、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）による同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するとともに、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進する、という観点から、必ずしも十分なものとは言い難く、更に上記のような改正及び改善が必要であるものと思料される。 ((社) 日本国際知的財産保護協会)</p>	ご指摘の著作権侵害行為の状況等も考慮した上で、本提言案を取りまとめたものです。引き続き、インターネット上の著作権侵害の状況を注視していく必要があると考えます（提言（案）50頁）。
	<p>4 「第4 おわりに」について 「プロバイダ責任制限法について、その運用状況等を踏まえ、検証した結果、現時点で改正する必要性は特段見受けられない。」との結論に、以下の理由により、反対する。</p>	ご指摘の著作権侵害行為の状況等も考慮した上で、本提言案を取りまとめたものです。引き続き、インターネット上の著作権侵害の状況を注視していく必要があると考えます（提言（案）50頁）。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>理由：すなわち、プロバイダ責任制限法及びその運用状況は、少なくとも、インターネットにおいて、いわゆる日本方式のような著作権者（団体）・商標権者（団体）等との協力による国内のプロバイダの自主的な措置等の更なる促進・普及、著作権者（団体）・商標権者（団体）等と中国等の海外のプロバイダ（団体）による同様なスキームの構築の促進等を通じて、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底するとともに、海外のプロバイダとのグローバルな競争下で国内のプロバイダによる著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和を図りつつ促進する、という観点から、必ずしも十分ではなく、更に上記のような改正及び改善が必要と思料される。</p> <p style="text-align: right;">（日本弁理士会）</p>	況を注視していく必要があると考えます（提言（案）50頁）。
	<p>（1）通信の秘密への配慮について</p> <p>違法・有害情報対策における迅速な被害の拡散防止ならびに被害者の救済は大変重要な課題であることに変わりはございません。他方、プロバイダによる送信防止措置や発信者情報開示は「通信の秘密」と密接な関係にあることより、今後も多面的かつ慎重な対応が必要と認識しております。</p> <p style="text-align: right;">（社団法人 日本ケーブルテレビ連盟）</p>	ご指摘の被害の拡散防止、被害者の救済の重要性や通信の秘密も考慮した上で、本提言案を取りまとめたものです。引き続き、インターネット上の違法・有害情報の状況を注視していく必要があると考えます（提言（案）50頁）。
上記以外のご意見		
	<p>2 本提言（案）で触れられていない事項の早急な検討について</p> <p>本提言（案）では、以下の事項について検討されていない。しかしながら、プロバイダ責任制限法に関する重要な問題であり、早急に検討されたい。</p> <p>(1) 違法なメールの送信等を含め発信者情報開示請求の対象とするべきであること。</p> <p>(2) 発信者情報開示の管轄を被害者の住所地とするよう、管轄の規定を設けること。</p> <p>(3) 情報開示の不当拒否に対して主務大臣による措置命令を可能にするよう、規定を設けること。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、以下のような事案において、発信者情報開示が不可能また</p>	<p>(1) 違法なメールの送信等を含め発信者情報開示請求の対象とするべきであること。</p> <p>ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、電子メールのように特定の者に対し、一回ごとに通信が完了する形態の通信は、被</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>は著しく遅延する問題があり、これらに対応する必要がある。</p> <p>(4) 氏名不詳の者から、インターネット上の掲示板において誹謗中傷を受けた者（地方在住）が、発信者情報開示仮処分の為に東京地方裁判所に2回行く費用だけでも10万円以上の費用がかかることがわかり開示請求を断念した（発信者情報開示の管轄）。</p> <p>(6) 被害者が、発信者情報開示の判決を得たが、プロバイダ等が開示に応じないため、発信者が特定できない（措置命令）。</p> <p>3 本提言（案）で触れられていない事項について</p> <p>(1) 当連合会は、プロバイダ責任制限法が、消費者の被害救済の観点から「特定商取引法」の改正により、情報開示請求権を創設するべきであるとの意見をとりまとめ、2010年12月3日付け「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」として、消費者庁長官宛てに提出した。</p> <p>これは、直接的には、特定商取引法の改正を提言するものであるが、その前提には、プロバイダ責任制限法それ自体の問題点が横たわっており、本提言（案）に先だって「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に対しても資料として提出している。</p> <p>それゆえ、同意見書においてプロバイダ責任制限法の問題として指摘した点については、本提言（案）においても当然検討されることを期待したが、検討されていない事項もある。</p> <p>そこで、以下、本提言（案）において検討されていない事項のみ指摘する。</p> <p>(2) 違法な電子メールの送信等を含め発信者情報開示請求の対象とするべきであること。</p> <p>特定電気通信は、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と規定されているため、例えば、電子メールは1対1の通信なので含まれないとされる。</p> <p>これは、通信の秘密を理由に限定したとされている。しかし、具体的な被害に遭い、権利救済が必要である被害者が、特定電気通信でないことを理由に、被害救済への途を閉ざされるのは妥当ではない。例えば、現在、偽出会い系による被害が多く報告されているが、これは電子メールを用いた勧誘や詐欺行為を手段としており、これに対する権利救済が認められないのは妥当ではない。</p>	<p>害の広がりやその拡大のスピードという点で、不特定の者からの求めに応じて問題となる情報の自動的な送信が継続的に行われるインターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信とは異なるものであると考えられます。また、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性があります。そうすると、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考えられ、ご指摘を踏まえ、提言に追記しました。（提言（案）16頁）。</p> <p>(2) 発信者情報開示の管轄を被害者の住所地とするよう、管轄の規定を設けること。</p> <p>ご指摘の点は、民事訴訟法の解釈・運用にも関わる事項であるため、その点についての検討が必要であることから、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難であり、慎重な検討が必要であると考えられます。なお、民事訴訟法には、書面による準備手続は、両当事者が裁判所に出頭することなく準備書面に基づき実施することが可能である旨、裁判所が相当と認</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>したがって、「特定電気通信」に限られている発信者情報開示請求の対象を改正し、違法な電子メールの送信等、電気通信手段を広く発信者情報開示請求の対象とするべきである。</p> <p>(3) 発信者情報開示の管轄</p> <p>裁判上の請求については、請求者の住所地を管轄する裁判所も管轄裁判所とするべきである。現行のプロバイダ責任制限法では、債務者つまりプロバイダ等の住所地を管轄する裁判所が管轄裁判所となるが、プロバイダ等は東京に集中しており、地方在住の被害者が発信者情報開示請求のために地方から東京地方裁判所に何度も出頭することは、1回あたりの出頭費用が少なくとも数万円を要することに鑑みれば、被害者に非常な負担を強いることになる。</p> <p>他方で、当事者の公平性の観点から、被害者の住所地を管轄する裁判所が不相当な場合は、移送の対象とすることで公平な解決が可能である。</p> <p>したがって、消費者からの開示請求に関する裁判上の請求については、請求者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所に追加するべきである。</p> <p>(4) 開示の不当拒否に対する措置命令</p> <p>現在、匿名掲示板の管理者等の中には、発信者情報開示の判決、決定及び間接強制さえも無視する例がある。</p> <p>しかも、間接強制も財産が特定できなければ執行不可能であり、結局、泣き寝入りを強いられている事案が多くある。被害者にとっては、財産を得ることが発信者情報開示の目的ではない。そこで、判決や決定を受けているにもかかわらず、開示を拒否するようなプロバイダ等に対しては、監督官庁が適切な措置を命令する権限を与え、さらに、当該命令に対してもプロバイダ等がこれに従わない場合は罰則が認められることが必要である。</p> <p>なお、プロバイダ等が、法的な義務を果たしているか否かは外形的な判断であり、これに対して措置命令を発することは、通信の秘密を侵害することにはならない。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会)</p>	<p>めるときには、電話会議の方法を用いることが可能である旨が規定されており、これらの規定を活用することも考えられます。</p> <p>(3) 情報開示の不当拒否に対して主務大臣による措置命令を可能にするよう、規定を設けること。</p> <p>発信者情報開示の判決、決定及び間接強制さえも無視する事例については、プロバイダ責任制限法に特有の問題ではなく、裁判制度そのものに関わる事柄であることから、司法制度全般に係るものとして議論されるべきものであり、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます。</p>
	<p>1 意見の要旨</p> <p>悪質な商法や詐欺的な取引で被害を受けた消費者の被害回復を実現しやすくするため、特定電</p>	<p>⑤発信者情報開示請求があったときの発信者への事前の通知を不要とする場合を認めるこ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）を改正し、下記①ないし⑥の事項を採り入れるべきである。</p> <p>⑤発信者情報開示請求があったときの発信者への事前の通知を不要とする場合を認めること ⑥発信者情報開示の裁判上の請求については、請求者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること</p> <p>2 意見の理由</p> <p>(5) ⑤について</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、4条2項によって、発信者への事前通知を開示の要件としている。</p> <p>しかしながら、自らの素性を隠して消費者に被害を与えようとする者の場合、プロバイダ等から事前の通知があれば、その段階で証拠隠滅や乙卯を図ることが十分に考えられる。</p> <p>したがって、そのような証拠隠滅や逃亡を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、例外的に発信者への事前通知を要することなく開示がなされる余地を認めるべきである。</p> <p>(6) ⑥について</p> <p>現行のプロバイダ責任制限法では、裁判所の管轄は債務者つまりプロバイダ等の住所地とされているが、プロバイダ等は東京に集中しており、地方在住者にとっては出頭のための費用が大きな負担となる。</p> <p>そこで、プロバイダ責任制限法を改正し、消費者からの開示請求の場合、消費者の住所地についても管轄を認めるべきである。</p> <p>このような改正を行ったとしても、当事者の公平の観点からプロバイダ等の住所地に管轄を認めることが相当であるときは、移送の対象とすることによって対応が可能となると考えられ、プロバイダ等に過大な負担を課すことにはならないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>と</p> <p>プロバイダ責任制限法上、侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別な事情がある場合については、発信者への事前の通知を不要とすることが認められているところです。</p> <p>⑥発信者情報開示の裁判上の請求については、請求者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること</p> <p>ご指摘の点は、民事訴訟法の解釈・運用にも関わる事項であるため、その点についての検討が必要であることから、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難であり、慎重な検討が必要であると考えられます。なお、民事訴訟法には、書面による準備手続は、両当事者が裁判所に出頭することなく準備書面に基づき実施することが可能である旨、裁判所が相当と認めるときには、電話会議の方法を用いることが可能である旨が規定されており、これらの規定を活用することも考えられます。</p>
	<p>■81ページ「プロバイダ責任制限法検証WG」構成員一覧について</p> <p>本WGは、委員がすべて法曹界から選抜された構成となっている。関係者からのヒヤリングも</p>	<p>構成員は幅広い分野の知見を有する有識者から構成されており、関係者からのヒアリング</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>行われたが、各回とも、発表と発表者への委員からの質問が済んだ後は、議論開始前に傍聴席に後退させられ、議論に加わらせなかった。議論に利用者や事業者の代表が加わっていない時点で、「利用者視点を踏まえた」とは言えないのではないか。本提言案に書かれている内容は、様々な立場の者が意見を交換し、建設的な議論をした結果ではない。法律の専門家が不要と判断したというだけであり、現実に問題に直面している者からの意見が取り入れられず、議論する場にも立たせず、一方的に切り捨てただけである。</p> <p style="text-align: right;">(NHN Japan 株式会社)</p>	内容を十分踏まえた上で、議論を行っており、ご指摘は当たらないと考えます。
	<p>4 その他 本提言（案）は、現状考察部分と具体的な制度改正の提言部分が曖昧であるため、今後提言を公表の際には、提言部分が明確な構成をご一考いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社 ドワンゴ)</p>	論点ごとに現状を考察した上で提言を行う構成になっており、構成は明確であると考えます。
	<p>■要旨</p> <p>□本提言における結論については不適当なものが散見され、実際に課題の解決に至らないことが思料されるため、再検討を要する。また、各種権利侵害を一律に定めることには限界があることから、各法制（著作権であれば著作権法）における解決も視野に入れた柔軟な示唆が求められる。</p> <p>■総論</p> <p>現行プロバイダ責任制限法が、情報の流通によって何らかの権利侵害を受けた被害者に一定の救済手法を付与していること及び当該情報の流通を媒介するプロバイダ等の行為から損害賠償責任を免ずることを規定しているに過ぎず、プロバイダ等に何らかの義務や責任を生じさせることを規定しているわけではないことは理解している。しかしながら、本提言がその考えを維持する観点からまとめられているため、法改正には慎重な結論に終始し、その結果として個別の議論において結論に疑問を生じる点が少なくない。</p> <p>例えば、第3-3-(4)-ウにおいて、「プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講</p>	本提言案にもあるとおり、研究会でも検討を行いましたが、諸外国の状況も踏まえた上で、我が国においても、プロバイダ等に、流通する情報を監視させることは、それが特定の情報を検知する技術的手段を用いた機械的な検知である場合を含め、事実上の検閲になりかねず、また、疑わしい情報は全て予め削除することにつながりかねないことから、表現の自由に対し著しい萎縮効果を及ぼすおそれがある上、場合によっては通信の秘密を侵害する可能性もあるものであり、当該技術的手段の導入はプロバイダ責任制限法による責任制限の要件とするべきではないと考えます。過去に申出があった情報に関する限りでも、表現の自由への萎縮効果等の法的な問題や、実施可

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>するよう申出があった情報であっても同様であると考えられる。」との結論になっており、本法はともかくいかなる法制においてもプロバイダ等は一切の監視義務を負わない（若しくは負わせてはならない）と読みうる記述となっている。このことは他国法制において一般的な監視義務をセーフハーバ免責の要件にしていないことを理由にしているところであるが、他国法制においてもあくまで「一般的な」監視義務を負わないに過ぎず、「特別な」監視義務までを排除したものではない。にもかかわらずこの点を勘案することなく監視義務を否定しているのは明らかに不当な結論であるといわざるを得ない。このような、本法における判断を越えて他法の法改正にも影響を与えるかねない誤った結論が複数見受けられる。さらに、このような結論は、民間における話し合いによって運用を検討するとした結論にも影響を与え、結果として何らの改善がなされないという状況をも生じかねない。</p> <p>そもそも被害者らは、本法においてプロバイダ等の義務を明確に法制化することだけを目的に問題点を提示しているわけではない。現行法の運用に伴って発生している問題点を解決するにあたってはプロバイダ等の義務化を要すると主張しているのであり、義務化（もしくはそれに代わる運用）が実現されるのであれば法改正にはこだわらない。しかしながら、本提言における結論では、本法での解決は図られず、加えて上の解釈の問題等もあり、他の法制や運用での解決も行えなくなるという結果をも招きかねず、このことは被害者らとしては到底受け入れることはできない。</p> <p>また、本法における根源的な問題は、名誉毀損、プライバシー等人権に近い権利侵害と、著作権、商標権等の知的財産権の侵害を並列に取り扱っていることである。本法が成立施行され相当期間が経過し、実務の運用実績の蓄積も図られてきた中で、本法のみで権利侵害のすべてに対応することは限界である。したがって、例えば著作権等侵害であるならば著作権法においてその検討を行うなど、権利ごとにプロバイダの義務、免責等を検討し、新たな法整備をするといった柔軟な対応があっても良いのではないか。</p> <p>これらのことから、本提言における結論については再検討を希望する次第である。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>能性といった実際上の問題があると考えられます。</p> <p>したがって、プロバイダ等は、流通する情報を監視する義務を負わず、他人の権利を侵害する情報の流通を知った場合には当該情報の送信防止措置を講ずれば足りると考えるべきであって、それが過去にプロバイダ等に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった情報であっても同様であると考えられます。</p> <p>プロバイダ責任制限法は、他人の権利を侵害する情報を類型にとらわれず横断的に対象としているものであり、権利侵害情報の種類に応じた対応はガイドラインにおいて定められており、法に適した適切な対応を行っているものと認識しています。</p> <p>引き続き、インターネット上の権利侵害の状況を注視していく必要があると考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>要旨：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発信者の権利の尊重を支持する <p>意見1：全体について 法改正を要しないとする結論については妥当と考える。 特に、発信者のプライバシー、通信の秘密、及び表現の自由の保障を尊重する論旨を強く支持する</p> <p>(個人)</p>	本提言案に賛成のご意見として承ります。
	<p>要約：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット上の著作権侵害は刑事罰のある違法行為であり、現実に巨額の経済的損失が発生している行為であるから、現実をふまえた立法による解決が必要である。 2. そのためには、現在採用されていない制度であっても、著作権侵害を抑止するために効果があるものは積極的に導入すべきである。 3. したがって、「現時点でのプロバイダ責任制限法見直しの必要がない」という結論に反対である。 <p>個別意見：</p> <p>私ども株式会社日本国際映画著作権協会は、著名な映画会社6社（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・コーポレーション、20世紀フォックス・コーポレーション、ユニバーサル・シティ・スタディオズLLC、ウォルト・ディズニー・スタディオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザーズ・エンタテインメント・リンク）からなるモーション・ピクチャーズ・アソシエーションの日本における子会社でございます。このたびはプロバイダ責任制限法検証に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがとうございます。しかしながら、全体を通しては、インターネット上の権利侵害に関する御認識が不足気味のように思われ、とりわけ著作権侵害行為は刑事罰のある犯罪行為であり、かつ今やわが国に重大な経済的損失を生ぜしめており対処が必要であるという観点が必要ではないかと思料いたします。以下に、個別の記載内容に関する意見を申し上げます。</p>	ご指摘の著作権侵害行為の状況等も考慮した上で、本提言案を取りまとめたものです。引き続き、インターネット上の著作権侵害の状況を注視していく必要があると考えます。

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p style="text-align: right;">(株式会社日本国際映画著作権協会)</p> <p>当協会は、プロバイダ責任制限法の裁判外での運用を支えるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の一員です。会員の多くは電気通信事業者ないしホスティングサービス事業者すなわち特定電気通信役務提供者として特定電気通信による権利侵害にかかる損害賠償請求や発信者情報開示請求の訴訟や仮処分の相手方となった経験を持ち、また裁判外の送信防止請求や発信者情報開示請求も関連ガイドラインにもとづき対応しています。プロバイダ責任制限法検証に関する提言は、法令、裁判例や特定電気通信役務提供者としての電気通信事業者をはじめとする関係者の対応状況、諸外国の法制等について適切に分析した上で、妥当な結論に達したものと考えます。</p> <p>したがって、現時点ではプロバイダ責任制限法本文の改正をしないこと、発信者情報の範囲を総務省令にて見直すこと、プロバイダ責任制限法関係の各種ガイドラインについて裁判例の蓄積等に合わせた改訂を行うこととし今後も適宜改訂していくこと、等とする提言に全面的に賛成いたします。</p> <p>当協会としても、ガイドラインの直近及び将来の改訂作業に積極的に参加して、権利侵害の被害者の救済と発信者の表現の自由や通信の秘密の保護の双方の必要性との適切なバランスの保持に継続して寄与していく所存です。</p>	<p>本提言案に賛成のご意見として承ります。</p>
	<p>私は大阪弁護士会所属の弁護士ですが、これまでプロバイダー責任制限法に基づく発信者情報仮処分等の訴訟をおこなったことがあります。大阪の名誉毀損・プライバシー侵害の被害者が当該手続きを行うためには、プロバイダーの所在地のほとんどは東京のため、現行法では東京地裁でおこなわざるをえません。そのため、最初から泣き寝入りをせざるをえない被害者も多いです。発信者情報開示の管轄を被害者の住所地とするよう、管轄の規定を設けていただきたいと考えております。</p>	<p>ご指摘の点は、民事訴訟法の解釈・運用にも関わる事項であるため、その点についての検討が必要であることから、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難であり、慎重な検討が必要であると考えられます。なお、民事訴訟法には、書面による準備手続は、両当事者が裁判所に出頭することなく準備書面に基づき実施</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		することが可能である旨、裁判所が相当と認めるときには、電話会議の方法を用いることが可能である旨が規定されており、これらの規定を活用することも考えられます。
	<p>第2 意見の理由</p> <p>1 プロバイダ責任制限法の問題が指摘される事案</p> <p>(4) 氏名不詳の者から、インターネット上の掲示板において誹謗中傷を受けた者が、発信者情報開示仮処分の為に東京地方裁判所に2回行く費用だけでも10万円以上の費用がかかることがわかり開示請求を断念した（発信者情報開示の管轄）。</p> <p>(6) 被害者が、発信者情報開示の判決を得たが、プロバイダ等が開示に応じないため、発信者が特定できない（措置命令）。</p> <p>3 本提言（案）で触れられていない事項について</p> <p>(1) 当連合会は、プロバイダ責任制限法が、消費者の被害救済の観点から「特定商取引法」の改正により、情報開示請求権を創設するべきであるとの意見をとりまとめ、2010年12月3日付け「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」として、消費者庁長官宛てに提出した。</p> <p>これは、直接的には、特定商取引法の改正を提言するものであるが、その前提には、プロバイダ責任制限法それ自体の問題点が横たわっており、本提言（案）に先だって「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に対しても資料として提出している。</p> <p>それゆえ、同意見書においてプロバイダ責任制限法の問題として指摘した点については、本提言（案）においても当然検討されることを期待したが、検討されていない事項もある。</p> <p>そこで、以下、本提言（案）において検討されていない事項のみ指摘する。</p> <p>(2) 違法な電子メールの送信等を含め発信者情報開示請求の対象とするべきであること。</p> <p>特定電気通信は、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と規定さ</p>	<p>(2) 違法なメールの送信等を含め発信者情報開示請求の対象とするべきであること。</p> <p>ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、電子メールのように特定の者に対し、一回ごとに通信が完了する形態の通信は、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、不特定の者からの求めに応じて問題となる情報の自動的な送信が継続的に行われるインターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信とは異なるものであると考えられます。また、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性があります。そうすると、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考え</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>れているため、例えば、電子メールは1対1の通信なので含まれないとされる。これは、通信の秘密を理由に限定したとされている。しかし、具体的な被害に遭い、権利救済が必要である被害者が、特定電気通信でないことを理由に、被害救済への途を閉ざされるのは妥当ではない。例えば、現在、偽出会い系による被害が多く報告されているが、これは電子メールを用いた勧誘や詐欺行為を手段としており、これに対する権利救済が認められないのは妥当ではない。</p> <p>したがって、「特定電気通信」に限られている発信者情報開示請求の対象を改正し、違法な電子メールの送信等、電気通信手段を広く発信者情報開示請求の対象とするべきである。</p> <p>(3) 発信者情報開示の管轄</p> <p>裁判上の請求については、請求者の住所地を管轄する裁判所も管轄裁判所とするべきである。現行のプロバイダ責任制限法では、債務者つまりプロバイダ等の住所地を管轄する裁判所が管轄裁判所となるが、プロバイダ等は東京に集中しており、地方在住の被害者が発信者情報開示請求のために地方から東京地方裁判所に何度も出頭することは、1回あたりの出頭費用が少なくとも数万円を要することに鑑みれば、被害者に非常な負担を強いることになる。</p> <p>他方で、当事者の公平性の観点から、被害者の住所地を管轄する裁判所が不相当な場合は、移送の対象として公平な解決が可能である。</p> <p>したがって、消費者からの開示請求に関する裁判上の請求については、請求者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所に追加するべきである。</p> <p>(4) 開示の不当拒否に対する措置命令</p> <p>現在、匿名掲示板の管理者等の中には、発信者情報開示の判決、決定及び間接強制さえも無視する例がある。</p> <p>しかも、間接強制も財産が特定できなければ執行不可能であり、結局、泣き寝入りを強いられている事案が多くある。被害者にとって、財産を得ることが発信者情報開示の目的ではない。そこで、判決や決定を受けているにもかかわらず、開示を拒否するようなプロバイダ等に対しては、監督官庁が適切な措置を命令する権限を与え、さらに、当該命令に対してもプロバイダ</p>	<p>られ、ご指摘を踏まえ、提言に追記しました。 (提言（案）16頁)。</p> <p>(3) 発信者情報開示の管轄</p> <p>ご指摘の点は、民事訴訟法の解釈・運用にも関わる事項であるため、その点についての検討が必要であることから、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難であり、慎重な検討が必要であると考えられます。なお、民事訴訟法には、書面による準備手続は、両当事者が裁判所に出頭することなく準備書面に基づき実施することが可能である旨、裁判所が相当と認めるときには、電話会議の方法を用いることが可能である旨が規定されており、これらの規定を活用することも考えられます。</p> <p>(4) 開示の不当拒否に対する措置命令</p> <p>発信者情報開示の判決、決定及び間接強制さえも無視する事例については、プロバイダ責任制限法に特有の問題ではなく、裁判制度そのものに関わる事柄であることから、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます。</p> <p>(4) 情報開示の不当拒否をした場合組織処罰法の組織的犯罪者とみなす規定を設ける</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>等がこれに従わない場合は罰則が認められることが必要である。</p> <p>なお、プロバイダ等が、法的な義務を果たしているか否かは外形的な判断であり、これに対して措置命令を発することは、通信の秘密を侵害することにはならない。</p> <p>以上</p> <p>(4) 情報開示の不当拒否をした場合組織処罰法の組織的犯罪者とみなす規定を設けること。</p> <p>これにより金融機関における口座凍結が不可能となるのでプロバイダーの誠意ある対応が期待できる。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>こと。</p> <p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>1 大分県、特に日田市という地方裁判所支部管轄に所在する事務所に勤務し、誹謗中傷その他インターネットに関する実務を取り扱う者として、総務省「利用者視点を踏まえたＩＣＴサービスに係る諸問題に関する研究会」が取りまとめた「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」について、地方の被害者におけるプロバイダ責任制限法適用の難点が考慮された提言とされていないことについて、以下、意見する。</p> <p>2 プロバイダ責任制限法においては、発信者情報開示請求事件の管轄について何らの定めも無く、被告であるプロバイダの主たる事務所又は営業所所在地において訴えを提起することとなる。</p> <p>しかし、プロバイダの所在地は東京に偏在しており、プロバイダが任意での開示を行わない場合、同地を管轄する東京地方裁判所までの旅費日当を負担できる依頼者だけが自身の請求を全うすることができる状況となっている（例えば、大分県日田市から東京地方裁判所の所在する東京都千代田区霞ヶ関まで移動する場合、往復の交通費は約5万4000円かかり、代理人により活動を行った場合、これに日当が加わることとなる）。</p> <p>また、地方の代理人が東京裁判所へ出頭する場合、スケジュールの調整ができず、事件の解決が著しく遅延することとなる（大分県日田市から東京都千代田区霞ヶ関まで出頭した場合、往復で約11時間以上要し、他の事件をその日に受けすることはほぼ不可能となる）。</p> <p>被告であるプロバイダの出席があれば、電話会議などによる方法もあるものの、原告である被</p>	<p>ご指摘の点は、民事訴訟法の解釈・運用にも関わる事項であるため、その点についての検討が必要であることから、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難であり、慎重な検討が必要であると考えられます。なお、民事訴訟法には、書面による準備手続は、両当事者が裁判所に出頭することなく準備書面に基づき実施することが可能である旨、裁判所が相当と認めるときには、電話会議の方法を用いることが可能である旨が規定されており、これらの規定を活用することも考えられます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>害者は被告が出頭せず、取下擬制により事件が終了させられてしまうリスクを負うこととなる。</p> <p>3 仮の発信者情報開示を求める場合、当該請求が断行の仮処分としての性質を有することから、審尋を経るために裁判所への出頭を余儀なくされるところ、「仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所」はプロバイダの所在地を管轄する東京地方裁判所であることが多く、上述のように、本案たる発信者情報開示請求訴訟の管轄裁判所も、プロバイダの所在地を管轄する東京地方裁判所であることが多いことから、地方の被害者、及びその代理人は、東京地方裁判所への出頭を余儀なくされる。</p> <p>その場合に、経済的に余裕のない被害者が泣き寝入りせざるを得ないケースは、本案請求の場合に増して多く存在する。</p> <p>当職においても、過去、掲示板などにおける誹謗中傷、営業妨害事案の相談を数件受けているが、このような経済的負担を説明すると、どの相談者もあきらめてしまう。そのため、現在まで発信者情報の開示の請求を裁判上行ったことはない。</p> <p>この場合、警察に捜査を依頼する相談者も多いが、プライバシー侵害などのケースの場合、警察でも取り扱うことができない。自身が繰り返し誹謗中傷され、精神的ストレスから体調を崩したり、自身の写真が多数アップロードされるなどの被害が引き続き生じているケースもあるが、これを甘受するしかない状況に追い込まれている。</p> <p>インターネット利用者にとって、侵害行為が行われても法的救済が得られないことが一般化すれば、ひいてはＩＣＴサービス全体の信頼を失うばかりか、加害行為を助長することにもなり、インターネットの世界を無法地帯化するリスクをはらんでいる。</p> <p>4 削除請求は、不法行為に基づく差止請求の性質を有するため、不法行為地を管轄する裁判所において、訴えを提起することができる。</p> <p>しかし、削除請求は、あくまで対処療法的な解決を図るものに過ぎず、1つの書き込みを削除しても、別のスレッドを立ち上げ、あるいは別のサイトで同じような誹謗中傷を繰り返す発信者は多い。</p> <p>発信者情報開示請求は、単に相手方を割り出して、相手方へ金銭的な賠償を求めるだけが</p>	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>目的ではなく、被害者に対する侵害を根本的に解決するために必要不可欠な請求であることを忘れてはならない。</p> <p>また、同じく、被害者への侵害を解決するための手段である削除請求と発信者情報開示請求を別個の管轄に置く合理的理由もない。</p> <p>6 以上のとおり、発信者開示請求について被害者の住所地、あるいは不法行為地に管轄をおく定めを置かないままに放置することは、法が地方の被害者に対して泣き寝入りを強要するに等しい。また、アクセスログの保存に関しても、現行法は不備が存在する。</p> <p>そこで、これらの事項の整備を再検討することを提言する。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>前提として一般人においてのことである。</p> <p>現在一般人が気軽に利用するツイッターなどでの発言が悪意あるものの手によって意図的に広められている事件がある。それは事実を超え、ものすごい勢いで広がり発言者の考え方や人権が無視される程の異常さだ。</p> <p>おそらく、それを他の匿名制のサイトなどに持ち込んでいる人は、あらかじめネタになりそうな人を捜している言わばネットストーカーのようなものである。</p> <p>あまりにも利用者の多いツイッターなどにおいて、利用者本人達はそういった危険性を考えている人は少ない。ほとんどの利用者は自分のプロフィールや画像などを当たり前のように掲載している。</p> <p>今の法律ではネット上に載せた時点で著作権や肖像権を放棄していることになると聞いた。それは明らかにオカしい。他人が許可なく人の発言やプロフィールや画像を、本人の知らない、そして意図しない所で、歯止めの利かないように広がるのは問題である。</p> <p>今のネットの問題は、本人の意思と言葉が切り離されてしまうことである。間違いなく利用者はそこまで考えていない。本当に言いたいことなんて140字以内で提示しきれないことなんてザラにあるからだ。ある種わかる人にはわかるだろうという軽い気持ち程度で発言することもあるだろう。</p>	<p>インターネット上の違法有害情報について、対策を行うことは重要であり、今後とも適切な対応が望まれると考えられます。今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>だからこそ、本人以外の人がそれを転用し、別のサイトで取り上げることを禁止するべきである。ツイッターでの発言はあくまでツイッター内だけであって、他のサイトに転用したりしてはならない。また画像なども転用禁止は当たり前である。</p> <p>今のところ、匿名性を利用した人々は何をやっても許されているように見える。事実無根の情報をいくつも重ねられ、住所などプライベートなことも書かれていたりする。一般人にそれは絶対に止められないし、耐えられる様なことではない。</p> <p>被害者がもっと簡単に事実無根の情報を抹消でき、それを放置しているサイトの管理人全てを裁き、今後こういったことができないようにすべきである。</p> <p>そうでなければ、真実はどうかもわからないのに被害者は、犯罪者でも何でもないのに、まるで犯罪者のような目で見られて生きていかなければならない。流石に度が過ぎている。</p> <p>私の周りの人々でこういった事実無根な情報が消されないことに困っている。</p> <p>今、mixi やツイッターなどを見ていても、皆が当たり前のように自分の情報を載せ、交流の場として利用している。便利だが、それを悪用する人は増えていき、同じ様な事態は増えていくと思う。</p> <p>具体的に改善すべきなのは、本人がネットで公開した時点で著作権を放棄していることになるという、今の法律の現状。それを気にしなかったのは、あくまで自分のプロフィールや写真を悪用する様な人がいるはずないと良識な人間は思えるからだ。</p> <p>しかし、そうでない人がいることを知るのは、そういった経験をしてからだろう。経験してからではあまりにも遅いのだ。今の高校生や大学生を見ていてもそうだ。皆当たり前のように自分のプライベートなことを書き込んでいる。これが悪いとは言えない、良識があつて利用しているからだ。だからこそ、こういった情報を他人が勝手に使うことは禁止すべきだ。</p> <p>著作権というのはあまりにも、穴がありすぎる。</p> <p>匿名性を利用した誹謗中傷や、その人の人生が崩されてしまうという現状に対応すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	1 インターネットを悪用した被害について、被害者が泣き寝入りせざるを得ない事案が多い。	2 構成員は幅広い分野の知見を有する有識

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>これは、プロバイダ責任制限法自体の不備によるところが多い。</p> <p>本提言は、法改正を伴う事項については、非常に消極的な意見に終始しているが、非常に問題である。</p> <p>その問題点については、日弁連から平成23年6月30日に意見書が出されている。</p> <p>当該意見書は、正鵠を射ているものである。</p> <p>http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/110630.html</p> <p>WGは、真摯に受け止め、早急に法改正を含めた改善をするよう提言を見直しされたい。</p> <p>2 プロバイダ責任制限法検証 WGは、その構成員に、ITの知識にも、発信者情報開示の実務にも明るく無い構成員によって構成されている。</p> <p>実務にも技術にも明るくない構成員によって、法律を検証するというのは、検証の点から実効性を欠くと言わざるを得ない。</p> <p>メンバーを見直したうえで、改めて提言を作成されたい。</p>	<p>者から構成されており、関係者からのヒアリング内容を十分踏まえた上で、議論を行っており、ご指摘は当たらないと考えます。</p>
	<p>「利用者視点を踏まえたICTサービスにかかる諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証にかかる提言」に関し、別紙のとおり意見を提出します。</p> <p>上記研究会の結論を要約すれば、匿名のネットユーザーにより執拗な誹謗中傷に晒されている被害者が救済を受けられずにいる原因を是正するつもりは一切ないということである。今救われていない被害者は、今後も救われるべきではないというものである。そしてそれは、総務省として、匿名の卑怯者に「嫌がらせをする権限」を提供する権限を日本のインターネットサービスに付与することで、これを発展させる途を選択することとしたということである。</p> <p>匿名の卑怯者たちから執拗な誹謗中傷を受けている被害者から多数の相談を受ける立場の弁護士として、このような総務省の方針には反対せざるを得ない。</p> <p>なお、このような報告書を作成した委員の皆様、官僚の皆様におかれましては、インターネット上の匿名電子掲示板等において特定のターゲットが長期にわたり膨大かつ陰湿に誹謗中傷されているログデータをいくつも熟読していただきたい。そして、あなた方が出した結論は、こ</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ういう被害をこれからもいくつも生み出していくことに繋がるのだ、そして、被害者に絶望感を押しつけることに繋がるのだということを自覚し、今後、誹謗中傷に耐えかねて自殺する被害者等が現れたときには、自分たちが作成した報告書が、その自殺に大きく寄与したのだと自覚して今後の人生を歩んでいただきたい。そう願うものである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
メール		
	<p>1 意見の要旨 悪質な商法や詐欺的な取引で被害を受けた消費者の被害回復を実現しやすくするため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）を改正し、下記①ないし⑥の事項を取り入れるべきである。</p> <p>②電気通信を用いて違法な権利侵害がなされた場合、違法なメールの送信等を含めて発信者情報開示請求の対象とすること</p> <p>2 意見の理由 (2) ②について 特定電気通信は、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」とされ、メールのような1対1の通信は含まれないと解されている。 しかし、現在の消費者被害の事例では、メールが勧誘や詐欺行為の手段として使われることが多く、また、いわゆるレンタルオフィスや他人名義の固定電話や携帯電話の利用が頻発している状況においては、メールはほぼ唯一残された相手方特定のための手掛かりである。 したがって、消費者被害の救済のため、プロバイダ責任制限法を改正し、特定電気通信に限られている発信者情報の開示の対象を拡大する必要がある。 発信者情報の開示の対象からメールのような1対1の通信が外されているのは、通信の秘密に配慮したことによるとされているが、悪質な手法によって、時には多大な損害を与えているような者については、通信の秘密を強く保障する必要は認められず、過度にこれを保障することは、明らかに他者の利益との権衡を欠く。</p>	<p>ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、電子メールのように特定の者に対し、一回ごとに通信が完了する形態の通信は、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、不特定の者からの求めに応じて問題となる情報の自動的な送信が継続的に行われるインターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信とは異なるものであると考えられます。また、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性があります。そうすると、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考えられ、ご指摘を踏まえ、提言に追記しました。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>また、1対1の連絡が交換される関係にあって、一方の当事者のみが相手方の情報を全く得ることができないというのは、明らかに権衡を欠く。自分が何者であるかを隠し、あるいは偽って他者に損害を与えようとする者が、損害を被った相手方との関係において通信の秘密が保障されないとしても、それはやむを得ない制約であるといえ、全く不合理なことではない。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	(提言（案）16頁)。
	<p>3 そこで、プロバイダー責任制限法については、文言の記載のほか違法な行為であることが資料によって明らかにされた場合は発信者情報を開示すること、情報開示請求が正当かどうか訴訟等の手続を進める一定期間は、発信者情報を保存すべきこと、メールを使った手口についても発信者情報開示を認めることなどの法改正を行うことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望れます。</p> <p>なお、電子メールのように特定の者に対し、一回ごとに通信が完了する形態の通信は、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、不特定の者からの求めに応じて問題となる情報の自動的な送信が継続的に行われるインターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信とは異なるものであると考えられます。また、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性があります。そうすると、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考えられ、ご指摘を踏まえ、提言に追記しました。</p> <p>(提言（案）16頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>1. 侵害実態に即したプロバイダ責任制限法の定期的な見直し・検証について 違法ファイルは日々大量にアップロードされており、アップロードの手口も巧妙化している実態がある。当協会では、動画共有サイトや携帯電話向けサイトで提供されている違法ファイルを探索し、2010年度は約24万件の削除要請をプロバイダに対し行っている。2006年からの累計は約44万件に及んでいる。</p> <p>しかしながら、これら大量の違法ファイルを権利者が網羅的に発見し、対策を講じることは既に限界に達しており、違法ファイルの事後的な削除だけでは侵害量の減少には繋がらず、権利保護の実効性を欠いているといわざるを得ない。</p> <p>今回プロバイダ責任制限法施行10年を期に発足されたプロバイダ責任制限法検証ワーキンググループが同法を全般的に検討し、本提言案がまとめられたが、侵害の実態は日進月歩で進んでおり、被害は拡大していると認識している。</p> <p>このため、当協会は同法について侵害の実態を踏まえた定期的な見直し及び検証を行うべきと考える。</p>	<p>今後の参考意見として承ります。引き続き、インターネット上の著作権侵害の状況を注視していく必要があると考えます（提言（案）50頁）。</p>